

始



6  
7  
8  
9  
40  
1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
5

大島正徳著

デモクラシーの基本概念

東京  
至  
文  
堂



大島正徳著

デモクラシーの基本概念

至文堂



309  
56



114784

### 序

本著は時代の大變革に刺激されて、私の意見を述べたものであるが、單に急造の思ひ付きを語つたものではない。大正年代にデモクラシー思想の叫ばれた頃から、私の念頭にある考へである。今日と、その當時とは、時勢に非常の相違はあるが、根本の思想において異なるべきはずはない。

民主主義の復活強化とは、聯合軍司令部より要求されたことであつて、新日本の建設は、その思想に副つて行はなければならないが、ただ、要求されたから、デモクラシー生活でなければならぬといふのでは、道理はない。また、時代の急轉とつれて、ひとへに軍閥や官僚や特權階級を攻撃するだけであつて、國民各自が深く自ら反省し悔悟し、内に責任を感じて、自律的・道徳的に立脚して、新日本の建設に精進努力するのだからなければならない。それ故に、私達日本國民としては、何故にデモクラシーは主張さるべきであるか、その思想の根本的意義は何か、また、それが我が國民の傳統的國體生活と、いかに融合さるべきであるか、など、人類の



國家社會生活の本質的解釋と理解とに訴へて、合理的に自覺され、具體的に實踐されなければならぬ。

今日、これらの問題に關する各種の著述は公にされてゐるが、私も所見をここに述べて、日本の堅實な發展のために、誠意を捧げる次第である。

昭和廿一年二月四日

郷里・海老名町において

大島正徳

## 目次

### 一 我が國民生活の反省

一 終戦前の思想とデモクラシーの關係	一
(一) 虚偽の國民生活	二
(二) 科學思想の缺如と精神主義の誤解	四
(三) 神がかり的思想	七
(四) 空威張り思想	三
(五) 忠君愛國を私する思想態度	六
(六) 思想的道德的性格の薄弱	三
(七) 受動的な民風	二
二 我が國における過去のデモクラシー	六



二 國家と社會

- 一 原始民族社會と政治形態 ..... 九〇
- 二 國家構成員の總意と國體 ..... 九五
- 三 國政と社會生活 ..... 九八
- 四 國家と國際的道義 ..... 一〇〇
- 五 戦争と文化 ..... 一〇六

三 デモクラシーと個人主義及自由主義

- 一 君主國體と民主國體と總意 ..... 一〇〇
- 二 デモクラシーの發達と文化の向上 ..... 一〇五
- 三 獨裁と民意の向上 ..... 一〇七
- 四 個人主義及び自由主義の意味 ..... 一〇九
- 五 自由主義と統制主義 ..... 一一一

四 社會と個人

- 一 社會の中の我と我の中の社會 ..... 一一一
- 二 民族的生命と我 ..... 一一三
- 三 風俗習慣と我 ..... 一一五
- 四 思想生活と我 ..... 一二〇
- 五 社會思想と個人の自覺 ..... 一二五
- 六 制度機構と個人 ..... 一三〇

五 人格と輿論

- 一 人格の意義 ..... 一二七
- 二 社會我と良心作用 ..... 一三〇
- 三 良心作用の根源と人性 ..... 一三五
- イ 自由 ..... 一四〇
- ロ 愛 ..... 一四六



ハ 眞……………二二

四 三要素の結合と良心……………二七

五 輿論と人格的基礎……………三三

六 人格的自覺と選舉……………三五

六 デモクラシーと君主國體……………四二

一 デモクラシーの意義……………四四

二 「人民のため」と君主制……………四五

三 「人民による」政治と君主制……………五一

四 「人民の政治」と君主制……………五一

    イ 權力觀と我が國體……………五一

    ロ 反天皇制思想の原因……………五一

    ハ 誤れる二つの國體觀……………五七

五 情愛本位とデモクラシー……………五七

七 國民道德の革新……………一九

一 國民道德の沿革と思想道德の官製……………一九

二 天降り式道德の訂正と公僕精神……………二二

三 社會道德と人倫關係……………二九

四 見える協同と見えぬ協同……………二八

五 公民の意味と公民道德……………三三

六 自治の根本義……………三三

七 自治と協同……………三八

八 教育の改善……………二四

一 教育上のデモクラシー……………二四

二 教育費の増大……………二四

三 高等教育機關の開放……………二七



- 四 理科方面の重視 ..... 二六
- 五 女子教育の振興 ..... 二五
- 六 私學の振興 ..... 三五
- 七 體育の奨励 ..... 二五
- 八 生活指導の教育 ..... 二六
- 九 師範教育の改造 ..... 二六
- 十 人物本位の選任とその信用 ..... 二六
- 十一 儀式教育の停止 ..... 二七
- 十二 注入暗記教育の不可 ..... 二五
- 十三 威張る教育の不可 ..... 二四
- 十四 眞實性を求める教育 ..... 二五
- 十五 世界的認識の擴大 ..... 二六
- 十六 漢字制限を斷行する ..... 二六



一 我が國民生活の反省  
終戦前の思想とデモクラシーとの關係

本書は、デモクラシーの思想について、倫理哲學的に、その基本概念の解明を試み、我が國民生活乃至國體と、いかにそれが融合され得るかを論究しようとするものである。それにつき、先づ以て終戦前の我が國民の思想的態度を反省し、今日今後、我々に課せられた民主主義的思想と、いかに交渉し得るかを考察してみたい。それが、いかに離反するものであるかは、百八十度の轉回などといはれてゐる通り、戦時中の軍國主義と敗戦後の民主主義とは、氷炭相容れないものと決定的に認められてゐる。私は問題を根本的に攻究するために、倫理哲學的に心理學的に社會學的に考察し、新しき日本を再び建設することが、いかに重大にして至難の業であるかを確認し、しかる上に、それがために誠意を傾けて懸命の精進努力に進みたい。

1 明治維新といひ、大化改新といふ如き、國內生活から起つた變革でなく、無條件降伏といふ全く外國からの強壓によつて、晴天の雷電のやうに大敗北の終戦を見、その直撃的結果として、デモク



ラシー的國民生活を建設しなければならぬことになつたのであるから、この問題を考察することとは、懸つては、いかに、新に課せられたデモクラシー思想に副はないものが、終戦前に多くあつたかを指摘することを要する。即ち將來の新日本の建設のために、過去の國民の心の姿を洞察反省し、以て自戒して革新するよすがとすると同時に、進んでデモクラシーの基本概念を明かにする端緒としなければならぬ。私は、以下數點を指摘して、終戦前の思想の中には、いかに新國家生活を形成するのに甚しく不適當であり、かつ、それは倫理的にも科學的にも不合理のものであつたかを述べたいと思ふ。

(一) 虚偽の國民生活

(一)には、虚偽に充ちた國民生活であつたことである。眞實に生きることのなかつた生活であつたことである。私達は虚偽を好む國民とは思はないが、威張ることや、えらがることや、御體裁や、見栄や、大言壯語を好み、従つて他をけなすことを喜ぶ性質をもつてゐる。それは別に國民性論として指摘すべき事項であるが、とにかく獨りよがりになり、いゝ氣になり、しかも、そのえらがる心を互にあふり合ひ、おだて合つて、多少内心には嘘であると知つてゐても、そのまゝ社會心理的に連れ

合つて、地につかない浮いた國民生活を送つて行く傾向がある。これは、眞實性を缺いた虚偽の社會生活の行はれる國民心理的素因といつてもよいが、この大戦中における虚偽の思想生活の出現は、専ら軍・官指導者の大責任に歸せなければならぬ。今日、國民のすべてはいふ「すつかりだまされた、人を馬鹿にしてゐる」と。終戦の當初においては、聯合軍に對する憤懣の情も燃えてゐたが、口を經るに従つて、敵國を憎むよりは、軍部・官僚に對する反感と痛憤は、國民全般の間にみなざるやうになつた。その必勝の信念といふ宣傳と、戦意の昂揚と生産の増強等は、悉く、虚偽の報道の上に立てられた計劃であつたことが、はつきりして來たからである。このことは、既に國民周知のことであるから、その實相を今更語る必要はないが、いかに戦時中は虚偽の暗幕によつて蔽はれた國民生活をなしてゐたかは、實に恐るべき思想生活であつたといはねばならない。

何故に嘘で塗りつぶさなければならぬかは、指導者が眞實の上に立つて事を行ふ道徳的勇氣がなく、戦局の實相が國民に知れ渡ることを恐れたからである。知らるれば國民の戦意が減退することを案じたのである。しかも虚偽の宣傳と激勵によつて、國民を無謀の戦ひに驅り立てることの、いかに罪惡であり卑怯であるかを悟らなかつたのである。これも、敵に對する謀略主義と同様、國內における謀略方針かも知れないが、眞實に直面して事を處するのでなければ、眞の政治でないこ



とはいふまでもない。國民生活の破綻はここに胚胎する。今日になつて、指導階級の人々に聴くと、必勝の信念をもつてゐた人は殆どないやうである。軍部當局者さへも、本當に必勝を期し得る軍事的確信はなかつたやうである。然らば敗けるに決つてゐる戦を何のために敢行してゐたかといふと、ぼんやりした神風の觀念に囚はれてゐたか、或は當局者が一種の面子にほだされて、いつか何とかなるであらうといふやうな卑怯な無定見の利己主義に基いて、國民を煽り立ててゐたとして考へられない。かくの如くして、眞實性は國民生活から全く奪ひ去られた。これは實に悲むべきことであつて、かういふ態度が國民生活から全く一掃されるのでなければ、純眞の民意を本とし、ほがらかな民論によつて、國政の方針を樹てるといふデモクラシーの政治は、建設され得ないのである。

#### (二) 科學思想の缺如と精神主義の誤解

(二)には、科學思想の缺如と精神主義の誤解である。科學思想の缺如は、戦争中にも既に氣付かれて、その知識の涵養は唱へられもし試みられもしたが、もとより戦果をあげるに役に立つものではなかつた。そして進駐軍が来るに及んでは、いよいよ國民大衆の前に、我が國民の科學知識とその應用がいかに缺乏してゐるかが明白にされた。「これではかなはないのは當り前だ」といふのは、

大衆の正直な告白である。將來デモクラシー的國民生活を開拓し建設して行くには、民意が科學的思想を通して涵養され發表されなければならない。科學的思考力の乏しい民意の發表は、いはゆる愚衆の聲とならざるを得ない。この用意は、教育文化の普及向上によつてなされねばならないが、その點において、非常に後れてゐる我が國民の水準生活を引上げるには、容易の業でないことを、私達は覺悟しなければならぬ。これは國民教育のあらゆる機關を通して、眞劍に行はねばならぬことである。

この問題は論ずべきことが多いが、ここに語る場合ではない。ただ將來の新日本を創設するには、豊富な科學思想が必要であるが、それが缺けてゐることは、大戦中の著しき現象であつたので、一層の注意を要するといふに外ならない。

これと連關して語るべきことは、精神生活とか精神主義とかいふ意味について、一般的に大なる誤解のあることである。精神尊重といふことと、科學思想の尊重とは、恰も別種かまたは反對の事柄の如くに思はれてゐた。米國は物量で来るが、我は精神で行くといふ標語は、それであつた。武器糧食となつて、攻め寄せて来る米國の物量は、もとより自然物ではない。科學の應用に成る人間の知能力の權化である。それは即ち精神の發揚である。精神作用とは知・情・意のそれである。然るに



我が國では、情意方面のみが、精神生活であるが如く思ひなされて來てゐる。尤も一般に東洋文化には、情意方面が重視されてゐる特質があるが、今日の文化生活は情意方面だけでは立てられず、大に知能の働きの重んぜられ、それが動いたものでなければならぬのは明白である。然るに、科學思想と精神力の發揮とは、反對のものやうに考へ、前者は物質主義の生活に墮するもので、國民の精神意氣を昂揚するものではないといふ。ここに文化についての大きな謬想が横はつてゐる。

哲學・宗教・音樂・詩歌・繪畫と同様、飛行機も軍艦も探知器も、皆人間精神の創造發明したものである。悉く文化財と認めなければならぬ。いはゆる物質文明も、大なる精神力にまたねば作り出し得るものではない。故に私は、物質文明も、人間精神の權化として、本質的には一種の精神文明であると主張する。この問題は、別に論究すべきことであるが、要するに、我に強烈な精神があれば竹槍三百萬本を以てしても、米軍の本上陸を撃滅することが出来るといふやうな誇張の宣傳は、いかに精神生活についての誤解があり、科學を侮蔑して、これを精神作用の埒外において、平然であつたかの愚さを示すものである。この大敗戦は科學の敗北であるといはれてゐるが、それは同時に精神の敗北といふべきである。情意の發揚と知能の發揮が、何れも精神作用の發露であるに拘らず、米國は全能力を振ふに意を用ひたが、我が國では知能を輕視して、情意のみの切齒扼腕的

な奮起に終始したからである。この片寄つた精神解釋を一掃し、正しき立場において、精神生活を刷新し、同時に科學知識の發達を促すのでなければ、新日本の建設は至難である。

### (三) 神がかり的思想

(三)には、神がかり的思想である。これは戦争中も非難された思想であるが、それにも拘らず、いたる所に、種々の場合に、かういふ思想を表示し、かつ強制するが如き態度や行事のあつたことは事實である。これは前項の問題と裏表になつてゐる現象である。明治維新以來、文明開化の呼聲と共に思想的啓蒙運動は行はれ、合理主義的、自由主義的思想も養成され、大正の半頃にはデモクラシー思想も盛に唱へられたのであるが、昭和初期、世態は漸く非常時局的に傾いて來た頃合ひから、だん／＼神がかり思想が瀰漫するやうになつた。科學的・合理的思想方面からみれば、たしかに文化思想の逆轉であつて、反動思想と稱せられる。

宗教信仰は人間に内在するものであつて、神佛に關する絶對觀は、哲學上の重要問題であり、信仰の自由は、人類生活に尊重されるところであるが、ここにいふ神がかり思想とは、一種の利己的な排他的な獨善的な特殊な民族的な信仰である。もし、その民族國民だけの神であつて、他民族、



他國民には何等の關係もなく、従つて他に強ひることもなく、他を支配することもなく、また他から左  
 右されることもない、それ自體の平和的な神觀だとすれば、たとへば反科學的、不合理的なところが  
 あるとしても、必ずしも積極的には國際關係に害悪を及ぼさないと考へられるが、いふところの  
 神がかり思想は、かゝる平和的な國內的なものではない。もつと支配的で侵略的で獨裁的なもので  
 ある。神國日本といふ場合、または八紘爲宇といふ場合などには、この誇大思想があらはれてゐる。

尤も神話をそのまゝにとれば、どこの民族國家にも、神の後裔であり、選民であるといふ思想は  
 多かれ少かれあるので、太古の祖先の心を尊重する意味においては、さういつても差支へないが、  
 科學的合理的には近代人としては受取りがたい思想である。またもし、天地萬物の創造主としての  
 神の作り給ふところは、地上の全人類・民族であるとすれば、いづこの國家も神國と稱して差支な  
 いが、その場合においては、獨善的にしかも他者を支配し得る資格ある意味において、自國を認め  
 ることは許されない。また八紘爲宇といふのも、當時漢文字を借用し、漢學的に一種の家族的生活の  
 氣分を形容したものと推察するが、この非常時局において、それが他民族に對して高飛車的に解釋  
 され、世界を征服すべき使命ある神國日本として、皇風を海外に光被せしめなければならぬとい  
 ふ意味になると、等しく人類の上に超越し、しかもここに内在するはずの神としての普遍性・絶對

性は失はれ、その信仰に獨善的侵略的となる。かくては、いはば神を私するものといはざるを得な  
 い。神に對するいのりは、全人類を平和的立派にならしめるやうに、我が國をして善を行はしめ給  
 へといふよりも、我が國のみが神の御使であるから、ぜひ我が意を通させ給へと、いはば獨りきめ  
 の手前勝手のいのりといふことになる。神にいのるものは利己主義者たる能はざるはずである。萬  
 民の上に照覽し給ふ全智全能の神に對しては、その心を謙虚にし公正にし、良心的に神の審判をま  
 つといふ態度にゐなければならぬのである。神を自國のみの神とすることは、神を私するものであ  
 つて、その思想が侵略的であり高壓的であつて、國際間に危険視されるのは當然である。戦時中の  
 我が思想界は、この過ちを敢て犯したのである。かゝる思想態度を一掃するのなれば、國際關  
 係に處し、民族國家として、互にデモクラシー的協同の世界生活を實現することのできないことは、  
 マッカーサー司令部の指令をまつまでもないことである。

なほ、この思想は幾多の不合理的な迷信的要素を含んでゐる、互にほがらかに談論し得る民意暢  
 達の國民生活を形成するに適しない。もとより宗教的信仰には、或種の非合理性を含んでゐる。宇  
 宙・人生の究意義を一切合理的に説明しうることは、人知の性質上不可能であるからである。知は  
 信を許すべきである。けれども、それは知と信と離反するものではない。合理的に説明し得べきは



説明しなければならぬのであるが、それにしても、絶えず不知が残るので、それは信仰の領域であるといふに外ならない。けれども、神がかりの思想は、合理性・普遍性を排し、科學的説明を無視し、しかも、それに戻るやうな幼稚な神秘的な、いはば、たあいもないやうな解釋を信念となし、みそぎや、まじなひや、御符や、種々の祈願行事を以て必勝の鍊成方法となすが如きは、あまりに知性の發揮を怠るものである。かゝる思想態度が解消するものでなければ、新時代を開拓することの出来ないのは無論である。

この問題は、我が神道の解釋にも必然の關係を有する。神道には神社神道と、宗派神道とがあり、後者は佛・基その他の宗教と同様に、信仰の自由のもとに取扱はれてゐるが、問題となるのは神社神道である。從來要路の解釋によれば、神社は宗教でなく、古來からの大功ある祖先の英靈を祭つたところとされてゐる。即ち神社は、國民一般の崇敬し追懐し感謝し、前にいますが如く、我が意を奉告し宣誓する對象として、原始的な祖先崇拜の態度と形式とを取つたのに過ぎないのである。外國において、過去の偉人を崇敬禮拜するのと、その本質において變つたところはない譯であるが、それが我が國においては、傳統的により濃く強く現はれてゐるに外ならない。しかし、これが、宗派的な宗教意識とも混同する恐れはある。そこで、國民の信教の自由を尊重するためには、出来るだ

け、これを純粹に祖先崇敬の様式に止め、國教の如き形式をなさぬやうに取扱ふべきが至當であるが、漸く軍國的非常時局に入るに従つて、排他的に國家意識は強くなると共に、要路の指導者は、日毎に禮拜をなし、祈願をなし、一種の宗教的行事をなすことを強制するやうになり、神社神道は、國家的宗教のやうに見られるやうになつた。そして中には、キリスト教も佛教も我が國體には容れられない宗教信仰である如く唱へるものもあるに至つた。しかし、そこには深い信仰の教義内容があるのではない。極めて原始的な宗教意識が、そのまま國家的に強制された觀を呈するに至つた。國を愛する心は、誰にもあるから、うるさいほどの敬禮と祈願宣誓の行事にも、たつて反抗するものはないが、身體は形式的に動くだけであつて、心は却つて眞の宗教意識からだん／＼遠ざかつて行つた。指導するものも、服従するものも、眞面目の良心的な宗教意識はなく、見榮的に面子を保つて、その時を過ごす有様であつた。この點から、我が國民には、本當に深い宗教的信仰があるやが疑はれる次第である。

かくの如くして、マッカーサー元帥より、或種の指令を受くるに至つたのであるが、神社神道が宗教化されて、古事記にある神話的な天神・地祇より各神社の英靈に至るまで、一體として宗教的に神化され、宇宙人類を支配する神的體系として、キリスト教も佛教も回教も悉く、我が神威の脚下に置



くといふことになると、宗教思想界には、世界的動亂の状態を招くに至るのは必然である。これは大げさの神がかり思想であるが、これでは世界列國の間に、友愛とか公平とか正義とか協同とかいふデモクラシー的秩序をもたらすことの出来ないのは明白である。戦時中かゝる思想は、一部の指導階級によつて説かれ、公正な知識の所有者は、これを神がかり思想として否認してゐたのであるが、また國民の大部分は、必ずしも是認はしてゐなかつたが、時節柄、面従してゐた有様であつた。もしこれが我が國體の眞髓だとすれば、世界を擧げて、我が敵としなければならぬ運命にあるが、

私は、かゝる思想は、我が國體の本質を解釋するものではないと信ずる。

この問題は、天皇觀にも關する事柄であるが、ここに一言注意したいことは、この思想によつて、我が天皇の位置が、いかに外國人に見るかを、全く等閑視したことである。私達日本國民にとつては、天皇は至尊であり至愛であり、ありがたい御方であり、喜んで奉仕し、輔弼して、聖意を安んじ奉るべき皇位に立ち給ふ御方であるが、外國から見れば、他國の君主と同様、主權者としての存在に外ならない。いざ國難といふ場合には、主權者として、その國民生活の一切の責任を背負ひ、國家的矢面に立たねばならぬ御位置にあり給ふのである。今回の終戦については、遂に聖斷を仰ぐに至つたのは、それである。建國以來の寶祚をふみ給ふ聖上の御心痛は、私達國民の想像以上と

推察申上げるのであるが、國民は、よもや、こんな屈辱を天皇の御身分におかけ致すとは思ひ及ばなかつたのである。これは神がかり思想にくらまされ、天皇の位置を國際的に合理的に解釋することを知らなかつたのである。天皇は現御神である、神聖にして犯すことはできない、御稜威は八紘に光被するなどは、國內だけでは差障りがないとしても、この思想を以て外國人もまた同様に我が天皇を崇め奉り、到底至尊を犯すことは出来ない、ぼんやり獨よがり神がかり的に考へてゐると、全く案に相違して、この異常の終戦に當つて、驚愕して措くところを知らないといふやうな結果を見たのである。無條件降伏といふ中に、辛くも、國體は敢て毀けず、國民の意志にまかせるといふ一種の條件を附け得て、ポツダム宣言を受諾するに至つたのである。これも聖斷の御かけであつた。常に最も天皇を尊崇するといひながら、最も天皇を侮辱し奉るやうな破目に導いて來た指導者の責任は、言語を絶するといふべきである。これは神がかり思想の禍であつて、國家生活について國際上の合理的説明を知らないからである。

(四) 空威張り思想

(四)には空威張り思想である。これも大戦中、戦意のいはゆる昂揚と共に、頗る昂揚された思想態



度である。これに、國內においては、互に平等的に人格を敬愛して、輿論を尊重し、デモクラシー的生活形態を育成するに不都合であり、また國際的には自他互に尊敬して、平和的な共同世界を建設するに不適當である。私達日本人を個人心理的に觀察すると、必ずしも自惚な高慢な氣性の持主とも思はれないが、國家の一員としての國民道德の心構へから見ると、尠からず、自慢高慢の態度にあるやうに思はれる。殊に非常時局に入つて、國家意識が強くなるに従つて、自國自慢の國民道德意識は頗る激しく鼓吹された。結局、國民道德の昂揚とは、國家・國民としての威張る道德意識の昂揚といふ觀を呈した。中華民國人を馬鹿にすることは、明治の末期から久しきに亘ることであるが、滿洲事變から支那事變に及んでは、高壓的に帝國主義的態度をとり、いはゆる大東亞戰を開始するに至つては、更に八紘爲宇の思想を唱道して、東亞諸民族のための奉仕者といふ態度よりは、自らその指導者を以て任じ、高飛車的に東亞諸民族の救済者と稱へた。その氣宇は大きいといへるかも知れないが、頗る自慢氣たつぷりのものであつた。内心からは東亞諸民族の好感を得てゐなかつたことは當然である。米英に對する開戰の實質的理由は暫く措き、對敵宣傳としては、彼等は道義心を缺いた夷狄禽獸の民族であり、あくことなき残忍性の國民であり、他國民を奴隸化し虐遇することを敢行する民風である。これに對して我が國は道義國家であり、優秀なる精神の持主であり、神

ながらの美風ある國であると誇稱した。よき敵ごさんなれと認むる態度でなく、餓鬼畜生の奴輩といふ態度であつた。戰爭についての眞劍の態度を培ふものではなく、傲慢な空威張りの浮いた調子を煽り立てるものであつた。これは眞の道德的精神を啓發するものではなかつた。これがために國內生活においては、却つて虚偽慢心の氣分を増長せしめた。そして前に述べた如く、虚偽の報道と共に、これらの道義的精神の宣傳も、虚偽のものであつた。高慢心は、本來の意義から道德的精神ではないからである。

これは對外的に觀察したことであるが、國內生活においても、戰時といはず、從來の我が國民道德なるものは、封建的な階級性を帶び、上に立つ氣構へで威張る道德であつた。民衆の間に伍し、平等の立場にゐて、いはば下から自發的に協同精神を以て奉仕する態度の道德意識ではない。平民たる民衆は自ら卑下する態度にあり、彼も人であり我も人であるといふやうな個人的な人格尊重の自覺は乏しく、道德は、すべて武士以上の立場において考察され修養された。積極的に威張れとは教へられないが、その坐作・進退・言動についての教訓の間には、常に威張る態度が含められてゐた。即ち一種の優越感に立つ道德思想であつた。江戸時代の講談物は悉くこれである。そして今日もなほこれが面白がられてゐる。過去の階級制度が尊ばれる譯ではないが、何となく、その道德的氣風が



流れてゐる。これが、軍・官・公吏が、何となく、道徳的に優越の立場にあるが如く信ぜられ、軍・官・公吏は、道徳的實踐において、國民に垂範しなければならぬ立場にあると、しばしば訓示されてゐる譯である。従つて、何となく國民一般に官尊民卑の態度があり、官憲に對して、はつきりものをいはない卑屈の態度のあるのは、これがためである。かくして種々の場合において、色々の道徳的ゆがみを生じてゐるが、ここに具體的に指摘する必要もあるまい。そしてかゝる空威張りの道徳思想と、それに伴ふ卑屈の態度とは、正當に解された個人主義や自由主義や民主主義の、立派に行はれ得る國民生活を建設するに、不適當であることは明白である。これは、今日の道徳教育において徹底的に修正を施さねばならぬところである。

(五) 忠君愛國を私する思想態度

(五)には、忠君愛國を私する思想態度である。いひかへれば、天皇の大權を私する思想態度である。これは軍・官方面の指導者階級に著しく、また國民相互の間にも、自らひとり忠君愛國の士を以て任じ、他者を非愛國者として非議する態度をとるものが多い。これは皆ひとりよがりの思想であるが、眞に一君萬民の公平なデモクラシー的國內生活を確立するには、甚しく不適當な心構へであ

る。統治・被統治とか、權力服従關係とかいふ法學的見地から、天皇が主權者であることはいふまでもない。兵馬の大權や司法の大權から行政の大權、その他一切の治國の大綱は、すべて天皇の統治權に内含されてゐるものに相違ない。従つて聖意に絶對に奉仕しなければならないのは、臣民の義務であることに疑ひはない。けれども、これだけの解釋からのみみると、天皇は獨裁的權力者といふ姿に見られてくる。然るに、我が國體は、憲法制定以前の遠き昔から、君臣一心同體の情意的家族觀の國家として成長發達して來てゐるのであるから、天皇は常に命令者や要求者や壓制者ではおられず、いつも赤子としていつくしみ給ふ民意の發揚に心をおかれるのを本質とする。それ故に、昔は儒教の民本思想を取入れ、今日は西洋のデモクラシー思想を攝收しようとしてゐるのである。既に輔弼とか翼賛とかは、國民を普く通じて求められてゐることであるから、ひとへに、天皇の思召しがかうだから従へといふやうな、御取次ぎ態度をとるよりも、進んで誠意を傾けて、國民のいろいろな意見を綜合して奏上し、國體の美を益々發揮し、國政の善を愈々實現するやうに努力しなければならぬ。これが、私達の本分であるはずである。然るに、終戦前においては、下意上達より上意下達が多く、しかも慈愛に充ちた下達でなく、要路に立つ軍・官の指導者が、その位置を濫用し、私見を挟んで、これは天皇の御意であるといふやうに、高壓的に専制君主制式に、いかめしく



命令するに急なる態度があつた。そして國の家族員たる赤子をしひだげる氣風があつた。

憲法發布以前の軍人勅諭には、大元帥としての陛下は、軍人を股肱と頼むと仰せられてはゐるが、御製には、いくさの庭に立つも立たぬも、國に盡す道には二つはないと、仰せられてゐる。この大戦は、軍人だけでは、いかにも護國の道は立たぬことを明白にしたが、従來、統帥權を一般國政の上で置くやうに仕組んでゐることは、軍人のみが天皇乃至國家を守護するが如き形となり、軍國主義の體制に傾き易く、遂に議會をじゆうりんするやうな結果を呈するに至つた。兵營生活は内と稱せられ、一般國民生活は地方と稱へられるなどは、軍部が國家の内部を形作り、一般國民はその埒外にあるやうに心得られてゐる。これは、いはば忠君愛國を私し、君意をもその懐にするものといはねばならない。軍隊に規律秩序のなければならぬのは、もちろんであるが、上官が下級の兵に對して、その命令は即ち天皇の命令であると稱して、公正の道德意識から甚しく悖るやうな、むごい取扱ひを敢てなすが如きは、常に赤子としてあはれみたまふ君意に背いて、これを傷けるものである。かゝることは、今日はいふ必要もないことであるが、いかに君意を笠に着、君權を弄し、私意を挟んで下のぞむことの恐しき罪惡であり、かつ我が國體の本義に背くものであるかを、この際に明かにして、將來のために大に反省の資としなければならぬ。

なほ司法部における人權じゆうりん問題の如きも、天皇の大權を濫用し、これを私するものである。裁判が天皇の名において行はれるといふことは、結局の意味において然るべきであり、かつ、いかに、それが慎重の意義をもつものであるかを語るのであるが、それだけ悉くの人民は即ち赤子同胞として、互に敬愛さるべきを信念し、その判決と施行とに、公正と仁慈とを期すべきである。然るに、權力主義的に君位を考へ、いはゆる御上のすることなすことは、悉く絶對神聖であつて、人民はただ黙つて従へばよいとなし、中間に介在する官吏が、苛察冷酷の取扱ひを敢てして、少しも省みるところのないのは、權力國體にあらざる我が國體を汚すものである。長年の間、牢獄に囚はれ、不人情極まる殘忍の取扱ひを受けた人々の間に、その痛ましき經驗から、天皇制廢止の思想を持つに至るのも、一應心理的に無理ならぬことである。それを唯一の根據として、天皇制問題を論斷することは出来ないが、いかに天皇の位置を笠に着て官權を弄し、人民に望むことの恐ろしき罪惡であるかを示すものである。結局、天皇を主權者とのみ考へることから、我が國體の本質に關する考へがゆがめられてきて、同じく赤子の身分でありながら、一度、軍・官吏の位置につくと、忽ち威丈高になつて、高壓的に人民に望む弊風があるのである。

前にもいつたが、時々内閣の訓示に、官吏は國民に垂範しなければならぬといはれるが、それ



はまた官僚國體の意識を刻語るものである。官吏相互の間には、お互に、立派な行ひを示して垂範すべきであらうが、百姓や商人や漁夫の生活に對して垂範するには當らない。もし垂範を取へていふならば、あらゆる人々が、互に垂範しなければならぬといふべきである。然し垂範といふ字義そのものが、おのづから上から下へ行ひ方を示すといふ様な聯想もあつて、本當の民主的な意義を盛り得るものではない。

體、從來の我が國民道德の建前を觀察すると、君臣間の道德意識は高調されてゐるが、臣々間または民々間の道德精神が力説されてゐない。いはゞ縦筋の關係は強く説かれてゐるが、横筋の關係は重視されてゐない。例へば、一家としては親と子の關係において孝行は重んぜらるべきであるが、親を思ふ子供としては、お互に仲良く協同一致して家のために盡さなければならぬ。それがまた、子を思ひ家を思ふ親が、その意を安んずるところである。然らば、親の命をきき、その意に應ずる立場と共に、お互の關係を圓滑緊密にして協同努力し、家を興し親を安んじなければならぬ。この意味において、人民相互の間に互に敬愛し協力することは、やがて君意を安んじ奉る方法である。互に、お前は孝行しないから、けしからん、お前は忠義を努めないから、けしからん、自分こそ本當に忠孝を勵んでゐると唱へて、同じく赤子たる家族同胞を非難して、獨りよがりの態度に立つことは、甚だよろしくない。それよりは、互に愛し互に助け合つて、我々の力を以て、この

家、この國を護り育て、行かうといふ態度の中に、國體を護持する道を講じなければならぬ。即ち縦の君臣關係の道德ばかりでなく、横の臣々または民々關係の道德、即ち社會道德、公民道德といふべきものの大切なことを自覺し、それを實行して行かねばならぬ。この點において、從來の國民道德の思想態度には、非常の缺陷がある。從來の道德的態度を極言すれば、忠孝を私するものであつて、反つて眞の忠孝を害するものである。かゝる私的根性、獨りよがりの氣風、或は良い子にならうといふ態度は、あらゆる我々の思想生活に潜在するところであつて、これは新日本の建設に、決して堅實な基礎を與へるものではない。

(六) 思想的道德的性格の薄弱

21 (六)には、思想的道德的性格の薄弱なことである。これは、ひそかに考へると、お互日本國民として、眞剣に反省しなければならぬことである。戦前においては、いかに軍國主義一點張りの思想が強調されてゐたかは、周知の事である。それも、より深い基本的な國家觀・人生觀があり、それを土臺としながら、戦時には戦時相應の思想や態度や方策を持たねばならないと認められて、或制



限を置いての思想であり、方策であるならば、平和時代を迎へても、急激に根本的な逆轉をもちきたさねばならない必要もないはずであるが、戦前の立場は殆ど絶對的に軍國主義の主張であつた。然るに、今日においては、外國からの強制があつてのためでもあるが、さらりと、その思想態度は抛棄されて、にはかに民主主義・個人主義・自由主義一點張りの思想を出現するに至つた。これに和し、これを唱へるものに、充分の思索上の心構へがあつて、良心的に主張されるならば、結構なことであるが、従來、軍國主義を盛に唱道してゐたものが、その態度を俄に一變して、今度はこれが本當であると、別段の深い懺悔も反省も思索もなく、軽い迎合的態度で唱へるやうなことになる、道徳的思想的性格が、いかに弱いかを示すものである。かくの如きは、便乘主義・事大主義であり、思想のその日暮しであると稱さねばならない。デモクラシーを唱へる者は、到る處に多いが、それなら、何故に軍國主義をこれまで、あれほど謳歌してゐたのかを怪しまざるを得ない。それを今更詰つてゐても詮のないことであるが、國民生活を通觀して考察した時に、その思想的道徳的性格が、かやうに右往左往してゐたのでは、堅實な國民生活を將來に樹立することの、極めて至難なるを感ぜざるを得ない。

既に新聞紙上明かにされて來たことだが、いかに支那事變より大東亞戰に移るに及んで、軍・官の

重要な責任の位置にある者の態度が、姑息曖昧であつたか、公開されてゐる。結局、本當に勝てると思つてゐた人は、殆ど無かつたといつてもよい位である。然るに、色々のいきさつや面子の關係で、敢へて自己の正直な考へを主張することもなく、誰か何れ何とかするであらう位に、良い子氣分で考へて、結局、この未曾有の大屈辱を招くに至らしめたのである。明治初年、征韓論のあつた場合に、西郷南洲も大久保利通も互に激論し、互に官職を捨て、農夫に歸るといふ眞劍の態度を示したところに、結論は生れ、遂に征韓論は止んだといふことであるが、それ程の誠意と確信とを以て、その位置官職を犠牲にし、丸裸になつて、正論公議する者のあつたならば、この大戦禍は生じなかつたであらう。私は重臣諸公の言論行動を觀察するに、その思想的道徳的性格のいかに貧弱であつたかを驚き悲しまざるを得ない。然し、これは重臣の立場にあつた者のみでなく、國民全般を通じて、かゝる眞劍な眞面目な性格の持主が少くなつてゐるのではないかと怪しまざるを得ない。個人々々の粒がしつかりしてゐなければ、健全な輿論は生長しない。それではデモクラシー政治も立派に行はれ得ないのは、いふまでもない。鑢つて、この事は、國民教育の大なる缺點を暴露するものであることを思ふ。要するに、眞實を尊び眞實の上に立つ國民を養成することをせず、その時の場當りの形式とお體裁を整へることに急な教育になつてきてゐたのである。



## (七) 受動的な民風

(七)には、受動的な民風である。いひかへると、我國は外から開けるといふことである。内から自ら開いて行くといふよりは、外から叩かれ、起されて行くといふ有様である。自ら思考し創造して行くよりは、外から與へられたものを、そのままに受け取つて行くといふ風がある。受け取つてから後に、我が物にするのに巧妙なところもあるが、外部から刺戟されないと、いつでも新生面を拓かず、ただ細かく小さく固まつてゆく性質がある。それではならぬと、自らその固まつたものをほどこしてゆく力があれば結構だが、そこに創造力の不足なるを遺憾に思ふ。天の岩戸は外から開かれたが、或はそれが我が國風の表徴を成すのではないかと思ふ。それでも開かれれば光り出す力のあるのは頼もしいことであるが、外から開かれないで、そのままにゐると、闇くなり、凝り固まつてしまふことは残念である。どこの國でも、外圍の刺戟があることが必要であるが、我が國において、歴史上古代から外國に文化的輸出をしたよりは、殆ど外圍から刺戟されて、文化財を輸入するに専らであつたことは、明かな事實である。そして江戸時代に一度鎖國方針を取るに及んでは、成程その間に、一種の特色ある江戸文化を造り上げたが、大體においては、細かく固く型にはまつた

様な階級的な封建的文化が維持されて來た。幕末に、外國の刺戟を受けるに及んで、いはゆる天下騒然として、これではならぬと思ふやうになつたのであるが、獨り住ひをしてゐると、たゞ小さく細かく固まつて行くだけであつた。

25 浦賀にペリリ提督が黒船を横へたので、驚いて長夜の夢より醒めた。そして彼によつて、ちよんまげは切り去られて、文明開化の世の中に進んだのは、明治維新後の日本である。然るにこの十數年以前、非常時局と共に思想上の鎖國方針が取られ、再びだん／＼と規則づくめな彈壓的な、こり固まつた、いはば封建的な國風がかもされて來た。そして外國に對しては、げん骨一本で行かうといふやうな固苦しい氣持になつた。その結果は大敗戦を招くに至り、マツカーサー元帥は厚木に空來して、いはば心のちよんまげを、私達日本國民から切り取らせようとしてゐる。これはポツダム宣言の履行である。かくの如き事は、皆外から開ける日本といふことを表徴するものである。天の岩戸のやうに、ここで内からも光り出すやうにしたいものであるが、これは今日今後の我々の眞剣な努力に待つより他はあるまい。何れにしても、この際、我々の反省し自戒しなければならぬことは、いつでも外から開かれることである。言論の自由が與へられたことは、誠に痛快なことであるが、然しそれは、ただ與へられたもので、内から生み出したものでないと思ふと、誠に悲痛に堪へ



ない。民意を發揚し、民意によつて政治方針が確立してゆくことは、愉快なことであるが、さうしなければならぬと、お他人様に説法されて、それでは、これから、さうしませうといふのでは、いかにも情けない。そこには進取・創造・開拓の態度がなく、模倣と便乗と雷同の態度があるだけに止るからである。それでは國運の前途、深憂にたへないものがある。これは終戦の前後を通過して我々に與へられた大なる教訓でなければならぬ。

## 二 我が國における過去のデモクラシー

私は、以上、終戦の前後を回顧して、新日本を建設するのに、いかに國民全般の思想態度の上にも、猶省すべきものがあるかを述べて來たが、もう少し過去の回顧みると、戦後の問題としてのデモクラシー政治は、既に我が國において一應經驗されたが、失敗したことを想起せざるを得ない。これは今後の新日本建設のために、充分に念頭に置かねばならないことである。ボツダム宣言の中にも、日本におけるデモクラシーの復活強化といふことが要求されてゐるが、それは我が國政治の過去の姿を指したものである。先にもいつたが、明治維新以來、民権の伸張とか輿論の尊重とかが唱へら

れ、その間、日清日露の戦役はあつたに拘らず、國政の方針は立憲政治・輿論政治・政黨政治への一路を進んで、大正の中葉には、從來の官僚内閣打倒と共に原首相を戴く政黨政治も成り立つに至つた。當時はデモクラシーの叫び聲は頗る盛であつた。第一次大戦後、ウイルソン大統領が世界に向つて、デモクラシーの提唱をした教書に呼應したものであつた。然し、その華かであつた政黨内閣時代は數年にして凋落し、悲惨な姿を呈するに至つた。代つて據頭するものは、官僚軍閥の専制時代であつた。これが今日の大悲局をもたらす原因となつたが、更に顧みれば、政黨政治の失敗が原因であつた。また更に考へれば、その政黨を選出した國民の政治的無自覺に、最後の原因があるといはねばならぬ。故にもし、國民全體が、この點に深く良心的反省と改心をいたさなければ、いはゆるデモクラシーの復活強化は不可能であるといはねばならない。

政黨内閣が出現するに及んで、民意の發揚は強く求められ、遂に普通選舉制を取るに至つたが、その間において政黨政治の腐敗は甚しくなり、議會は泥試合といはれ、中央・地方に幾多の疑獄事件を起し、政黨の首脳部にも、また、これと結託せる官僚の中樞部にも、頻々と拘引されるものを出すに至つた。國民は、かゝる代議士を選出し、議會の惡風を作る原因を、その投票行爲の中になしなから、政黨や議會の亂脈な状態を見て、臆面もなく、これを非難攻撃するに至つた。殊に官僚



軍閥の方面から、議會政治を屬倒し、遂には議會による多數決の政治は、我が民風に合はず、國體にも悖るものだとさへ唱へる者も生ずるに至つた。そして、その思想風潮は益々高まり、選挙は干渉され、自治體は停止の状態になり、何事も上からの命令次第で行はれる専制政治を生ずるに至つた。非常時局になつたとすれば、一應止むを得ぬことであるが、止むを得ぬとしてこれを考へるのではなく、原理的にこれが皇國の道であると唱へられ、唯一の政治方針の如く唱道されて來た。議會が腐敗してゐることを憤慨するのは、當然の事であるが、殊に軍閥官僚の人々が、これを非難するには理由があつた。彼等は、議會に席を持たないからである。勿論、退職すれば議員に選出されることも出来、また議場においては答辯説明の機会もあるが、他の民間人の如く直接に議會人となることは出来ない。そこで、華かな政黨横暴時代に對し、腹いせといふわけであるかも知れないが、議員の不正行爲や、議會のたらしめないのを見ると、激しくこれを攻撃し、議會非認の聲さへ生ずるに至つた。然し一般國民においては、自己の選挙行爲を簡單に非認すべきでなく、自己の行爲が正しくなかつたことを反省すべきであるのに、これも思想的・道徳的性格の弱いためであらうが、軍閥・官僚の人々に倣つて、政黨や議會を悪口いふに専らであつた。かくの如くにして本當に國民の輿論を反映しない、軍閥を中心とした軍・官の専斷政治となつたのであるが、國民各自が退いて自己に本

當のデモクラシー的自覺の乏しかつたことを反省しないことは、痛心すべきことである。今後大いに警戒しなければならぬ問題である。

從來の選挙は人も知る如く、五落七當などといはれ、五萬圓では落選するが、七萬圓以上使へば當選するといふやうな有様で、選挙費は濫費された。これが政權と財閥との結託する因縁であり、政治界が伏魔殿となつてくる原因である。多額の選挙費を使つた議員連は、これを一種の投資事業と考へ、その報酬として議員の肩書きを濫用して、國費をいはゞ横取りする様な仕事を敢へてするに至つた。何が故に選挙費を多額に要するかといへば、いはゆる運動費であり、贈賄費である。選挙民は安きは五十錢、高きは十圓、二十圓を受け取つて投票した。しかも一面においては選挙は因縁情實の私的な取引行爲であつた。選挙が國政を翼賛し、君意に奉ずる立憲的な忠君愛國の行爲であることを、少しも自覺してゐなかつたのである。立憲國民としての個人の政治的自覺、その自由意志による投票權の神聖なる行使などには、思ひも至らなかつたのである。かくの如くして、政黨政治時代の數年にして衰退し、官僚・軍閥の時代に入つたのである。これが二十年以前の我が國民の政治的經驗である。これを以てポツダム宣言はデモクラシーの復活と強化を要求してゐる次第であるが、それは遺憾ながら痛く失敗した政治經驗であつた。國民が心のどん底から、この失敗を悔い、本氣



になつて改めるのでなければ、聯合國が要求し期待するやうには、眞の復活と強化はむづかしい。これが今日今後の我々に與へられた大なる政治的課題であつて、國運の將來は、まさにこの革新が出来るや否やにかゝつてゐる。要するに、投票は國民各個人の自覺意志に基礎を置くことであるから、個人といふ粒が立派になり、その自律的な自由意志が根深く確立するのでなければ、本當のデモクラシー政治を實現することは難い。

## 二 國家と社會

### 一 原始民族社會と政治形態

これは平凡にして陳腐の題であるが、デモクラシーの根本義とその活用を考察するに當つては、二應必要である。國家・社會など一口にいられるやうに、根本的には區別することは出来ない。何れも人間乃至人類の團體的生活に外ならない。そして人は、否、動物全體といつてよいが、群居團體の生活を営まないものはない。國家も社會も人の團體生活である。けれども、社會といふ意義が

一般的に廣く用ひられて、國家の生活もその中に含まられて考へられてゐる、その點から人の生活はことごとく社會生活であり、それ故に人は皆社會的動物であると、昔から語られてゐる。そしてその社會生活、即ち通有の團體生活が、段々と發展し組織化され、一定の法的組織が出来、強行力を以てその生活が統制され、かくてその團體的生活が一定の形を整へて固く維持されるやうになると、國家生活の體裁をなすといはれる。一口に強行力のある權力團體などといはれるのも、これであつて、こゝに幾多の國法學的解釋が行はれてくる。そして、かゝる統一的な組織團體が地球上に幾つとなく現れて、互に交渉を營むやうになると、それが國際社會をなすのである。故に社會と國家とは本質的には異なるのではなく、發達の段階に従つて、單なる社會生活であるか、或は國家生活であるかの區別をなすに至ると認めて差支へあるまい。

社會は、人の團體生活であつて、それ以外の生活をしてゐる者は一人もないのであるから、いはゆる孤人といふ個人は存在し得ない。従つて個人主義などといつても、絶對的な意味においての個人主義はあり得ない。社會生活において、各種の社會關係をおびてゐる個人々々の特性を維持し發揮するに他ならぬ。この問題は、社會と個人、もしくは我といふ問題として、別に考察するであらう。



さて社會といふ團體生活の最も簡單なものは、夫婦によつて成り立つ家族生活である。家族は社會の單位である。個人は社會の成員であるともいはれるが、家族關係その他の社會關係を身におびてゐない個人は有り得ない。そこで夫たる男も妻たる女も、皆、縦にも横にも各種の人的關係を、肉體的にも精神的にも帯びてゐるのであるから、家族は社會を形造る單位であるとはいへ、その單一の家族生活だけが初めにあつて、それから、後に、廣い社會生活が出来たといふのではない。神話には、二人の男女の神々があつて、それから段々、人類生活が擴がつたと語られてゐるが、一應その構想も認められるが、それ以前のことを想像すれば、それ以前に何かの人類の社會的團體生活があつたと認めなければならぬのは、いふまでもない。その問題は進化論の問題となり、生物學的・考古學的議論となつて、こゝに詮議立てすることも不可能であるが、要するに、一應社會の單位は家族と認めてよろしいが、またその家族を生み出してゐる社會生活が前にあつたと、いはねばならないといふだけである。何れにしても、家族生活を最小の單位として、それが寄り集つてゐるのが、原始的な民族の社會生活であつたと認めて差支へあるまい。

その生活が、いかなる状態であつたかは、今日眼の當りに見極めることは出来ないが、そこには一種のいはゞ社會意志があつたことは想像される。何かのまとまりがついて、一定の秩序ある生活

を成してゐたに相違ない。それは、その時代の風習であり、また傳統であつたであらう。衣食住の生活や、樂しみの生活、或は一種の信仰生活などが營まれてゐたに相違あるまいが、そこには指導者がおのづからあつたに違ひない。一面においては、各人が平等に皆んなして協同する生活であつたであらうが、その間に智慧や、勇氣や、道徳や、また傳統的の家柄等が尊敬の的となつて、指導力を持つてゐたものがあつたと想像される。

然らば、この生活形態を、いさゝか政治的に見て、民主的であつたか、君主的であつたかといへば、私はどちらともいひ得ると推察する。原始民族の生活は、皆民主的で即ちデモクラティックであるといふ人もあるが、簡單な社會生活であるから、何事も老若男女一緒になつて、問題が決議されたことと思ふ。投票とすれば、全會一致か多數決で決められたと見做してよいが、しかし、その間に、今日、私達文明人の間に行はれるが如く、指導的能力のある人の意志發言、場合によつては、その指圖が、大なる勢力をなしてゐることは、想像するに難くない。場合によつては、その一言によつて決ると見なしてもよからう。それが數人あれば寡頭政治であるが、一人とすれば君主政治であり、いはゆる酋長政治である。現代の未開人の社會には必ず酋長がある。大體において世襲的である。この原始生活における君主政治ともいふべき酋長制は、必ずしも、その團體民衆の輿論と常に反對に



あるものではない。その酋長の意見を尊重し、それを敬愛し、それと共に活動することが、その民族の團體的意志でもある。かやうに考へると、原始民族の社會生活は、民主的であつたか、君主の意志であつたかなど、一概に決定出来ない。何れでも有り得るのである。君意であり民意であることが圓滿に行はれれば、そのままに繼續して行くが、その間に疎隔を生ずる様になれば、場合によつては、民衆が壓迫されることになり、それには遂に我慢することが出来なくなれば、その酋長を暗殺するやうなことになる。

故に 大まかにいへば、一つの團體生活の綜合意志を形成するものは、その團體の構成員たる人々の意志の綜合に外ならないが、その場合に、一人乃至數人の意志が、他の多數者を包容し指導し啓發することによつて、優越の立場を占めて、その團體意志となることもあり、また多數の人々の意見が集まつて、全體としての指導力となり、そこに綜合意志が成立つこともある。即ち團體構成員の綜合意志によつて、君主政治的にもなり民主政治的にもなる。何れにしても、形は少數決でも多數決でも、皆が皆、その心持で、良い氣になつて了へば、それでかたはつくのである。かくの如く、原始民族の生活形態が、獨裁的であるか、輿論的であるか、何れともいひ難いが、とにかく、その民族社會を形造る成員全體の意志納得によつて決められるといつてよい。かく綜合意志の成立つ有様

を民主的といつてもよいが、普通にいはゆる人民の總意によるといふ場合には、對立的に君主を一方に豫想してのことであるから、この場合には、語弊がある。君主となる者も人民となる者も、何れも、その民族社會の構成要素と見た上での總意の決定であるからである。故に酋長を本源として、段々發達した君主制も、君主に對立した意味での人民を土臺として、君主を立てずに發達した民主制も、共に原始の民族社會から、色々の事情で、次第に發達してきたと認むべきである。その間に、前者が崩れて民主形態となり、場合にまつては、後者から一人の優秀者が段々と勢力を得て、君主形態を取るに至つたところもある。然し、文化の進むに及んで、國民一般の教育教化が普及すれば、次第に民論が普及し向上し、獨裁的な形態を取るよりは、輿論綜合の形態を取るに至るのは必然の勢である。故に君主國においても、次第に民主的政治の色彩が濃厚となり、それを根幹として施政せられるに至つてゐることは、世界の趨勢である。我國は年代的にいつて、いつこの團體の姿が始まつたかは判らないが、他國にもあるやうな民族全體の意志をまとめた意味での酋長生活の形式が、次第に發展して、幾千年の歴史ある傳統生活を、今日まで營んで來たものと認めてよからう。天皇が萬機を總攬統治せられるといふ意味からは、いはゞ獨裁とも稱すべきであるが、同時に、それは人民全體の歴史的に承知してゐるところであり、君意は民意を朗らかに悉く入れ、君民共



其の信念に基いて、國體が出来てゐるとすれば、いはゆる民主主義の政治意識も充分に取り入れることも出来るのである。これは結局、國民の、いひかへれば、日本民族國家の全成員の、即ちまた天皇の意志をも包括しての全民族の、情愴信念の決定するところに他ならないからである。今日未曾有の非常時に當つて、これが、いかやうに立派に展開されてゆくかは、上下全體の正直な朗らかな意志の結成し納得するところであらなければならない。

## 一一 國家構成員の總意と國體

以上の問題は更に考究することとして、進んで社會と國家との關係を考へてみるに、先にいつた如く、國家は社會生活の複雑に強固に統一的な法制組織として出来上つたものであるから、國家を一つの大きな意志的團體と認めるならば、その意志は、社會意志が綜合されたものと認むべきである。國家が、君主制であり、民主制であるとしても、その成り立ちは、その國を成す人員の意志の決定するところである。いはゆる民主國體乃至政體が、その成員の意志の決定であるばかりでなく、君主國體乃至政體も、さうだといはねばならない。もし成員—それから君主を除けば人民であ

るが、その成員乃至人民の意志が、これを是認するのでなければ、一日も君主國體は保たれない。多數の武装せざる人民に對し、武装した少數の人民が、君主を立て、壓迫して、君主制を形づくるとは出来るが、何れにしても君主一人の意志では君主制は決らない。やはり人民もその氣になつて、これを喜び認むるのでなければ、久しきを保つことの出来ないのは明白である。故に何れの國柄も、それが成立し保持されるには、その國を成す人々の融合せる意志に基かねばならないことは明白である。故に成員全體の意志を名付けて、君意を排した意味での、民意といつた時には、語弊もある。その場合には、君主といふ存在を別に心に置き、しかも、それを排除的に考へてゐるからである。その意味では、始めから君主のない國柄では、民主國といふ必要もないのである。アメリカに移住した人々の、過去の生活においては、君主はあつたのであるが、今日においては、全然、考慮外に置いてよいのであるから、わざ／＼對君主的に民主的といふ必要もないわけである。然るに、我が君主國體は、昔から今日まで繼續して來たのであるから、民主主義を取り入れるにも、他國と事情を異にするもののあるのは、當然である。しかし既に世論にもある通り、民主主義といつても、各國の事情に應じて、そのあり方を異にするので、我が國においては、我が歴史や傳統や民情と相應じて打立てらるべきは、いふをまたない。そして過去の史實に徴しても、民意を本として政治する



といふのが、治國上の建前になつてゐたのであるから、その原則を大に發揮すればよい。時にそれが發揮されず、また戦時中は、君意・君權を私する軍閥官僚があつて、極めて遺憾のことがあつたが、今後は國民全體即ち國家構成の總員の誠意ある努力によつて、新日本を建設しなければならぬ。

さて、國家の成員といつた時には、從來その團體生活をしてゐた人々を一切含むので、君主・貴族があれば、それをも含み、それが無ければ、いはゆる人民だけで決るのであるが、何れの場合においても、絶對多數はいはゆる人民にあるのであるから、かゝる考察に一應注意して置けば、一般的には、その國家といふ社會團體の意志は民意の、發表綜合によつて決るといつてよからう。その民意は、君主を戴いてゐる時の民意でもあり、然らざる場合の民意でもあるが、一括して、民意が表明されるのでなければ、國家の意志が表現されるとはいひ難い。そして憲法を制定し、議會を設けて國政を運営する形態は、大體において民論を重んずる民主的な政治といつてよい。それ故に、憲法その他各種の國法は、立法的には、その主權者によつて制定されたものであるが、内容的に或は具體的にその成立の根源からいへば、未だ法的組織をなさざる國家成員の聲即ち民意から出來上つたものである。この點から見て、國家は一種の法制組織を成してゐるものであるが、その血となり肉となるものは、法制となる以前の社會意志である。各種各様の意見が、國民の間から唱へられ、そ

れが次第に集結して國論となつた時に、議會その他の機關を通して、國法の形に表はれてくるのである。我々は國法に従はなければならないが、それは自分等の自由なる意見の發表の後において、決定制定されたものであるから、自己の自由意志による服従といつてよい、即ちその點において自由自律と服従遵奉とは、一つの輪をなすが如く、終始相結ぶものがある。この民論の出づるところの個人の教養を高め、その國民的自覺を向上せしめることが、デモクラシーの政治形態を立派にするについて、缺くべからざる根本條件である。

### 三 國政と社會生活

國家の成立が、かくの如く、社會生活を基礎とし要素として發達したものとすれば、その國政の内容は、社會生活萬般にわたつて營まれねばならないのは明白である。然し、それは社會生活のあらゆる事柄を、悉く法制化するといふことではない。法制なき社會生活から強制力ある法制組織を持つ様になつたのであるが、それはまた翻つては、法制の必要なき本來の社會生活を維持發達せしめることではなければならない。要するに、社會生活は國家形態の血肉であり内容である。その内



容血肉を健全に發達せしめる方法として、一定の法制組織を要するに至つたのである。故に社會生活が複雑となれば、複雑な法制組織を必要とするのであるが、國民の知識が進み、道徳が向上し、互に強行的な制裁を待つことなくして、自發的に協同的に生活する心構へが盛であれば、煩瑣な法制が、それ程必要とせられないのも當然である。故に、國家は法制の組織であるとしても、餘りに繁く法制が亂發される國家生活は、社會的に弱態な生活であると認むべきである。その國民に、國家社會を、心から思ふところの社會的道徳心が強固に發達してゐないからである。強行力を以て法律命令が出来るのは、多數人の秩序ある生活を營ましめるために必要であるが、その多數人がそれぞれに自省自戒する道徳心があれば、一々強行力を用ひる必要はない。法は法なきに至つて極まるとは、このいひである。故に理想的には出来るだけ煩瑣な法制を少くして、その成員の自覺的活動に任すべきであるが、いかに善意があつても、一定の規定が無ければ、意志の疏通を缺き衝突紛争を免れないので、これを必要とし、また不正不義の行をする者もあるので、強制執行をも必要とする。

何れにしても、國家生活の基礎は、その社會的道徳的良心に基づかねばならないのであるから、法律を外部的立法といへば、社會的道徳的良心は内部的な自律的な立法ともいはれる。要するに、

國家生活は、民意の集結して出來たものであるから、一面には、消極的に民意の無秩序にならぬやうに防止する必要もあるが、積極的には、益々進んで民意を發揚せしめるやうに助くる作用をもたねばならない。これはデモクラシー的國家の政治方針であるべきである。社會民衆生活の不健全な方向に走るのを防ぎ、不正の行はれるのを防止するには、強行力を必要とするのであるが、その他の場合には、出来るだけ國民の自由意志の發表を活潑ならしめ、その協同活動を盛ならしむるやうに助成するものでなければならない。高壓的に命令し禁止する作用よりは、民意を向上せしめ、これを啓培する様に働くものでなければならない。従つて官吏は眞に國家社會生活の公僕でなければならぬ。君主國といへども、國家の成員たる人民の意志を尊重すべきは當然であるから、かゝる心構へでゐなければならぬ。これがデモクラシーの行政上の精神であるべきはずである。然るに、何事も官權の手によつて行使し、民をしていはゆる知らしめず依らしめるだけで、國政を運營して行かうとするのは、國家形態が、本來何故に出來上つたかの社會學的・倫理學的根據を辨へざるものといつてよい。



#### 四 國家と國際的道義

法制組織の形態としての國家は、社會生活より發達し、それを内容とし、またその充實を計るべき使命を持つてゐるのであるが、これは國內生活における觀點であつて、國外關係においては、諸他の國家と地球上に並行してゐる存在である。或民族國家が、その民族の限りに於いて、他の民族と少しも關係なく、そのまゝに一國家を形成するに至つたものは、殆どないであらう。多かれ少かれの關係はあるが、諸他の民族は、その國家的形式をなさぬ前に、互に移動し混入し連絡したものであることは、明白である。我が國家の如きは、有史以前はとにかく、有史以後においては、他の民族との混合關係は割合に少かつたといへようが、最も新しく成立したアメリカ合衆國の如きは、世界の人類展覽會とも稱すべき状態であつて、諸民族の結合し混在してゐる社會生活である。ヨーロッパ諸國においても、それぞれ民族的な特色を以て國家は成立してゐるが、それにしても、その國家の範圍を超えて各民族の血液は混入してゐることは、争はれない。況や、その文化生活においては、それぞれ特色あるものゝ、互に交渉あり連絡あるものであることは、明白である。こゝにおい

て國家は、それぞれ獨立の形態を成してゐるが、血液的にも文化的にも、殊に經濟的關係においては、互に連絡し、有無相通じてゐることは明白である。こゝに國際關係が複雑の交渉を結ぶに至り、世界の人類團體といふ如き觀念も生じ、各國民は、その國家の發展のために努力しながら、世界平和のために、色々の筋合を通して、文化的な貢獻をしなければならぬと提唱される理由である。これは第一次歐洲大戰後にも唱道された思想であるが、この第二次大戰の後においても、普く提唱される説である。こゝにおいて、國家生活の存續發展は、同時に世界的な平和の維持、文化の發展に貢獻しなければならぬといふ思想と、必然の關係をもつてくる次第である。

國家主義は、今日非難的となつてゐるが、これは國際的デモクラシーの立場から語られる思想である。國內生活のデモクラシーと同様、國際間における調和的發展を招來するには、各國家國民の間に、皆して仲良くやつて行かうといふ意味でのデモクラシー思想がなければならぬといふことである。當然の理であるが、それにしても各國家がその獨立の面目を保ち、その特色を發揮し、かくして世界の文化に貢獻しうることを認めなければならぬ。その意味において、各國民は、その國家の存在發展を尊重しなければならぬ。従つてその意味においては、國家主義を認めねばならない。しかし、主義といふ時に、その國家だけの存在發展を主張して、他國のそれを妨害否認する



意味になると、そのよろしくないのは自明である。その場合においては、利己的な國家至上主義と名付けてよろしからう。もし國家主義なるものが、個人主義と同様、各國はそれぞれ自個の獨立の面目を存續發揮しなければならぬといふ意味なら、個人主義が排他的な利己主義とは同一視されず、各個人の人格を互に敬愛しなければならぬといふ意味に解さるべきと同様に、眞の國家主義は、各々國家といふ大きな人格的存在の獨立を維持し、互に尊敬すべきであるといふ意味に解すべきである。これは當然の事理である。然るに、國家主義が非難される場合は、個人主義の場合と違つて、その國家の利己的至上主義を主張するものととられてゐるのである。かく解すれば、それが間違つてゐるごといふまでもない。國際間に不和動亂を生ずるのは必然である。

そこで國家主義なるものを、互に各國家の獨立發展を尊重し合ふといふ意味に解釋すれば、それがデモクラシー的な國際主義と兩立調和すべきは明白である。また實に、さうでなければならぬのである。自國を尊重し護持することが、必然、國際的道義を重んずること、矛盾する様に考へるのは、甚だしき謬見である。各國民の國家意識は、必ず他國民の國家意識と交渉連絡あるものであつて、時には利害衝突して戰爭を起すに至ることもあるが、尋常の状態においては、各個人が我を重んずる時、必然に彼を重んじなければならぬことを氣付かねばならないと同じ様に、國際的に

相助け相勵んで人類の福祉を増進しなければならないといふことは、人類といふ社會生活をなす人間の道徳的良心の命するところである。この國際的道義心を缺くか、またはその乏しき場合においては、その國家意識は、忽ち自國本位の利己主義となり、やがて世界に動亂の種子を招き、自ら大いなる禍ひを蒙るに至るのは、必然である。我が國民は終戦前において、かゝる謬見を抱いてゐたのであるが、よろしく猛省すべき思想態度である。中には、國際的な道義心を抱き、いはゆる國際主義の思想を持つことは、自國を滅却するが如く考へるものもあるが、甚しき淺見である。各國家あつての國際主義であり、それらの存在を承認しての道義心であるから、いかに國際間の平和を保ち、文化を向上することに努めても、それがために、自國が滅却し、國際的に無差別な世界國家といふ單一状態に入ると考ふべきではないのである。各國家が、その獨立を失ひ、その文化的特色を空しくしては、互に異彩を發揮して、華々しき世界文化を創り上げることが出来ない。それぞれが特色ある文化國家であつてこそ、色とりどりの趣を發揚して、人類の文化生活を豊富に盛り上げる事が出来るのである。

なほ、序に一言したいことは、もし各國家に道義的精神があるならば、大戰に重ねるに大戰を以てするやうな、いはゞ不人道な殘忍極まる戰爭などは起るはずはないではないか、といふ論議も生



するであらう。戦争は平和状態よりは異常なことであるから、平和そのものの見地から考へれば、いかにも国際間に道義は行はれないかのやうに思はれるかも知れない。然し、それは一面の觀察であつて、更に深く考察してみると、戦争中にも各國家の道義心は失はれてゐないのである。否、その間においてこそ、反つて高い道徳心が發揮されねばならないのである。尤も、それを發揮し得る國家は、始めより無謀の戦ひを起さないであらうし、またいよく戦ひを聞かねばならぬことになれば、よつかりした道義心に立つて、潔く戦ふであらう、その結果において正しき勝利を得るに至るであらう。それは何れにしても、戦争といふことの中に、道義心は働いてゐないといふ道理はない。各國において行ふところの宣戦の布告には、單なる自國の利己主義でなく、正當防衛は即ち實際上の正義であると主張し、進んでは敵を打つことは、世界に眞の平和を齎すためであると主張せざるものはない。矛盾の様であるが、どの國でも眞の平和のための戦争であると唱へてゐる。これは国際間の紛争を處理するには、道義心が働かねばならないといふ理由である。平時においては、國際裁判とか、國際聯盟とかいふことが唱へられると同様、戦時中においても、各國の宣言提唱の中には、國際心は働いてゐるのである。従つて、戦時中においても、かねての國際法規を守り、赤十字船を保護し無辜の市民を爆撃せず、捕虜を虐待せず、出来るだけ公正に戦果を擧ぐるこ

とを努むるが如きは、立派な道義的處置といはれてゐる。況や敵の氣なげな行動を見て、その勇敢なる戦死者の死體に、敵ながら天晴れとして敬意を表するが如きは、我が國の武士道にもある精神であつて、他國においても、かゝる態度は稱讃されるところである。かゝる態度は、反つて敵の良心を打つ力がある。のべつに、くだらなく、敵國民を惡罵するよりも、その思想的道徳的效果は、更に著しい。故に戦争中においても、各國家國民の國際的道義心は尊重され發揮されねばならない。

況や各國家は宗教的儀禮を通して、神佛に祈りを捧げて、自國の勝利を祈つてゐるが、そこには手前勝手の考へも、凡人のお寺参りと同様に、籠つてゐるではあらうが、眞に手前勝手な戦争と心付いてゐれば、神や佛に祈れるものではあるまい。神佛は圓滿完全であつて、悔い改めた不義を許すことはあつても、敢て惡をなさんとするものを、そのままに承認することはないはずである。従つて神に祈る者は、利己主義者たることは出来なはずである。勿論、自國の善であることを前提として、神佛の加護を受けようとするものであるが、その善は同時に、世界各民族の善であると考へられねばならない。敵國にも、それが幸ひを齎らすものであると思ひ及ばねばならない。然し、自分勝手の判斷で祈ることは、神佛を冒瀆するものとすれば、ただ神佛の正しき誘導と、情けある裁



きとを願ふ態度に、眞劍に立つて、戦ひに向ふものでなければならぬはずである。かゝる複雑なる意識態度を、一々こゝに解剖し批判するには當らないが、とにかく、利己的國家至上主義の心構へでは、眞劍に神佛の前に祈ることの出来ないのは自明であつて、これは人類生活をなす人間の道徳的良心の許さざるところである。従つて、神佛の照覽と加護をかち得ざるのも、當然であらう。

## 五 戦争と文化

なほ最後に一言を加へて置きたいことは、戦争は文化の反対であつて、文化を破壊するものであるといはれる。確に平和的な文化は破壊されて、歴史的に山緒ある文化財は、壊滅に歸せられることは事實である。然し、他面から觀察すると、異常な急激な方法を以て、各國の文化生活が互に接觸され、互に認識されてゆく一種の経路であると認めてよろしい。互に全力を盡して、眼の當りに接して戦ふところに、敵味方の民族乃至國民は、いかなる性質のものであるか、いかなる特質があるか、またその使用する武器や施設を通して、いかなる技術的文化生活をしてゐるのかが、明瞭に認識される。戦前において互に知らず、互に侮つてゐた敵味方も、相互にその長所を發見することも

出来る。勿論、意外な缺陷を相互に氣が付くことも出来るが、結局において、彼を知り己を知るといふことは、戦争といふ荒仕事を通して急速度を以て行はれ得る。今日、我が國民が、中華國民や東亞諸國の民族の特質や文化を知り、またアメリカ國民の特質と實力とを、いかに深く認識するに至つたかは、この大戦争を通してである。我にとつては大敗戦といふ意外な結果を見たのであるが、彼等の國民の間に文化生活の特質を認識し得たことは、著しき事實である。即ちこゝに今後、眞に諒解を成すに至る端緒が出来てゐる。故に敗戦後においては、各國民の間に、改めて平和的な文化生活を互に提携し合つて、促進せしめて行かうといふ氣運の生ずるのは、當然である。勿論、また幾十年の後に意外の誤解と大混亂を起すかも知れないが、戦争そのものは、文化破壊の一面だけでなく、文化の接觸と新規まき直しに、意外の促進劑となつてゐることは明かである。この點から考察しても、國際間に、戦時中にも、文化的意識は維持されて行くことは争はれない眞理である。かゝる、いはゞ國際的文化意識ともいふべき國際心を抱いて、それぞれの國家が、力強くその國歩を進め、特色を維持し、これを發揮し、世界の文運に貢献すべきは、人類社會における國家的存在の使命である。



### 三 デモクラシーと個人主義及自由主義

#### 一 君主國體と民主國體と總意

國家は、一つの意志的團體生活として、その意志はそれを構成する社會團體の成員の總意によつて定まると述べた。そして國家の血肉をなし内容を作るところのものは、社會團體生活であること述べた。これは、國家と社會との關係から述べたところであるが、國家に關する普通の見解によると、國家は、領土と主權と人民團體とから、成立つといはれてゐる。領土がなければならぬことは自明であるので、國家の主要な成立要素は、主權と人民とであるといはねばならない。しかし主權者といふのを人民の外におくとすれば、始めから兩立しない要素を豫想しておくのであるが、それは根源的な立場といふことは出来ない。何となれば、人民といはれるものの中から、主權者が選ばれ、または作り出されて行くことがあるからである。故に、國家成立または存在の要件としては、領土はさしおけば、一に人の團體と名づけてよからう。人民といふ言葉は、常に何んとなし、その上にまたは外に君主を豫想してゐるので、種々の國體を説明するに不都合であるからである。

そこで、これは、昔からもいはれてゐることだが、主權者が、その人々の團體生活の中で、特定の一人に決められてある時は、君主國體であり、少數の人々にその國を統治する主權が備つてゐる時は、寡頭政治の形體であり、人的團體全體の意志の決定に主權が備つてゐるとすれば、民主國體と説明されてゐる。これは、通見として語られてゐることだが、その三様の國體乃至政體を一括して考察した時には、何れも、その人々の團體意志によつて決められるといつてよい。要するに、その團體生活を形造つてゐる成員、即ち人々の總意によつて決められると稱して差支へない。

君主國體とは、特定の人が、君主としてその國家統治の主權を有することであるが、決して君主となる、その一人の意志によつて、君主の位置が決定され得るものではない。勿論、その一人乃至それに直接從屬してゐる少數者の知識・德望乃至武力によつて、その位置が得られるに至つたと解釋せられる點はあるとしても、結局、その國家の成員たる人々即ち人民の承認するところであらなければ成り立ち得ない。少くとも久しきを保つことは出来ない。知識德望があれば、人々が自らそれに喜んで服従するところに成立つであらう。そしてそれが傳統的に一種の國柄を成し續けて行くこととすれば、やはり、それは、その社會の成員乃至は人民の總意によつて、承認決定されてゐるものと見做して然るべきである。假に權力を以て強壓して、君主權が保たれてゐるとしても、結局、それが或程度



まで被統治者たる人民が、止むを得ないとして、それを承認してゐるのでなければ、成り立ち得ないのである。そして、そこには忍耐我慢の限界點があると認めなければならぬ。この社會心理的論理から立論すれば、寡頭政治の形體も、これを是認するものは、その少數者ばかりでなく、同時にこれに従ふ多數者も承認してゐねばならないはずである。況や民主國體においては、その社會成員全體の意志によつて統治の目的方針が決定せらるゝのであつて、その場合において、統治の主權は人民にあるといふのは無論のことである。そして、その場合においては、對立的に君主を豫想した意味での人民といふのは無論のことである。ただその人的團體の總意によると稱してよろしい。

かやうに述べてくると、君主國體も寡頭國體も、共にその國家を形造る成員即ち人々の總意によつて決ると稱してよい。この見地からいへば、君主國體も民主國體も根本的な相違は無いといふ結論になる。論は、やゝ奇矯に聞えるかも知れないが、おしつめて論じ立てれば、君主となる人、被統治者となる人々、總ての人々が、それでよいと納得することにならねけ、いかなる國家の形體も成り立ち得ないのである。その點から、いかなる國體においても、その成員の意志即ち社會團體の意志が、主要の要素を成すことを認むべきである。

従つて、かやうな見解からいへば、人々の總意、言葉に語弊はあるが、人民の總意によつて國體が

決るといつた場合には、二つの場合がある。即ち人の團體生活を一括して見た立場では、特定の人または少數の人々に主權がある國柄も、國民多數の意志に主權がある國柄も、共に、その中に含めて考へられるといふ場合と、他は、いはゆる民主國體が人民の總意によつて決るといはるゝ場合とである。前者は廣く、後者は狭い。そして後者の場合には、君主を對立的に考へ、これを斥け、これを排する意味に考へられてゐる。そして歴史上、多くの場合、君主の獨裁政治の弊害が甚しき後を受けて、人民の反抗がつり、遂に革命を起して民主國體となつたのである。

かやうに解釋して來ると、いはゆる民主國體なるものが、人民の意志によつて決定された政治形式であるのみならず、君主を新に立てることも、或は君主の位置が昔から定まつてゐることも、その社會成員の意志によるといはねばならない。その場合においては、君主も、また、それに統治せられる人民も、共に成員として考へられる。寡頭政治もまた左様に考察せられる。その意味で總意といふ意味の解釋を廣くすれば、これらも、またデモクラシーといふことが出来るであらう。しかし、それは意識的に君主を排する意味での主權在民のデモクラシーといふことは出来ないが、社會學的に見れば、いかなる國柄も、その國に住み、その國を成してゐる人々の意志に、何かのまとりがついてゐなければ、一定の國柄を作つて存在することは出来ないといひ得る。それ故に、い



なる國體も、その社會成員の總意に成立つと稱して、しかるべきだといふのである。デモクラシーをさういふ廣い意味にとれば、すべてがデモクラシーともいへる譯である。

この見解は、頗る無理押しのように考へられるかも知れないが、君主國體をその意味で考へた學者はある。それはイギリスのトマス・ホッブズである。彼は人の性を「應惡と見た。人の群居生活は、互に利己的に自己の保存と擴張をほしむに、弱肉強食の生活を呈する。即ち豺狼生活をなすといふ。これは彼の第一段の社會心理的解釋である。それが人生の眞ならば、互に噛み合ふより外に、方法はあるべきはずはないが、彼はその前提と相異して、それでは互に困るといふ。即ち平和にして安心な生活を營むことは出来ないといふ。そこで人の團體生活の安寧秩序を保ち、幸福をもたらすためには、何かの方法を立てねばならぬとした。しかし、どんぐりの背くらべのやうに、平凡の人々が互に國を治めようとしたところが、出来るはずはない。そこで人々が寄り集つて相談し、この混亂生活に終止符を置くために、その仲間の中から知識・徳望その他の能力において、最も優秀な人を立て、君主となし、それに絶対權を附與して支配者となし、その他の人々は、勝手なことは、いひも行ひもしないことに誓約し、無條件的にその君主の命令に従つて生活するのが、人間社會の幸福をもたらす道であると論定した。即ち、いはゞ人民または社會成員たる者の

總意に出發したのであるが、その結論においては、絶対的君主國體を謳歌したのである。いはゞデモクラシーから立つた絶対的君主國體論である。まことに辻つまの合はないやうな議論であるが、彼は眞面目にこれを主張したのである。この考は、いはゆるデモクラシー思想なるものが、君主國體にも通ずるものであることを證明するものである。その意味において、かかる君主國體も、やはり人民の總意の承認するところに由ると稱して差支へあるまい。こゝに私の以上の如き解釋も成立し得るわけだと思ふ。しかし勿論、現實の君主國體と民主國體とを簡單に同視すべきものではないが、國家社會生活に關する論理を、深く廻り廻つて探ねると、國家は、その人的要素たる構成員の意志の綜合的決定によつて、色々の生活形態がとられると認めて差支へあるまい。

## 一 デモクラシーの發達と文化の向上

かくの如き見解は、結局において、君主政治も民主政治も、その國家の成員をなす人々即ち人民の意志の發揚を土臺としなければならぬことを語るものである。しかれば、何故に君主制をとるか、民主制をとるか、一括的には何れも廣い意味での民意の決定によるのであるが、さて個別的



には、何故に君主制をとるべきか、民主制をとるべきかの理由については、その團體生活の事情によることであつて、内容的・實質的に考察しなければならぬことである。何れも、國家の成員たるもの意志決定によるものとすれば、價值を論ずべきにも當らないやうに見えるが、實際の歴史的經路を考察すると、君主權は段々と縮小され、君主國體または政體は、民主國體または政體に移りつゝある傾向にあると稱してよい。従つて君主政體の形をとる國家も、段々と議會政治の形式がとられ、議會に表現された民意の決定を主なる内容として、國法が決定され、國政方針が運営されてゆく姿になつてゐる。想ふに、これは人智の進歩、文化の發達、いひかへれば國民教育の進歩と共に、かゝる趨勢になつて來たと認むべきである。昔は、教育教化が進んでゐないので、文化の發達は全面的に普及されてゐないから、少數の特權階級と民衆との間には、甚しき相違があり、多數の意志は、多數者自分等を統御するには不足であつたので、少數者の卓見に任せられた方が、多數者のためにも幸福であるといふ有様であつた。勿論、その間に、少數者の横暴があつたにしても、とにかく、あらゆる能力において優秀であるとするれば、恰も多數の子供を親が導くが如くに、民衆を指導するのを適當となされ得る。その故に文化の開けなかつた時代には、一人乃至少數の意志が國政運用を決定してゐたのである。然るに、時代が進むに至つて、國民の國家的團體生活に關する理解と識見とが、

段々水準を高めて、人々の知識理解の間に、昔程の相違が少くなつたとすれば、必然民衆の多數意見が、國政を動かすに至るといつてよい。その傾向に向つて、現代は進みつゝある。それが即ちテモクラシー思想の普及傳播である。そして、これには、國民教育の向上と普及が、根本的に必要であることは、無論である。

### 三 獨裁と民意の向上

しかしなほ、議論としては、かゝる民衆の總意による決定が、最良の政治方法であるか、或は拔群の識見ある人の指導をまつのが、國を治めるのに、適當であるかなどといふことは、攻究の餘地は存する。例へば、數學の解釋は、多數の生徒による綜合的解案よりは、有能の教師による解釋の方が常に正確であるやうに、國家施政の方針が、或有爲有能の人によつて、最もよく指導され得るとすれば、必ずしも民衆の聲に一々きく必要もないといへるであらう。しかし、これは、一個の推定論であつて、理論的には可能であるが、實際問題としては、良教師の如き爲政者を得ることはむづかしいであらう。けれども、國家の非常時に當つては、さういふ傾向は、いかなる國にも現はれ



てゐる。大戦中における獨・伊・日三國のやり方が、少數者の獨裁であつたばかりでなく、ソ聯も、また最も自由主義であるといはれる米國も、大統領の権限を非常に強化した。これは一々民意にきくよりも、一人乃至少數者に委せた方が、能率があがり、適切であると考へられたからである。勿論、これも結局、民意の承認するところであるからであるといへば、それに相違ないが、その民意が、或程度の獨裁決行を許すとすれば、そこには少數者政治の意義をも認めてゐる次第である。それ故に、何れの國家においても、一面には民意の發揚を尊重し、その總意による決定を土臺としてゐるが、他面においては、少數委員に附託とか、委員長に一任とか、當局主腦部に一切を委せるとか、方法をとつてゐる。大體の輪廓においては、民意の要求の埒外に出でず、その範圍の中に運営するのであるが、具體的内容的には、かなり、主裁的位置に立つものの獨自性・特殊性を發揮し、場合によつては、君主以上の獨裁統率者といふやうな面影を呈するに至ることもある。この意味においては、昔の獨裁政治、寡頭政治の長所とされる面影が民主政治の中に現れてゐるといつてよい。かつて我國にデモクラシーの盛に叫ばれた時代に、それを批評するものから、愚衆政治であるとか、多數者の横暴であるとか語られたことがあるが、それは思想が、あまりに惡平等的に走つて、少數識見の士を尊重しない傾向が甚しかつたからである。これに反して、特定の一人乃至少數者の政治が

横暴彈壓の政治であると憎まれたのは、それが民意の發揚啓培を尊重しなかつたからである。

しかし大局においては、何れにしても、國民全體の知識と徳性が進み、すべての國民が各々自覺責任の心構へを以て、國政に深甚の關心を持つやうにならなければ、國運の發展し得ざること、確かである。そして、その中においても、出来るだけ各方面の、有能卓見の士を尊重し、適當の範圍において、これに十分の手腕を振はしめ、推進力を與へしむるやうにしなければならぬ。しかし結局、國民全體の水準を高め、政治的理解を深めるのでなければならぬ。國が能く治まるといふことは、その成員の國家社會的自覺を土臺としなければならぬのであるから、國民各自の政治的自治能力を根本的要件としなければならないのは自明の理である。國民の政治的理解、從つて外交、經濟、その他文化生活全般に互つての識見が向上して行くのでなくては、眞の堅實な國家經營は生れて來ない。そこにデモクラシーの基礎がある。いひかへれば、國民各自の國家社會人としての人格的自覺を土臺としなければならぬ。いはば國民の粒が立派になることが、何より大切である。デモクラシーに關する各種の問題も、結局は、こゝに歸着する。國民の粒が惡質であれば、形の上ではデモクラシーがいかに行はれても、實質的にはホップスがいつたやうに、お互に嫌になるやうな人類社會生活が出現する外はない。そこで、再びいつそ獨裁者に委せた方がよいといふやう



な結果になるかも知れない。今後の我國のデモクラシーが、甘く行かず、折角の革新選挙も、昔ながらの状態を呈し、立派な政黨政治も成立たず、單なる権力争ひといふやうな泥試合に陥るとすれば、いつそ聯合軍の支配下で長く指導される方がましであるといふやうな、飛んでもない嘆聲を國民の間に生ずるかも知れない。まことに恐るべきことである。

#### 四 個人主義及び自由主義の意味

國民各自の政治的自覺と自治能力を土臺とするといふことは、國家社會生活に於ける個人の尊重を意味する。即ち人格の尊重であり、その自由意志の言動の尊重である。今日、個人主義が叫ばれるのは、その意味に外ならない。前にもいつたが、個人は決して孤人ではない。なほ後に説明するが、社會の中に住み、社會を内に含んでゐる社會的存在である。もし個人が他の個人と全く聯絡のない孤人と解せられて、個人主義が稱へられるならば、デモクラシーをなし得る理由はない。各人協力して輿論を作り得るはずもない。然るに、今日個人主義は屢々利己主義と解されてゐた。殊に戰爭中においては、個人主義は極端に排斥された。非國家的な思想とも解釋されてゐた。それが

世上の通説のやうに思はれてゐたが、もし、かゝる解釋が、今日もなほ、人々の腦裏に固着してゐるとすれば、今日終戦後、急に個人主義が唱道せられるに至つて、世人は、何とこれを理解してゐるであらうかは、まことに怪しまねばならない。これについての適當な解釋啓蒙もなく、今後は個人主義だ自由主義だと唱へられるに至つては、いづこにデモクラシーが落著くかは見當がつかない。結局、個人の時々の思ひつきで急拵らへに作られた共通意見が、輿論となるだけで、まことに浮調子のものであるに外ならない。それ故に、個人主義とは、個人々々が自覺的に國家社會生活に關する責任を、その一々の言動の間に、確持するといふことであらねばならない。要するに、國家社會といふ大建築は、それぞれ、個人といふ一本一本の柱に基礎を持たねばならないといふ事である。

なほ、自由主義についても、非常な誤解である。これも終戦前甚だしく排斥された思想である。その理由は、自由主義は我儘勝手主義、刹那の氣分主義と解釋されてゐた、學術的に主義といふ程の思想が語られる時に、かゝる本能的な衝動的な心理生活だけが、重要視されるべき理由はないのであるが、かやうに解釋されて、個人主義と一括して、日本國民の腦裏から一掃されるべき思想態度と稱へられてゐた。しかし、さういふ意味で、學術上、從來解されてゐたとは、私は思はない。誰が、い



つ、さう解釋し始めたか知らないが、學者・思想家の正しい意見を、そつちのけにして、世間ではかやうに解釋されてゐた。これは、軍部や官憲からの宣傳思想であつて、終には學者思想家といはれるやうな人々も迎合便乗して、これを排撃するに及んだ。然るに、今日は自由主義の時代だと急轉して、世を擧げて唱へられるに至つた。もし、これまで、かゝる思想を非難してゐた軍國的統制主義の謳歌者が、その顔をも洗はずに、ただ時代の流れは、かういふ向きになつたとばかり、他律的な迎合的な態度で、變節改論してゐるのであるとすれば、眞の自由主義は、どこへ行くのやら、まことにその方向を知らない。

その當時の解釋によると、電車や汽車の乗降の無秩序勝手の舉動は、自由主義だといふ。そんな自由主義があるはずはないが、もし左様な舉動態度が自由主義であるならば、民意を發揚して、秩序整然たる國家社會を出現せしめることなどは、出来ない相談である。今日、その點に關して正當な解釋も行はれず、昨日は悪いとされた事が、今日はよいことだと、急に簡單にきかされたのは、一般國民は迷ふばかりである。正直のところ、多くの人々は、現在は自分達の思想は五里霧中にさまよつてゐると告白してゐるが、さもあるであらうと推察される。

自由の意味については、更に根本的に解釋を要することだが、簡單にいへば、自由とは、自らに

由るといふことである。自らに由るとは、自己の言行について自分に責任をもつといふことである。責任なき自由は我儘勝手であるが、それは自由主義ではあり得ない。従つて、自由の行動をとるものは、互に責任をもつ。それ故に、他人の自由な言動をも尊重し、そこに理解をもつた妥協も行はれる。これが言論の自由討議による議會政治の根本原則である。自由主義は英語ではリベリズムといふので、一面には寛容の心構へをもつといふ意味でもある。即ち自己が自由意志の發表の態度をとるが、寛容の心をもつて、他人のそれをも自説同様に敬意を以て取扱ふといふのである。

## 五 自由主義と統制主義

序に一言するが、自由主義に對しては統制主義が語られる。これは非常時局において盛に唱へられた思想であり、かつ實行であつた。そして統制主義は唯一の政治上の方針であるべき如く唱へられた。勿論、非常時局においては、國の問題が一元的になつてゐるから、統制の面が主にならなければならぬが、それが、いかなる時代をも通じての眞理であるかの如く唱へられた。そこで行き過ぎもあり誤解もあり、その結果は非常に思はしくなかつた。そして、それに對角線的な思想態度乃



至方針が自由主義と語られた。かつ、それは不健全にして、治國上あるべからざる思想の如く語られた。もし先に述べた様な悪しき意味で自由主義が語られるとすれば、不健全な思想であるに相違ないが、正しく理解された意味では、決して不健全ではない。そして自由と統制とは必ずしも矛盾するものではない。故に自由主義といふも統制主義と稱するものも、相互に兩立し得る思想であつて、一方だけを極端に主張すれば自己矛盾に陥らざるを得ない。

統制の必要は、他面に自由活動があるために、その行き過ぎの活動を制限し、個々ばらばらにならぬ様に、國家社會全體の方針と一致し結合しうる様に、各個の活動を制限するのであるが、もし全く個々の自由活動を統制し了つて、何等の自由活動も行はれ得ない様な状態に至らしめれば、そこには自由が全く失はれると同時に、また統制そのものゝ必要もなくなる。従つて、結局、統制主義は不必要になる。これは極端なる統制主義の自己破綻である。即ち自己矛盾である。

これに反して自由主義を主張する餘り、極端な立場を取り、國家社會生活から一切の統制を排除すれば、個人の自由活動は相互に連絡がとれないから、互に亂脈の有様を呈し、互にその自由活動を妨害、停止せしめることゝなる。もとより、その場合に、各個人はわざと我儘勝手の振舞をなす意志はないとしても、互に了解しかつ周知するやうな、一定の規則を立てゝおかなければ、各自の

自由を衝突のないやうに、圓滿に協調的に發揮せしむることは出来ない。これは即ち、或種の統制法を要する理由である。いかに國民の自由活動を尊重し、民意の活潑なる發揚を重んずるとして、一定の法律規則がなければ、その團體生活の保持を完うすることが出来ない。故に、自由は他而で統制を豫想してゐるので、自由を社會生活上の唯一の主義とするだけでは、國家社會を圓滿に成立せしめることはできない。それであるから、自由主義が極端に遂行されば、却つて各自の自由を失ふといふ自己矛盾に陥る。

兩思想の論理的關係は、かくの如くであるが、實際上、何れに重きがおかれるかは、時代相にもより、また國民文化の高下にもよる。非常時局の場合の如き、何事も特定の方向に向つて、國民が足並を揃へなければならぬ場合には、必然統制の面が重視されねばならないが、平和の社會生活においては、自由の活動が尊重されねばならないのは當然である。その意味で、戰爭中は統制論が強くなり、平和恢復後には、自由思想が盛に論ぜられるに至るのも必然である。しかし、二つの立場は、いかなる時代においても、程度や内容の相違はあれ、必要とされるので、一方だけを絶対の眞理の如く思ふのは、間違ひである。そこに或限界を置いて、時代に應じて考察され施行されなければならぬ。然るに、我國においては、或思想が時代の趨勢と共に唱へられると、常に忽ちそれを



絶對化して主張する傾きがある。これは識見の狭小を示すものであつて、即ちまた危険思想をなすものといはねばならない。いはゆる危険思想には色々の意味・内容があるが、或特定の思想を絶對的に排外的に主張するものを、すべて危険思想といひたい。それ故に、極端な統制主義は極端な自由思想と共に、危険思想といはねばならない。

かやうに、統制と自由の思想とを、對立的に同様に必要視して述べたのであるが、何れに、より多く重みが置かるべきかは、さきにいつたやうに、その國家の時代の事情による。しかし、もし國家社會的生活の創造的原理は、いづこに置かるべきかといへば、自由の原理にあるといはねばならない。それであるからとて、自由主義一點張りで良いといふのではなく、統制の必要をも認めるのであるが、それは、統制する當局者乃至は官憲の必要によつてのみ行はれるべきでなく、國民各自の自發的意見に基づき、その必要が認められるのでなければならぬ。各種の統制法は、立憲政治において、議會を通して行はれるが、それは自由意志の發表を基とした國民意志の決定であるからである。實質的に、個人が自由意志的存在であるといふ立場から考察して、自由活動の自律的な自己制限として、統制法は認められなければならない。その意味で、自由の原理に主要の意味を置くといふ次第である。

他の言葉を以てすれば、國家社會的生活には規制的原理と創造的原理とがある。これは統制と自由とに相當する考であるが、兩存すべきは當然である。従つて、創造的原理だけで、規制の作用がなければ、創造が無秩序無駄仕事となり、規制原理だけで、一切の自由活動を停止すれば、規制の必要が無くなるのであるのは、自明の理である。然し、根源的には、或は第一次的には、自由意志的存在としての個人に内在する自發活動を基とするのでなければ、一切の人事現象は始まらないのであるから、こゝに重點が置かるべきであると思ふ。そしてこれがデモクラシーの行はるべき根源であらねばならない。

かゝる意味での個人主義と自由主義を基底として、デモクラシーは成り立つのであるが、こゝに社會生活の一員としての個人の社會的自覺が益々必要であり、その責任ある良心的行動がいかに大切であるかは、明白である。然るに、自由主義や個人主義に、大なる誤解があつた如く、デモクラシー或は民主主義にも、大なる誤解がある。これは、二十年以前のデモクラシーの盛であつた時分の、我が國民生活の失敗であつたが、今日また、それが繰り返へされることを恐れる。デモクラシーとは輿論尊重と解される。それに相違ないが、その輿論を構成する各人の生活に、社會的な良心的な自覺が乏しく、その時々起る世論にして、自分に都合よいものがあれば、直に便乗し、附和



雷同して、俄に大衆の聲にまで仕立て上げ、一舉に何事かをしでかさうといふ輕躁の態度があつた。従つて自己の言動について、責任をもつといふ覺悟はない。ただ、その時の調子に乗つて、わいわい騒ぎ立てれば、それで民意の發揚であるが如く思つてゐる態度があつた。そこでデモクラシーは衆愚政治だと批評を受けた。

デモクラシーが語り出されたギリシヤの當時から、これを以て衆愚政治と見做されたこともあるが、民衆各自に自覺的責任感がない場合には、必然かゝる姿に陥らざるを得ない。そこで哲人政治とか、賢人政治とか稱へられたこともあつたが、今日一般に教育文化の進んだ時代においては、大哲人・大賢人を見出すことは困難であるので、結局、國家社會の成員たる各自の自覺的な協同努力に俟つ外はない。今日も、時々大人物の出現が要求される聲もあるが、本當に見出し得れば結構でもあるが、その思想の中には、國民各自が相互の自律的自發的な精進努力を尊重せず、自他互に卑下し合つてゐる考が潜んでゐるといはねばならない。いかなる人が、一世を背負ふ大人物であるかは死後に定まることであつて、豫め、さういふ人物の出現を期待してゐるよりは、各自がそれぞれ良心的に眞面目な努力をなすことに、最も大切な究竟的な意味があることを辨へなければならぬ。とにかく、今日のデモクラシーについての、眞の了解と自覺は、國民の間に極めて薄いこと

を恐れる。單なる平等觀であり、思ひつきの雷同であり、他から與へられた思想であつて、眞に反省し、自覺された意見の結晶でないことを憂へる。私はこれが無錢遊興的輿論とも名附けたい。例へば數人の書生が集つたときに、甲が何かを喰べたいと氣まゝのことをいふ。乙も丙もこれに賛成する。それは、その時ただ喰べたいと思つたから、自分の懐に金がなくとも、即事に賛成しておけば、甲にすがつて喰べることとも出来るであらうと、便乗したのである。また甲は乙丙の賛成をきいて、彼等に金があるであらうと想像して、そこで衆議一決し、料亭に上つて鱒腹喰べたとする。さていよく勘定となつて、誰も財布に自己の食分を拂ふだけの覺悟はなかつたとすれば、無錢遊興の罪に陥らざるを得ない。これは、各自に自覺的責任を持たない輿論の製造である。便乗と雷同附和とで行くものは、かゝる結果を生ぜざるを得ない。かくの如くして、國家社會生活が堅實に發達し得ないのは、いふまでもない。こゝには、もとより創造や開拓や建設の意見と行動とが生れ得ないのは、明白である。今日、私の恐るゝところは、かゝる輿論が簇出することである。各自の意見に特色があり、識見があり、自覺的責任があつて、まとまつて來た民意であり輿論であるのである。即ちそれぞれ實質内容に特色ある意見が研究討論された後に、結成されて來た民意でなく、平たい深みも厚みもない、その場限りの思ひつきが、風の如く輿論となり、泡の如く消え失せて行く



やうな有様では、それに基づいて行はれる諸般の施設は極めて危険である。デモクラシーが現實に行はれるには、それについての誤解から生ずる大なる弊害を警戒することを、最も必要とする。

#### 四 社會と個人

##### 一 社會の中の我と我の中の社會

社會と個人または我との關係は、古來から問題として考案されてゐることで、社會本位の立場もあり、個人本位の立場もある。そこで社會と個人と何れを重視すべきか、問題となり、また何れを基として考案すべきかを問題とされる。簡単にいへば、社會が無ければ個人も無い。個人が無ければ社會も無い。鳥の兩翼の如く車の兩輪の如しといへば、それまでであつて、それだけに諒解しておけば、それ以上の詮議もないことであるが、それだけでは單に言葉をあやにしたに過ぎない。そこで、更に何れが根源であるか、他の言葉を以てすれば、何れが實在であるか、他は派生されたものではないかといふ論議もある。それにしても、一方を退けて考へてはならないが、その場合に

おいては、個人または我を社會的の個人乃至は社會我と説明しなければならぬ。これは昔から人は社會的動物であるといふ言葉に盡されてゐる。これは一應誰にも諒解される見解であると思ふが、その理を少しくこゝに分析的にかつ綜合的に究めてみたい。そこで私はこの關係を説明するために、個人または我は社會の中にあると同時に、社會は我の中にあるといふ解釋を以てしたい。

71

我は社會の中にあるといふことは、極めて平凡な説明であつて、何人もよくこれを諒解してゐる。然るに我の中に社會があるといふ解釋については、時に迷ふ者もある。然し後者の意味を説明し、これをよく自覺することが、國家社會の一人としての個人または自分に最も大切なことであると信ずる。さて、その意味を進んで説明したいと思ふが、それは同時に我は社會の中にあるといふ意味と一緒に解釋し得ることである。ただ前者の意味においては、感覺的に數量的にたやすく諒解され得るので、別段の異議はさしはさまられない。我々は、家族や友人や世の中の多數の人々の間に、一人の我として存在することは、感覺的に數量的に自明であるので、これを疑ふ者はない。然しながら、進んで我の中に國家社會が存在してゐる、即ち過去・現在乃至將來の民族が内在してゐるといふ點にまで、自覺を進めないといふと、社會と我との關係は、密接不可分に諒解されることが難しい。従つて本質的にはかゝる意味を持つた存在であるに拘らず、社會多數人の中に存在してゐる自分との



み、數量的に外形的に考へて、その當然の社會的自覺的な活動を眞面目に行はざる者のあるのは、遺憾である。故に、内面的に質的に我の中に社會が存することにまで思ひ至つて、然る上に、社會の中に我があるといふ意味も深められねばならない。

## 二 民族的生命と我

さて民族的に生理的に社會と我との關係を考察すると、我々は民族社會の一員として存在するが、同時に我の中に民族社會が内在することが理解され得る。私達それぞれの個人は、両親の子であり、祖先の子であると同時に、多くの民族同胞の中に存在してゐる一個人であることは、明白である。然しながら、翻つて考察すると、我一員の中に民族社會が生きて動いてゐる。分量的に幾千幾億の民族を肉體的に取り入れることは、もとより不可能であるが、性質的に我の生命を内觀して來ると、一員の我の中に無数の民族生命が宿つてゐることが諒解し得られる。我の一個の存在は、その中に、父母・祖父母より乃至無数の祖先よりの生命を宿して居る。我一員は、過去の祖先の權化であると稱してよい。我の存在するは即ち祖先の存在すること、我の失はれることは、同時に祖先の生命の失はれることを意味する。これを過去二十代以上に遡つて、數理上有り得べき祖先を計算

すると、百萬人にものぼるが、それ程無数の祖先が我に生れ代つたものと見做してよい。もつとも、その計算通りに、祖先が存在してゐたとすれば、過去の人口の方が、今日より多かつたともいはねばならないが、それは抽象的な計算であつて、實質的には、親類となつて結合してゐる同祖が澤山にあるので、過去の人口の方が、今日より多いとはいへない。何れにしても、無数の祖先の生命が我一人の現在の生命に成り變つたものと見るべきは、當然である。この故に、祖先は我に藏れてゐると稱してよい。即ち我の中に過去の民族社會は内在してゐると認めて差支へない。

これと同じ理で、將來の民族社會を考へたときに、我より無数の子孫が生れて來ると見得る。即ち五人の子供が、更に五人の孫を有するとすれば、忽ちにして、人口の非常の稠密を示すに至るわけである。これも計數通りに増えるわけでないにしても、益々將來に亙つて人口増加の傾向のあるのは當然である。それは何れにしても、一人の我が無数の子孫に生れ變つて、民族の生命を永遠に保つてゆくことは、自明の理である。それ故に我の中に子孫は宿ると稱すべきである。これは即ち將來に活動する無数の民族生命が宿つてゐることを示すものである。我の存在そのものの中に、未來子孫の存在が内含されてゐる。

かやうに考察すると、過去にも未來にも、我は無数の民族の生命を藏し宿してゐるので、簡単に



いへば我は祖先にして同時に子孫であると稱してよい。我こそ、生ける祖先であり、生ける子孫である。即ち民族そのものが我を通して生けることである。この意味において、我は民族社會の我である、即ち社會我である。單なる孤人でないことはいふまでもない。他言を以てすれば、我は個人にして同時に個人以上の生命を荷つてゐる存在である。自己にして自己超越の存在である。それ故に、私の生命の貴重なるは、我が一人の存在であるからではなく、その中に無限の民族生命を包蔵してゐる存在であるからである。我を貴ぶのは我一人が個別的に貴いからでなく、我の中に我以上の民族的諸我を内に含んでゐるからである。孝經に「身體髮膚これを父母に受く、敢て毀傷せざるは孝の始めなり」とあるが、豈に獨り父母に受くるのみならんやである。父母の父母、さては一切の祖先の生命を藏してゐるからである。故に、その孝とは、同時に父母以上の祖先の遺志・遺業を繼承し、これを向上し、これを大成することに勵まなければならぬ。

この意味において、昔から我が國乃至東洋において唱へられる祖先崇拜の意味について考察すると、少からざる意見の修正を要することを感ずる。祖先を敬愛するといふことは、いかなる民族にもある心理状態である。原始的な意味での祖先崇拜はいつこの民族にもある。自己の生命の根源を

尋ねて、過去に思ひ及ぶ時に、祖先を敬愛する心の起るのは、當然である。そこには一種の宗教的意識も伴ふが、父母の靈を思ふ心の遠く過去に思ひ及んだものと思はねばならない。然るに、儒教においては、過去崇拜主義が強いので、過去の社會は、堯・舜・禹・湯・文・武の聖人の支配した社會として崇拜されてゐる。その思想が我が國にも影響されたためでもあらうが、祖先への敬愛は、過去崇拜の考へ方を擴め、祖先は皆偉いもの、様々にのみ考へられてゐる。祖先が悉く偉人であることは望まじきことであるが、その後の子孫が常にそれより以下の人物であるとすれば、餘り好ましいことではあるまい。それは私達のみにとつてではなく、過去の祖先も、そのことを知り得るとすれば、或は悲しまざるを得まい。祖先のみが偉くて、後世の子孫は段々下落するとすれば、自己の生命が段々下落してゆくことを示すのであるから、なげかはしく思ふのは當然である。それにひきかへ、我より以後の子孫、更に曾孫に及んで益々立派に生ひ立つてゆくとすれば、それを知つて愉快に思はざるを得まい。それは、人情の自然である。

故に、祖先崇拜は子孫としての感情において當然であるといつてもよいが、實際上祖先は悉く我より偉いものとして崇拜することになれば、祖先もまた心からこれを喜ぶことが出来まい。祖先に向つて、自分が祖先の生れ變りとして、祖先の成し得なかつたことを遂げ、思ひ得なかつたことを氣



づき、立派な民族社會を創造し開拓し得てゐることを報告し得るとすれば、それは祖先の靈の喜ぶところに相違ない。況や、我より以後の子孫の更に立派に成長し發展してゆくことを想見し得るとすれば、いはゆる木鐸がりの世の中として、なほ更、愉快に楽しく思はざるを得まい。この意味において、單に祖先を崇拜し、過去の業跡を偉いものとし、我以後の子孫は、これを習ふだけで、とても及びがたいと思ふのは、本當に祖先を敬重するものとはいへない。我が祖先以上に、大いに活動することに奮發すると共に、更に子孫を愛重し、これを立派に育成し發展せしめることこそ、眞に祖先を敬愛するものと認めなくてはならない。

故に我の尊重と、同時に子孫の愛重を認めざる過去主義的祖先崇拜は、眞の祖先を敬愛するものといふことは出来ない。従來の祖先に對する態度が、ただひとへにこれを偉いものと祭り上げるだけであり、その靈前に怖れ愼むだけであり、遠き所に祖先が照覽してゐる如くに思ふだけであつて、我の中に祖先が存在し、我の生命の中に祖先の靈の生きて動けることを内觀し、更には、子孫の生命が我を受けて盛なる躍動を待つてゐることを洞察し、今日の我より進んで將來の民族の生命を盛大ならしむる様に、努めるのでなければ、祖先を我に藏し、子孫を我に宿す身としては、生きがひのないことである。今日開關以來の大屈辱といふ大非常時局に直面して、かく打ちのめされた

古き日本を、更に新しく盛り立て、ゆくには、かやうに、現在の身の中に、過去と未來の生命を宿してゐる民族的な社會我的自覺に立つて、眞面目に正しく雄々しく活動してゆかねばならない。これがまた新しき意味において、世界の文運と人類の平和に貢獻し得るに至ることは必定である。

以上は、縦の關係において、我が民族社會の中に生れ、我の中に民族社會が存することを述べたが、横の關係においても、また左様に考へられる。横に社會を観察すれば、見知らぬ無数の人々が存在し、我を取巻いて生活し、我はその一人として存在してゐるが、これを血族的生理的に考察すると、家族・親戚が近くにあるばかりでなく、これを過去の祖先に遡つて等親の關係を考へれば、いはゆる親戚の等親に非ざるものも、結局、民族の血液を分合ふものとして、一種の縁者であることは、明白である。要するに、同じ民族の一員であることは、血統的に生理的に明である。故に一つ所に久しく住んで來た民族社會の人々は、互には親類關係にあると稱してよい。民族移動の激しかつた國家社會生活や、新に多數の異民族が渡來して作つた國家生活においては、人類社會といふ大きな見地から見れば、格別だが、民族學的特定の見地からいへば、その國家社會をなしてゐる人々が、互に縁者關係になつてゐるといふことは出来ない。しかし我國の如き幾千年の間、島國生活をなして來た特定の民族が、皇室を中心として、段々と繁榮して來た國においては、その國



民が互に縁者関係にあることは、自然であるといつてよい。その意味において、我國民生活は、横の關係においても、我は社會の中に住むと同時に、自分の中に民族の生命が分與されてゐるといつて差支へあるまい。この意味から、民族的社會協同の意識が強くなるのは、當然である。我國民が民族的意識に極めて強烈であることは、著しき特徴である。忠君愛國の思想には、この民族意識が強く表れてゐる。ただそれが、ややもすると、外國を輕蔑するやうな思想になり、國際的道義的精神を缺くやうになると、この長所が却つて短所を生ずるやうになる。

それはさておき、國內生活においても、この意識は著しくあるべきはずであつて、社會道德乃至は公民道德が、立派に發達してゐるべきはずであるが、遺憾ながら、そこに大きな缺陷があることを見る。これについては更に語らうと思ふが、要するに、直接な親類縁者關係の意識には強いが、その遠くなつたと考へられるべき社會公衆の人々に處するに當つては、道德意識が十分に働いてゐないといふ點である。この特殊問題はとにかく、一般的に結論して、我は社會の中の一員であるが、同時に、自分の中に民族社會の生命が宿つてゐることは、明白である。それぞれの個人は、それぞれその民族社會を表現してゐる一員であり、代表してゐる一員である。それ故に、我一人の行動が、同時にその民族社會の特色を物語るものでもある。

### 三 風俗習慣と我

以上の考察によつて、社會と個人乃至我との關係は、ほゞ明白になつたと思ふが、なほ風俗習慣といふ面から考察しても、以上の意味が理解される。私達は、その國その地方の風俗習慣社會の中に生活してゐるが、自分の内に、その住む所の國や地方の風俗習慣社會が存してゐる。いかなる訛があるか、いかなる異なつた服装があるか、いかなる年中行事があるか、その他、特色ある社會生活の行事は、その地方の風俗習慣を成してゐるが、その中に住む人々は、その風習を身に受けて生活してゐることは、勿論である。けれども、それと同時に、その社會の一人々々の訛や服装や仕事を通して、その地方の風習が保存されてゐることも、また明白である。即ちその風俗習慣は、その人の癖や行ひ方の中に存してゐる。その人が、づう／＼辯であるか、じやが／＼辯であるかによつて、東北人であるか、九州地方の人であるかを示す。即ちその人一人に、東北辯、九州辯は存してゐる。即ちその風俗習慣社會が、その社會の中に住む一人に保たれてゐる。これがまた我は社會我である理由である。

かういふ觀察から、個人は、その社會の風俗習慣から、即ちその傳説から脱離することが困難で



あるのは、自明である。その風俗習慣は、自分が自覺的に承認して取入れたものでなく、意識の發達してゐない幼少時代から、また思ひ及ばぬ側面から、家庭を通し、郷里の生活を通して、自分の言行に浸入つて來たものであるから、いかにその社會の傳統から脱却しようと思つても、決してそれから全く脱離することは出來ない。また實に脱離する必要も理由もないのである。我は縦にも横にも、社會を荷なつてゐるのが、本質的存在の姿であるからである。ここに各地方の特質があり、各國文化の相違がある。そして、それは尊重せねばならない事である。

傳統の力は實に偉大なものであり、尊重すべきであるが、風俗習慣その他に表はれてゐる傳統が悉くよいといふのではない。良習・美風と共に悪風・悪習慣がある。それについては、その社會に住むものが反省考察し、惡を去り善を長じ、その團體生活の改善を計るべきは、當然である。その身に帶びる風俗習慣、その他の傳統的事實を、自ら觀察し、時代の趨向と共に改良して行くべきは、私達の社會改造といふ大きな任務である。五ヶ條の御誓文にある通り、舊來の陋習を破り天地の公道に基づくべきである。その社會の風俗習慣をいかに改善すべきかは、社會我としての自己の反省と識見と努力によらねばならない。それは各個人のならべき任務であつて、社會改造は個人々々の自覺的努力を基本としなければならぬ理由である。勿論、他面においては、社會の制度機構を通して

改良する方法もあるが、結局は自覺せる個人の識見を土臺として、改造の道が講ぜられなければならない。社會生活の善惡は各個人の自覺に依つて判斷され刷新さるべきは當然の道である。

#### 四 思想生活と我

なほまた、思想生活といふ面について考へても、思想社會の中に個人は存しながら、同時にその思想社會を我の中に持つてゐるといへる。人々がいかなる思想をもつかは、その時代、その社會の影響によることは、いふまでもない。いはゆる社會思想なるものは、個人の心を甚しく風靡する。いはゆる時代思想なるものであり、流行思想なるものである。人には模倣性があり、思想には感染力があるので、どこからとも判らずに起つて來た思想は、耳から口へ、口から耳へと傳つて、舌は駟馬より速いといはれるやうに、忽ち社會全體に瀰滿する。個人は、その思想の海の中に、恰も魚が水を呼吸するが如く、呼吸して生活してゐる。人がいかなる思想をもつかは、その思想社會の左右する所であるといはれる。これが、いはゆる社會作用なるものであつて、社會心理作用として、社會學的に取扱はるべき現象である。

然るに、これに反して、その思想社會は個人の心の中に存在してゐる。社會の思想なるものが、



どこにあるかといへば、社會民衆の間にあるとはいへるが、結局は、その個人々々の心裡に存在するよりは、存在しやうはない。我が心の外に、對象的に思想社會の存在を見ることは出来ない。これは外形的にいつても、人的團體としての社會全體なるものは、個人々々の多數の集合より外には見出されないやうに、思想社會といふやうな内面的な心理的な現象については、客觀的に外形的に見ることは出来ない。各個人の心の内に、これを見るより外に仕方がない。それ故に、個人心の中に、社會心が宿つてゐるといへる。即ち思想社會なるものは、我の中に存在する。これは、思想的に、我が、社會我たる理由である。

かやうに見て來ると、思想的自我なるものは、いはゆる一個人であるが、同時に個人以上の精神的存在である意味を寓してゐる。この故に、一面からは、社會の思想を受けて存在してゐるが、他面からは社會に思想を送りつゝあるわけである。單に魚が水を呼吸してゐるが如き有様でなく、社會の思想を受取つて、自分がそれについて考究し、何か修正發見して語り出せば、即ちその社會の思想は、それだけ我によつて改善されて、再び社會に送り出されるわけである。社會の思想は、我に思ひも寄らざる考を注ぎ込むのであるが、我は、また未だかつて社會的に語られてゐない思想を作り出して、社會に送り出すわけである。けれども、その社會といふのは、個人々々の心に基づいて成

立つてゐるのであるから、社會が與へる思想も、社會が受ける思想も、結局は個人心を通すのである。こゝに我と社會とは不可分の關係にあることがわかる。恰も扇の要と末廣がりの如き關係であつて、一に歸する所を求めれば個人といふ要であるが、これを廣く散開すれば社會といふ末廣がりである。これが社會と個人との二にして一なる關係であつて、我を社會我といふ理由である。

## 五 社會思想と個人の自覺

さて、以上の考察から、社會も個人も、それぞれ實在であるといふことは出来るが、それは社會とも個人ともいはれる具體的實在の兩極の見方であるとも考へられる。そこで社會が實在するといつた時には、他面に必ず私の存在を豫想し、我が實在するといつた時は、一面に社會の存在を豫想する。先に述べたやうに、社會は分析的に見れば、個人の集團より他に無いと見られるのであるから、個人を通さずして、社會の存在を認めることは出来ない。けれども、既に社會學上の定説もある如く、社會は個人の單なる集合ではない。單獨の個人が先づ存し、然る後に集合して、社會を造るのではない。かつて、社會を個人の數量的集合と見做して、一人を一人以上に數へてはならないとか、最大多數の快樂が社會の最大快樂であるとかいふ説もあつたが、それは數量的社會觀であつ



た。三人寄れば、文珠の智慧ともいはれる様に、數人の人々が集合する場合には、一人々々では見られなかつた様な心理状態が、その結合團體に出来てくる。即ち數學的には一と一と加はると二を成すが、人の社會的結合においては、ニプラス<sup>α</sup>の状態を造るといはれる。場合によつては、マイナス・アルファの状態を呈するかも知れない。何れにしても、多數人から成る社會生活においては、一人々々の個人の心理の場合に見ることの出来ない様な気分思想をつくることは、事實である。そこに社會的心理現象は、個人心理に見られない様な状態を生ずる。もとより、その團體を成す人々の心理状態の異なるに従つて、色々の社會心理状態を出現するであらうが、とにかく人の結合になる社會生活は、機械的な分量的な結合でないことは、確かである。それ故に社會といふ一つの心理的乃至精神的存在が、個人と別に考察され得る。社會心理學は單なる個人心理學であり得ないのは、當然である。この故に、個人と違つた社會精神とか社會現象とかがあると思はれる。この意味において、社會といふ心的團體生活は、單なる個人生活と同一視出来ないのを認むべきである。然しながら、他面から觀察すれば、單なる個人の心理とは違つた社會精神或は社會意識或は社會思想といはれるものも、個人の心理の外に空間的にどこかに存するのではない。個人の心を他にしては、存しやうはない。そこで個人心に戻つて考察すると、私達個人々々の心には、自分の始めか

ら考へてゐる気分思想と、何となく自分に考へさせられてゐる他人社會の気分思想とが、一緒に横はつてゐることを發見する。勿論、自分本來の気分思想といふものも、ひろがへつては、一般社會の即ち公衆のそれと出入してゐるもので、誰にも通じない様な、本當に一人だけのものであり得るわけではないが、とにかく、これは自分の本當に心から考へてゐる思想であり、持つてゐる気分であるといひ得るものがある。そしてその傍に或はそれと混入して、自分から考へ出したことではなく、本來の気分ともいへないが、その公衆生活・社會生活において、何となく思はせられ考へさせられた気分思想が、同じ自分の心といふものの中に存してゐる様に思はれる。これは、社會思想が自分に影響し、場合によつては、自分を支配してゐるのであるが、これが、いはゆる社會化の作用であつて、個人の間違つた考へを規制する場合もあるが、場合によつては一種の流行思想として、思はざる方向に、個人を左右し支配することもある。故に、個人心の中には、本當に自分の気分思想であるとして、中核をなしてゐるもの、他に、これをめぐつて色々の程度段階において、必ずしも自分の本來の思想感情と自認し得ざる様なものが、内存してゐるわけである。故に、我の中に社會はあるが、思想的に分析して見ると、我の自覺の中に本當に取り入れられたものと、然らずして、その時、その折りに取り入れられたといふべき、いはゞ感染的な流行思想もあるといふべきで



ある。

そこで、大切なことは、社會我としての自覺といふ場合に、自ら反省して、自己のもてる思想乃至氣分が、いかによく自分のものとして取り入れられてゐるかを、自ら内察し検討することである。たとへ、外から即ち他人公衆の時代性を帯びた種々の思想が、自分の中に取り入れられてゐるとしても、單に感染し雷同し附和したのではなく、その理義を充分に考へて、然る後に、その思想を是認するのであるならば、他から與へられたものであるとしても、自分の思想體系に組織化されたものであるから、自覺的責任の上に立つた、その人の思想と認めて差支へない。然るに、かゝる内省と考察と自覺の用意なくして、いはゆる道聽途説の思想を取り入れ、自己の本來の思想氣分ともつき合せて吟味をせず、いはゞ調子に乗つて、近頃、かういふ思想がもてるやうであるから、それに便乗しようといふことであれば、その人の思想生活は、まことに淺薄にして輕浮なものといはねばならない。その人の思想人としての人格は、極めて薄弱である。社會思想は自己のかなめの中に充分詰められてゐない。かくの如き人物が、國家社會の成員をなしてゐることが多いとすれば、その國家社會の人格的基礎が頗る弱くなるのは、當然である。かゝる人々を以て成り立つ社會生活は、動搖常なき極めて不安定な生活であらざるを得ない。従つて、一つの大きな人格的存在とも見

られるべき國家社會の品位は、低級とならざるを得ない。一國民としての風格が劣等視されるのも、當然である。

## 六 制度機構と個人

社會と個人との不離不即の關係を述べて來たが、一つの人的團體生活を、社會といふ面から見るのと、個人といふ面から見るのとは、おのづから相違がある。前から段々述べて來たことであるが、我が社會の中に存するといふ見方、即ち社會本位の見方は、外から見るといへる。それに反して、我の中に社會があるといふ場合は、内から見るといへる。内外の觀點は、結局離るべからざるものであり、互に見透しのつき得る關係にあることだが、その二つの觀點の間に、おのづから相違のあるべきは、當然である。

今、社會はどこにあるかと尋ねれば、感覺的に外觀的に多數の人々が集合してゐる有様を指示しなければならぬが、それでは餘りに簡單に過ぎる。そこで、更に立人つて考察して見ると、社會は制度組織といふ機構であるといはねばならない。それは、風俗習慣その他、各種の社會的行事でもあるが、その整頓したものは、法制組織を持つ國家機構である。それは、各種の法律命令になつ



て表はれてゐる。暫く内面的な觀察を離れて、いはゞ個人心の外から、社會を見ようとした時には、制度組織が即ち社會の姿であるといはねばならない。突込んでいへば、それらも、社會我としての個人が、その心の中から考へて作り出したものといふべきであるが、單に個人を解釋説明する場合とは違ひ、専ら社會本位の解釋からは、さういはねばならない。

從來、屢々社會改造といふことが叫ばれたこともあるが、それは多くは社會制度組織の改造論であつた。極端な社會本位の解釋によると、個人は實在ではない。肉體的には、個人はその民族生命の一つの種粒に外ならない。民族社會の生命を外にしては、個人の生命はない。その思想といひ、氣分といひ、皆過去の社會生活乃至現代の社會思想の賜である。自分の考などといふが、それは有り得べきものではない。結局、新聞や他人の話やラヂオなどを聽いて出來上つたものである。個人それ自身には何等の力はない。すべて社會生活の環境によつて支配されるものである。善い事、悪い事の考も自分一人で出來上るものではない。貧乏するのも金持になるのも、自分の力ではない。それは、社會といふ大きな存在の力で、各個人の力ではどうすることも出來ないものである。極端にいへば、唯物論的に外界條件の支配するところである。犯罪も、その個人の罪といふよりは、社會の罪である。個人にいかん責任を問うたところが、いか様にすることも出來ない。何から何まで、社

會の力が左右する。個人は泡沫の如き假の存在である。社會こそ唯一の實在であり、社會力こそ本當の心的支配力である。かやうな極端の解釋があるが、一應理由のある事は、先に述べた解釋からも推察し得る事である。しかし、翻つては、さういふ言論學說も、一べんに社會的におのづから發生したものでなく、思考力のある或個人の發明したところであるとすれば、それが社會的な傳播性の作用力が多くして、おのづから現はれた如くに見えても、結局は個人の心裡に發しなければならぬことは、さきに述べた如くである。

それはさておき、かゝる論旨に従つて、個人はかくの如く無力であるとすれば、個人を善くするも悪くするも、社會の力であるといはねばならないので、然らば、いかにして個人を立派にし得るやうな社會を作り出すべきであるか、即ちその意味での社會改造の方法は、いかにあるべきかと問はねばならない。そこで、再び結局は、卓抜な意見を持つ個人に俟たねばならないといふと、論は循環して、個人から見る觀點に戻つて來る。それでは、社會本位の論旨を徹底せしむることは出來ない。そこで、飽くまで個人心を離れて、外に社會改造の方法を尋ねねばならないことになる。そこまで考へて來ると、社會を改良する方法は、個人の内部生活に直接立入るのではなく、個人と個人とを結び合はせる制度組織を改造せねばならぬといふ論になる。いはば個人の歩き方を直すより



は、歩くに都合よいやうな道路を改良せねばならぬといふ論になる。即ち社會改造論は制度改造論にならざるを得ない。そして、これまで、この觀點から見られた幾多の社會改造論、従つて國家改造の方案は、論議され施行された。今日もまた、その觀點からする幾多の國家社會改造論がある。デモクラシー論も、その觀點から論ぜられてゐることは、極めて多い。

これは、相當理由のある論旨であつて、決して一概に非議すべきものではない。むしろ積極的にいかなる制度方法が、良き外的條件となつて、國民の歩み方を正しからしめ、その心を和やかに朗らかに美しくせしめ得べきかを考究するのは、極めて大切であるが、その内容論はこゝには論ずる暇もない。その方向の論議に、理由あることを是認しながら、他面においては、その觀點によつてのみする社會改造論が、ややもすれば陥り易き一面觀になることを、ここに指摘して置きたい。

制度組織は、例へば道路の如きものであつて、その良否が歩行に便不であることはいふまでもない。それ故に、道路を四通八達ならしめ、運輸の方法を便利にすることは、人の活動を容易ならしむる方法である。政治機構について、いはゆる上意下達、下意上達の道が、よく行はるやうに組織されれば、善き政治であることは、いふまでもない。經濟機構について、人の欲望を達成する手段方法がたやすくなるやうになれば、暮し易き社會となり、民力を増進せしめ得ることは確である。

學校の制度も、充分に普及完備され、子弟は悉くその志を伸べることの出来るやうに教られてゐるならば、民意は盛になり民力は發揚されることは、疑ひない。されば、國家社會の各方面における制度機構の改良は、好ましきことであるのは、いふまでもない。けれども、何事も制度を良くしきへすれば、それで萬事が済むやうに思ふと、大いなる間違ひが起る。從來、しばしば制度よりは人であると唱へられた。一にも人、二にも人、三にも人である、などといはれるやうに、個人の肉面的自覺が用意されてゐるのでなければ、いかに制度が立派にされても、良き結果をもたらすことは出來ない。學校の制度が、誰も入學し得、誰も勉強し得、誰も卒業し得るやうに出來てゐても、その教師たるものに適任者が乏しく、その生徒たるものに、校舍設備の良きを樂しむだけで、自ら進んで、勉強しようとする向學心を持たなければ、學業成績の上り得るものではない。また例へば道路がいかに、舗裝され、四通八達になつてゐても、歩行者や自動車を驅るものにして、その歩み方に注意せず、その走り方に用心をしなければ、反つて互に怪我を生じ危險を犯すやうにもなる。曲りくねつた道路よりも、直通した道路で、反つて自動車の衝突事故の多く起るが如きは、その道路規則を充分に守らうとする用心が、人々の心にならないからである。結局、制度の完備せる事に安心して、その自發的な良心的な努力を拂ふことが乏しいからである。これは制度を作つて、制度の上に



居睡る者と稱すべきである。

なほ進んで考察すると、この種の社會改造論は制度萬能論になり易いので、行爲の善惡正邪についての責任を、すべて、我の外に求める傾向になる。前に述べた如く、自分といふ個人が悪いのでなく、制度が悪いから、これ／＼、しか／＼の罪をも犯すやうになつたのである。個人の一切の罪惡は、結局社會の罪惡である。即ち個人に罪がないといふのは、それぞれの人が、皆自分には罪はないといふことである。個人といふ言葉を、我とか自分とかいふ言葉におきかへ、その態度で考察すれば、自分は他人に對し、社會に對し、かつ自分に對しても、責任はないといふ考へ方になるから、すべての罪惡過失を、社會に、結局更に他人公衆に轉嫁して考へることになる。それでは、社會に罪があるといふのは、どういふことになるかといふと、社會の構成員である各人即ちそれぞれの自分に責任を負はすことはできないのであるから、結局、社會の制度とか機構とかに、罪を負せなければならぬ。人に責任を歸せず、機構といふ、いはば外形的のものに歸せねばならない。しかし、機構は罪を歸せられても、面をあからめて恥づることもあるまい。それは自然必然のことだといふかも知れない。この種の制度機構論には、物質主義的に自然必然論があるが、それならば、罪惡といふやうな意識は起るはずはない。一體人間の罪惡などを考へることが、間違ひだといはね

ばならない。

論のつまるところは、さておき、自分の罪過は社會の機構または、自然的條件に基くとして、ひそかには他衆に歸しておくとしても、その他衆は、それぞれ自分といふ立場においては、責任はないと考へるのであるから、人間關係においては、いづこにも責任をとるものはない。そして前にもいつたやうに、社會制度機構の不良なことに責を歸するのであるが、既にそれを直す人に責任の所在がないとすれば、ただ社會が悪いと呼ばはるだけになる。この故に、社會改良の論、益々盛んして、責任轉嫁の風がいよいよ募るといふ状態を呈する。従つて、恥を知らず、改悛の情もないといふ状態になる。人間として恥を知らないとか、責任を少しも感じないとかいふものは、あり得ないとは信するが、社會生活に關する論議が、かくの如く外形的な社會本位論の一面に偏して、内面的な社會我的の立場において、社會改造の精神を呼び起す態度がなければ、その目的を達成し得ないのは、明白である。

極端な制度論は別として、制度を重視して、専らこれにたよるといふことは、傳統的な風俗習慣を重んずると同様、社會を固化する傾向がある。人がこれを改め、これを使用し、これを活かすのでなければ、器械的に制度にたよることは、却つて、民心を因習的に固着せしむる。支那の科擧制



が民心を固化し、新鮮の活動を阻害したとは、よく語られるところであるが、我が國においても、任用令とか採用試験制度とかで登用される官吏の人物を、定型的ならしめ、自由活潑の風を缺かしてゐることは、一般に認められるところである。司法部においても、軍部においても、固化された制度があり、それに副つて人の心構へが器械的に制御されるので、化石化された司法官であるといふ悪評もあり、軍人は馬車馬的な千篇一律的な器械的な人物と批評されてゐた。國の根本法は別として、各種の規則制度は、時代の必要にも應じて制定されるものであるから、これを活用するには、あまりに文句に囚はれないやうに、杓子定規にならぬやうに、いはば臨機應變的に取扱ふべきである。また時代の推移に應じて變更さるべきは、もちろんであるが、一度規則を制定すると、役人はこれを墨守するに汲々とし、なるべく文字通りの解釋に従つて、自己の過ちなきやうに、取扱ふので、時代の必要や、民衆の便宜福利のために作られた規則が、却つて厄介視されるやうになる。繁文褥禮の規則が、いかに活潑自在なべき民意の發揚を妨げてゐるか、計り知るべからざるものがある。時勢と民意は動くのに、制度は固定されてゐるからである。規則制度が不必要な譯ではないが、制度尊重主義が、その國家社會生活を固定する恐れのあることは、明白である。規則を守ることは心得てゐるが、それが本來人々の自由活動を圓滑ならしめるためであることを忘却して

あるからである。従來の官廳事務がいかに規則づくめであつて、捺印の幾十を重ねなければ、埒が明かないといふ事實は、誰も知るところである。民衆の仕事を簡易ならしめ、これを助けるよりは、むしろこれを妨げて、ただ規則を守るに専らなることであつた。何のための規則制度であるかは、殆んど顧みられなかつた。

なほ、人を信用せず、人の創造的活動を重視せず、制度の規定こそ、社會を保全し、發達せしむる方法であるとみる考へ方は、作られた規則を固守すると共に、何かそれに當てはまらない事柄が生ずると、たちまち新しい規則を作る傾向になり易い。制度が善事を進め、悪事を止める唯一の方法であると信ずるからである。他國では、いかに繁く規則を亂發するかは、私は知らないが、我が國家社會生活ほど、やたらに規則を作るところはないかも知れない。戦時中の法令が、雨の如く下されたことは、周知の事實である。最下位にある町村役場吏員や組長などが、いかにその煩瑣にして取り止めなく、新令が矢つき早に來て、いつ前の規則が廢止されたのやら、それも分らず、命令に従つて仕事はしたが、それがいかに取上げられて、當初の目的を達成するに役立つてゐるのやら、少しも判定せず、ただ毎日のやうに、新令の遵守に忙殺されてゐるやうな有様であつた。規則を出し制度を決めれば、それで済むといふやうな考へでは、決して堅實な民主的な政治を營むこと



は出来ない。

なほ、役人官僚ばかりでなく、規則を作ること好む氣風は、國民一般にあるのではないかと察せられることは、議會人にも、その態度のあることである。尤も議會は、豫算案を議し、法律を作成するところであるので、國民生活に適切な法制を作つて行くことは必要であるが、ただ多くを作ることが、能ではないはずである。政府當局者に質問し、これを監視する態度をとるのは、當然であるが、なぜかういふことを取締らないか、なぜかういふ統制をしないか、かういふ規則を作らないか、かういふ法律を制定しないか、といふやうに、法律や規則を以て、國民を治めなければならぬといふ態度が、顯著に現はれてゐる。これは議員の役柄でもあるが、抑も民主主義の立場をとるとすれば、規則を作ること獎勵するよりも、民意の發揚を阻害するやうな法律規則を、やたらに作らずに、國民の發意に任せて、事をなし易いやうに施政すべきを注文することが、よき政治であると認めねばなるまい。従つて政府當局者は、やたらに、國民を指圖し、指導し、官権を用ひるに意を注ぐよりも、できるだけ國民の自發的な創意活動を盛ならしめる機會を與へて、これを側から扶助するか、或は國民相互間の連絡を容易ならしめる方法を講じ、仕事の圓滑にして、健全な發達を遂げしむるやうに、行政方針を仕向けなければならない。戦時中は、一應已むを得ないことでも

あるが、議會に於ける議員の言論態度が、常に當局者をして、高壓的に統制的態度を以て國民にのぞむことを要求するやうな氣構へにあつたことは、決して健全なるデモクラシー政治を出現せしむるゆゑではない。かくの如きも、また制度機構萬能論から來る態度であつて、社會を我の内に見る社會的自覺の望しきことを物語るものである。

## 五 人格と輿論

### 一 人格の意味

この問題は、既に社會と個人または、我の問題を考究するに當つて、おのづから含められてゐる問題である。従つて或程度の解釋をなしたのであるが、社會我的自覺といふことが、極めて肝要の事項であるので、更に重ねてこの問題を考究したい。

人格とは、人の人たるゆゑんと語られるが、それだけでは、もとより説明にならない。人とは何ぞやといふ問題は、同時に我とは何ぞやといふ問題であるが、他言を以てすれば、個人とは何ぞや



といふことである。これは既に社會との關係において、一應解釋されたことであるが、こゝに社會との關係はお預けにして、人とか我とか個人とかいふ問題を、それ自身において考察してみると、我の我たり、人の人たり、個人の個人たるゆゑを説明するについては、精神的存在としての個人または我、または人についての考察でなければならぬ。個人が肉體的存在であることは、いふまでもないが、それはおき、精神的存在としての、人の人たるゆゑを考察すれば、人格とは、精神作用の連絡あり統一あり、いはゞ心のまとまつた姿にある状態をいふ。これは心理學的に説明された人格の意義である。簡單にいへば、意識的・統一的存在である。意識乃至心とは、普通に智・情・意の作用といはれる。従つて、その三作用が、それぞれにまとまりがあり、互に調和的に働いて、一つのもとまつた心の働きとして表れてゐることをいふ。

知識については、感覺とか、知覺とか、判斷とか、推理とかいふ働きが、まとまりがあつて、ばらばらになつてゐない姿をいふ。しかも、それが他の情意作用と調和的に働いてゐることをいふ。もし知能の作用だけが働いて、情意の作用が缺けてゐるとか、情意の作用は活潑に働いてゐるが、知能の作用が缺けてゐるとかすれば、心理學的に意識の統一があるとはいへない。人格の分裂である。即ち人格ある存在とはいへない。人には相違ないが、人たる資格の分裂された存在である。

これと同様、喜・怒・哀・樂・愛・惡・慾の七情が備はり、本能とか、衝動とか、任意の各種の行動作用が意志作用として現れてゐて、智の作用とも調和的に働いてゐるとすれば、それは意識のまとまつた人であることは明白である。その意味において、心理學的には智情意の作用の統一的に、缺陷なく片寄ることなく働いてゐる人を、人格者といふ。従つてその作用に纏りがつかず、三作用が別々に働いてゐるとか、その一面の活動にのみ偏して、他面の作用を缺くとかすれば、精神病學的取扱ひの對象となるのであつて、それは人格の分裂といはれ、また二重人格、三重人格などともいはれる。普通の人も、甚しき衝撃を受けた時には、非常に興奮し、非常に沈靜することがあるので、精神異常の状態を呈することもあるが、平常の場合においては、いはゆる普通の心の働きを持つてゐる。それが一般普通の人格者である。夜と晝とが、その分界點がはっきりしない様に、精神正常者と異常者との間には區別のつかない場合がある。しかし大體においては、夜と晝の區別ははっきりしてゐるやうに、心理學的に見て、人格的存在であるか、さうでないかは判り得ることである。

然し、人格の意義を明らかにするには、それだけでは足りない。進んで自覺的な統一的意識のある存在、いひかへれば責任の主體としての人といはれなければならない。これは倫理學的に見た人格の説明である。それ以上に、宗教的意識に連絡づけて、人格の意識を説明するとか、宇宙觀・世



界觀に結び付けて、人格の意義を説明すれば、哲學問題として、宇宙と我とか、實在と我とか、絶對と我とかいふ問題に入らなければならぬが、それはこゝには立ち入るまい。先づ倫理的に解釋された人格の意義を以て、私達の普通の社會生活において、最も重要な意義あることゝ考ふべきである。責任の主體としての自覺的意識的存在といふことは、ただに智情意の作用がまとまつて働いてゐるばかりでなく、善惡正邪の觀念を持ち、我と他人または社會との關係において、自ら執れる言動について、責任をもつことである。即ち社會における一員として責任を感じ、自覺的意志を以て行動することである。これが人格の中心概念である。それは同時に自由意志的活動を根本としてゐることを見る。自らに由り、自らに發して、責任を以て自覺的に行動することが、人格活動である。これは社會我的自覺といふことでもあつて、國家社會生活が各自の我に内面的に基礎づけられて成立つことを意味する。これは、また民意を本として成り立つといふデモクラシー政治の基本的觀念でなければならぬ。人である以上、いかなるものにも、かゝる道德的意識は存在するわけであるが、文化の程度に従ひ、教養の高下により、その自覺の狭く乏しきと、廣く深いとの區別のあるのを、認めざるを得ない。こゝに各國民の文化生活の水準が計られるわけである。

この意味からいつて、單に意識的統一があるといふだけでは、道德人としての人格を具備するこ

114784

とは出来ない。それ故に、幼少の人々は倫理的に人格があるとは、認められない。決して精神異常者ではないが、その行動についての善惡的自覺が、はつきりしてゐないからである。即ち倫理的批判の對象として取扱ふことは出来難いからである。それでも頑是なき小兒に對しても、なほ父母が善惡の言葉を以て取扱ふのは、一人前の人間に仕立てるまでの教育的意義を重んずるからである。故に法律的には未成年者として刑法適用の外に置かれてゐる。いはゆる無能力者として取扱はれるのも當然である。

## 一一 社會我と良心作用

人格は道德人といふことであるが、社會我的存在であるといふことでもある。責任を以つて自覺的に行動するといふことは、自分と相對して他人、公衆の存在することを認め、人は社會といふ團體生活を造つて生活してゐることを、自意識してゐることであるからである。そして、こゝに良心作用なるものが活動してゐる。これは最も大切な心作用であつて、健全な社會生活成立の根柢であり、國家の安寧秩序が保たれるのも、最後は、こゝに基づかなければならない。良心作用とは人の行爲について、善しまたは惡しと知り感じ意志する働きである。自分の行爲についても、他人の行



爲についても、善と知れば、これを喜び、これを賞し、またこれを行はしめんと欲し、悪と知れば、これを恥ぢ、またはこれを責め、人をしてこれを實行せしめまいと欲する。これが自他の行爲について心の中から取締る方法であり、進んでは道徳的に向上發展せしめようとする原動力である。この良心作用は極めて微妙に働くものであつて、自分の行爲についても容赦なくこれを批判し、善行には良き美しき感情、悪行には不快な、つらい感情を味はしめ、進んで善行に勇み、退りぞいては、悪行をなすまいと思はしめる。これは自己の道徳的行爲を内面から支持し保障する作用である。その作用は、實にいはゆる神の如く正しい。良心作用は自己心中における神の聲であるとか、明鏡の如くであるとか、いはれるのも、これである。ソクラテスが毒杯を仰いで自殺したのも、この良心の叫びに従つたのである。この心は人の内部に自發的に起るので、自らこれを隠すことも曲げることとも出来ない。他人を傷めることは出来ても、自分を傷めることは出来ないのは、實に良心作用の微妙なる働きである。外觀的には、人前をつくるふことは出来ても、自ら善し悪しと知り感ずることを、自ら認めざるを得ない。認めずにあることは我にとつて不可能なことである。これが人間が道徳的または倫理的な存在などといはれる理由である。

良心作用はかく自己の行爲について、内面から自己に語り、自己に指圖するばかりでなく、他人

の行爲を見、社會の人事現象を見て、善悪判断の意識を持たざるを得ない。他人の善行を知つて愉快に感じ、これを奨励して、更にこれを實行せしめんと欲し、社會の悪事を見ては、大いに憤慨し、進んでこれをなさしめまいと欲する。これは、良心の社會的性質を物語るものであつて、人間が、社會的存在であることを證明するものである。この社會的良心が、人の心に存するによつて、社會道徳が確保され、社會的制裁が實行される。他人公衆の行動について、何等の善惡的意識を持たないとするれば、社會生活が安全に成り立ち得ないのは、自明である。何人も、かくの如き社會的良心を持つてゐるわけであるが、その教養の高下によつて、充分に現はれ働いてゐるものと、ゐないものとあるのは、當然である。國家社會生活にして、社會道徳または國民道徳の發達せず、道徳的制裁のよく行はれてゐないところは、堅實な國民生活をなし得ざるのは、當然である。

かやうに、良心作用は、いはゞ個人生活においても、公衆生活においても、必要缺くべからざる作用であつて、いかにこれを重要視しても、重要視過ぎることは有り得ない。ただ、その充分に發達してゐないのを憂ふるばかりである。各人の自己修養は、この心に基づいて可能であり、更に精進されなければならない。社會の公衆が、互に思ひ合つて、悪をこらし善をすゝめて、立派な國家社會生活を營まんとする意志も、こゝに基づかなければならない。そして、これは本來内面的に心



理的根據があることであるが、なほ修養と教化とをすゝめなければ、より完全に充分にその作用を向上せしめることは出来ない。こゝに國民教育の重大な意義があり、また自己修養の極めて尊ぶべき理由がある。

この意味で、良心作用は、人生そのものを保障し、國家社會生活の内面的土臺を成し、支柱を作るものであるから、これを法律や制度に比較してみると、更に根本的な重要性を持つてゐることが、理解出来る。前にも述べた如く、國家社會生活は、法制組織を必要となし、制度機構をからくりとなすものであるが、その内面的保障として、自他の行爲について良心作用が働き、社會的制裁を促す様に、内面的精神的に活動することがなければ、いかに法律を嚴重にし、緊密にしても、國家社會生活を維持し發展させることは出来ない。官憲の力を以てすれば、その權威懲罰等を恐れて、表面的には面従するであらうが、それは一時的なことであつて、決して永續することは出来ない。官憲の處置に服従するといふのは、心からその法令やその行政方針を承認するからである。即ち道德的に社會的良心の善と認むる所であればこそ、外部からする法律命令にも従ふのである。この内面的良心的是認が、民衆の心に動いてゐるのでなければ、單なる法制組織だけでは、國を治めることは出来ない。そこで法律命令を外部的立法だとすれば、私達の良心作用は内部的立法だといはれる。

もとより道德心や道德的制裁だけで、國家社會といふ大衆の團體生活を、秩序正しく維持することは至難である。何とか外面的に示し得る様な規則標準を、法令の形で示して、強行的な制裁力を以て指導しなければならぬことの必要なのは、國家社會生活の事實が物語る所である。それにしても、各法律命令の機構を立てることが、善く正しきことであり、それが必要であると、民衆に是認されてゐるのでなければ、一時的に大衆を取締るだけの効果はあるとしても、永續性のある堅實な社會生活を営ましめることは出来ない。民意を本とするデモクラシー政治の如きは、殊にこの道德性が尊重され、充分に發揮されるのでなければ、善美なる結果をもたらすことは出来ない。この點において、今後の我が國民生活にとつては、大なる猛省と自覺とを必要するものがある。

### 三 良心作用の根源と人性

やゝ倫理學的問題であるが、良心作用の發生の根源について、いささか述べておきたい。これは道德人または倫理人としての我とは何ぞや、といふ説明にも成り、社會我的解釋を内面的な心理作用から試みることもならう。人または我と社會との關係は、先に述べたが、人または我的存在を、内面的心理的に解剖して見ると、我は自由の存在であり、愛の存在であり、眞の存在であると



いふことがわかる。これはおのづから智情意の心理作用に配當し得る働きであつて、これらは良心作用を成立せしめる心的根源であり要素であると認むべきである。

イ、自由

人が自由の存在であるといふことは、心理的にいつて、自由意志的活動が、人の人たるゆゑんをなす重要な要素をなすことを示すものである。人は自分自身にとつて、何を欲するかといへば、自由な活動を欲する。一切の欲するといふ心作用の根源は、人間が自由意志的活動の存在であるからである。この觀點からいへば、意志が人の本質的作用である。尤も、意志には發達の程度があり、高下の別があるが、原始的・根源的に見れば、シュローペンハウエルがいつたやうに、盲目的意志といつてもよい。これを宇宙の根本意志となし、ベルグソンのいつたやうに、生命の飛躍活動などと名付ければ、人生觀は同時に哲學的な宇宙觀・絶對觀ともなるが、それは暫くおき、心理學的に考察すれば、私達は内部から湧き起るやうな、止むに止まれぬ活動的本能を持つてゐる。これは幼児においては自發的活動といはれ、生理活動と一緒にいつて働いてゐるものであるが、段々特定の本能の活動として現はれ、また多様の衝動作用となつて現はれ、次第に意識的な慾望となつて現はれてくるに従つて、意志作用發達の段階は段々高まつてくる。少年の行動を見れば、いかに自發的な

意志活動に満ちてゐるか判る。彼等は動きたいから動き、遊びたいから遊んでゐるのである。即ち慾望の存在であると稱してよい。本能や衝動の状態よりは、やゝ進んだものであるが、成人の慾望や目的などよりは、低く簡單なもので、自發的に心に起つて外的行動を営ましむるものである。

或心理學者の解釋によると、快を求め苦を避けるのが、いはゞ人情の自然であつて、これが最も原始的な根源的な作用であると語るものもあるが、私は、その快苦作用よりは、自發的な自由活動としての意志作用を、根源的なものと認めたい。もとより、快を欲し苦を避けるといふことは、偽りなき人の性情と認めて差支へない。然しながら、快を求め苦を避ける作用から、人の行動が生ずるのでなく、本來見たい、聞きたい、歩きたいといふやうな自由自發的な活動力が、根本となつて、人の諸活動は行はれるものと思ふ。それは、食みたい、飲みたいといふ慾望状態に進んで來るのであるが、そこに自ら快苦感が伴ふのは、當然である。要するに、活動力が根源であつて、これを遂げたと思ひ、遂げ得たところに、快感を感じ、遂げ得ないと思ひ、また遂げ得なかつたところに、苦感を感じるので、衝動的な慾望作用の中に、快苦の感情は必然に伴ふものと見做してよい。快苦の情が先づ存し、然る後に活動力が起り、慾望状態が起るのでなく、活動力乃至慾望が内面的に起る



ので、自然にその側面として、快苦の情が伴ふと解すべきである。

かくの如き心理的考察は、ここに多くいふに當らないのであるが、人の本質が自由意志的存在であることを説明するために、いささか心理學的解釋を試みたのに外ならない。されば、人は自由人である。自由活動の要求は、人生の行程の各段階において呼ばれた。子供の自發活動が、それを物語ると共に、少年から成人になるに及んで、色々の姿において、自由活動は營まれてゐる。幼兒の生活は、主に遊技であるが、これはその自發活動欲の發表を樂むものである。少しく長ずるに及んで、本能的・衝動的な行動よりは、一定の慾望を意識して、これを遂行するやうに行動するが、それは自由意志活動に外ならない。青年に向つて、諸君は自由を欲するかといへば、自由はいやだといふものは一人もない。その求むるところは、思ふ通りの自由活動を遂げたいといふことである。それは必ずしも遊興・三昧の生活をしようとするのではない。多少は苦痛のことも、心から欲する仕事をなしてみたいといふ欲求である。これは心理的に偽りのない事實である。これがために、過失を生じ、罪惡を犯すに至ることもあるが、とにかく、慾望がなければ、人事は起らない。

慾の世の中といふが確に心理的に眞實である。慾望状態に人間の生活行動が留まつては、低級であることは勿論であるが、こゝに人生活動の原動力がなければ、一切の仕事は成り立たない。従つ

て、個人においても國民においても、その内に起る慾望の多大なることを望ましきこととする。その意味で、個人においても、その活動の面の深くして大いなるものが、内面的慾望の大いなるものであり、國民においても、世界の舞臺に活躍する國民は、慾望の大いなるものである。今日、野蠻人とか、未開人とかいはれてゐる人種は、慾望の小なるものである。文明人は大いなる野望を持つてゐる民族である。これを内面的に考察すれば自由意志的活動の發揮といへる。

人には金錢・名譽・位置・權力等の諸慾望がある。この慾望は長ずるに至つて益々増加すると見做してよい。個人においても國民においても生長發達するに従つて、慾望は益々多方面に分化増長してくる。そこに活動發展力が宿つてゐる。故に根本的にいへば自由活動慾としての存在が、金錢・名譽その他の慾望状態に分化したものとといへる。或意味からいへば、金錢を貯めるとか、權力・位置を握るとか、名譽を持つとかいふことは、自由活動を盛ならしむる方法であると稱してよい。いひかへれば、いかにして自己の自由活動を擴大せしむべきかの方法として、かゝる形を取り、種々の慾望として心理的に派生してきたものである。それ故に、子供は最も活動性に富むといはれるが、必ずしも金錢・名譽・位置・權力等の慾望は持つてゐない。それらについては、極めてあつさりしてゐる。ただ自分の直接の力によつてなし得ることをなして、楽しんでゐるだけである。然るに、長



するに及んで、人々の間に伍して、社會生活を遂げ自己の活動を盛ならしむるには、金錢や權力や名譽・位置が必要であると思ふに至るので、單純な自由活動力は複雑な姿に分岐してくるのである。それ故に、人間の持つあらゆる諸力は、本來の自由活動力を根源として、様々に分岐して發生したものとといへる。

故に、もし或種の特別の方法があつて、自己の自由活動をたやすく遂げ得るならば、必ずしも社會的慾望を遂げるに汲々たることもないであらう。かの孫悟空は、實に自由自在の活動をなすことので出来る怪物であつて、いはゆる變幻出沒の自在をもつてゐる。求めんと欲するものは自在に求められ、至らんと欲する處には、自由に飛ぶことが出来た。實に羨ましい程の自由自在な活動を得てゐる存在である。彼には、名譽心も權力慾もなかつたであらう。これは小説であるが、いかに人間が自由自在の活動を欲してゐるものであるかを、怪物に託して物語つたものである。

そこから思ひ出して語れば、人間は妖怪の世界を考へた。これは人間の造り出したものである。これは、他面には、一種の神秘感も加つてゐるが、要するに人間の心理的慾望を或姿で表したものである。即ち變化といふ自由自在の魔物を考へて、そこに自性をあらはした。これは人間を苦しめるものでもあるが、人間の欲する自由自在の活動を、ほしきままにして、人間を襲ふところのもの

である。しかし、これは人間本來の心の姿を示したものである。人間が、自分の心をそこに想像的に具體化して、自ら苦しめられてゐるのである。妖怪は人間の心の權化に外ならない。即ち自由自在活動慾の表徴である。自分の心の姿に型取つて造り出した妖怪に、苦しめられるといふことは、まことに矛盾のことであるが、幸に人間はそれ以上廣大無邊な境界に、神佛の存在を考へた。單に考へ出したといふのでは、語弊があるかも知れないが、人間の心理を中心として解釋すれば、絶對的存在としての神佛も、人の心を表徴するものである。最も圓滿完全の人格は、神佛といふべきであつて、自由自在の無限の力を持つてゐる靈的存在である。萬能の神といひ、自由自在の佛といひが如きは、これを物語つてゐる。妖怪は人間の敵となつて現はれるが、神佛は人間の保護者・救濟者として現れるので、安心を得るのであるが、要するに心理的に解釋すれば、自由活動性を本質とする人間の根本性を、絶對的に擴大して意識したものが、神佛であるといへる。故に、自由といふ觀念を根本として、宗教心をも解釋することが出来る。

なほ序にいへば、やゝ方面は違ふが、科學の研究と應用も、また人間の自由活動を求める心に根ざして、發達したと見得る。これは他面においては、眞を求め心に出發するのであるが、自由意志の要求といふ心理にかけても、考察し得る。科學は、魔術や錬金術といふが如き事柄から發達し



たといはれるが、これは知識的に何かの方法を工夫して、病氣を除き、障害を退け、外敵を拂ひ、何かの欲望を送げる方法として發達してきたものである。それが、段々眞理追求の心と結合して、今日の如き科學時代に發展してきたのであるが、これも、人間がその住む所の環境を整理し征服し、これを次第に我が用に供せんとするためである。いかに科學とその應用が人間活動の天地を大にしたかは、測るべからざるものがある。巨濤を蹴る大船や、大空をかける飛行機、或はラヂオ、探知器の如き、交通機關や通信機關の如き發明は、いかにこの世界を小ならしめてゐるか、驚くべきものがある。また自然物を分析解剖し、または培養して、人間の生活用具に供給する方法の、いかに發達してゐるかは、周知の事實である。要するに、科學は自然を利用して、人間の活動を自由自在ならしむる方法である。こゝに自由人としての人間の面目が表はれてゐる。

以上は科學とか、宗教とか、人間の心理的生活について述べたのであるが、人が、人と人との關係に成る社會生活において、いかに自由を要求してきたかは、歴史上明な事實である。人類の歴史始つて以來、色々の姿において、段階において、自由は要求され、種々の束縛から解放されることゝが叫ばれた。或は奴隸の状態から、或は農奴の状態から、或は封建的な階級制度から、或は資本的な金銭の壓迫から、或は官僚的な權力の壓迫から、時に従ひ姿を變へて、自由解放の叫びは唱へら

れた。いつその聲が終る時もなからうが、過去より現代にかけて、人間の社會的生活に、自由活動が要求され、擴大されて來たことは、大きな事實である。然し、他面においては、その代償として、規則も多くなり、自制力も強くならねばならないが、昔の人々から見れば、今日の人々が政治的・經濟的乃至文化的社會生活において、いかに自由活動の面を廣くして來たかは、明白な事實である。然しその間において、澤山の争鬭が國の内外において行はれたことも、事實である。自由を互に要求する結果として、利害相衝突して遂に争鬭を起すことは、國內生活にも國外生活にもある。従つて自由は人間の本質であるからといつて、自由主義だけが、人生唯一の原理であり得ないことは明かである。しかし自由慾達成のために相争ふ間にも、結局は、より高き、より廣き自由解放の世界を出現せしめるためであるといつてよい。今次の世界大戰の如きは、各國が互にその權利を主張し、自國の擴大を求めたところから、未曾有の大禍亂を起したのであるが、その大目的は、民族の自由と平和とをもたらすためであると唱へられ、終戦の曉には、國內には、各國民生活の反省を促し、列國の關係においても、再調整をなし、友好的に世界平和の活動舞臺を築き上げんとしつゝある。即ち列國間の自由活動を互に圓滑ならしめ、各國の特徴ある文化を、調和的に世界文運の上に貢獻せしめんと欲するものである。



以上、人の本質を、自由活動慾のある意志的存在と認めることから、多方面の人生諸現象に互つて、解釋を試みたが、概観すれば、これは人間の心理的性質を解釋するものに他ならなかつた。勿論、人の心を説明する以上は、常に心理的説明といはねばならないが、そこには高下の段階があることを認めなければならない。従つて、自由についても、單に心理的な事實として語らるべき自由と、より高き段階において倫理的な自由として語らねばならないことがある。後者も人の心理作用に他ならないが、その間に、おのづから精神發達の段階の相違がある。金が欲しいとか、名が欲しいとか、權力・位置を求めたいとかいふことは、何人の心にもある心的事實である。その多大なのが好ましいといつたが、それ自身においては、善でも悪でもない。それが狭少では、いはゞ資材が乏しい様なもので、これを修練するにも、心細いといふべきだが、單に慾望が強いか盛だとかいふのでは、倫理的存在としての人格を完うすることは出来ない。金錢慾・名譽慾が、それ自身罪惡ではないが、單にそれが起るまゝに、欲するまゝに、人と人の倫理關係を考へて、自分の言語行動に統一あるべきことを思はずに、その場、その場に金を求め名を欲する行動に走るとか、或はその慾心だけを主臺として、利己的に智慧をめぐらすとかいふことになつては、社會生活を圓滑ならしめ、自己の人格を向上せしめることは出来ない。こゝにおいて、我は慾望の存在であるが、同時にその慾

望を統制・調節し、單なる心理的事實であるといふことの上に、克己的に自律的に自勵的に進歩的に工夫し修養しなければならない。かくの如くして、心の用ひ方に矛盾がなく、ゆとりがあり、諸慾の上に超然として、しかも諸慾を活用し、孔子のいはゆる心の欲するところに従つて矩を踏えず、といふ様な達境に達すれば、自由人としての倫理的な完成であるといふべきである。人の修養と、社會生活の完成が、どこに究極があるとは知り難いが、單なる心理的自由人としての原始的な低い段階から、倫理的な自由人としての高き段階に進むことは、私達人間の尊き本務でなければならない。

先に倫理的な人格は、責任の主體としての統一的な自意識のある存在であるといひ、各人が良心的に責任を以て行動しなければならないといつたことは、以上の點にある。良心生活は自らに由り、自ら律し自ら努めてゆく道德的生活であるが、良心作用發達の根源を追究すれば、人間が、かゝる自由意志的存在であることの本質に基づく。そして、これは國家社會の政治的生活において、民意發揚、輿論尊重の要求が叫ばれる今日においては、かゝる内面的精神生活の自覺に基づいて、打ち建てられねばならない。かゝる精神的自覺的用意を缺いては、口にデモクラシーを叫び、形にデモクラシー制を取つても、全きを得ないことはいふまでもない。



人格の意味を説き、良心作用の根源を究明するために、自由意志活動の問題に觸れたが、次には愛の問題に觸れたい。人と人との関係において、これを心理的に結合するものは、愛の原理である。或は同情性といつてもよい。高き意味においては、仁といつてもよい。人と人との関係は、社會關係であるが、人の社會生活を成り立たしむる心理的要素は、人と人との間に相引く作用があるからである。それは互に思ひ合ふことであり、情を同じうすることである。この情愛の心理は、家庭生活を造らしむることから、友人關係をつくり、各種の社會關係をつくらしむることは、今更語るまでもないことである。道德意識は、互に思ひ合ふことによつて、自他の行爲について善惡を知り感じ、互に仲良い關係において、住み良い世の中を作りたいといふことであるが、これは人間の心理に自然に動いてゐる愛情に基づくことである。この愛情は、いはゆる心理的事實であるので、その作用あるだけが、直ちに善をなすとはいへない。仁といふ場合は、よほど倫理的な博愛同情の意義を持つてゐるが、それでも時には單に心理的に自然に思ひやる心と語られてゐることもある。同情といふことにも、高き倫理的な同情もあるが、心理的な同情が初めてである。こゝで良心作用の根源的要素として語る愛の心とは、單に心理的なものを意味する。それが自由を求め、眞を求める心

と結び合つて、良心的な倫理的な愛となるのであるが、それも人間には自然に愛情があるといふ原始的な性質を土臺として發達するのである。博愛とか仁愛とかいふ高尚な道德的情操も、幼兒に自然にあるやうな思ひやり、乃至共感共鳴する心を基として發達したものである。

先に人は自由の存在であるといつたが、こゝには人は愛の存在であるといひたい。人はそれ自身には何を求めるかといへば、自由活動を求めるといへるが、人と人との關係において、いかなる心持にゐるかといへば、愛の態度にゐるといひたい。勿論、人は憎むこと嫌ふこともあるが、憎むこと嫌ふことを、氣持よく思ふことは不可能である。愛し愛される心持にゐることが、美しき好ましきことである。尤も、それもよく反省しないと、愛情から依怙いきや、偏頗の仕打ちも生じ、また幾多の犯罪を生ずることがある。それらは單なる心理的な愛であるが、これを反省し修養するにあらざれば、倫理的な情操とはならないことを示すのである。とにかく、根源的には、かゝる心的要素が、人の心に本質的に備つてゐるとみななければならぬ。

子供は我儘の存在である。即ち自由活動慾の存在であるが、他面においては、共感共鳴性をもつた愛の存在である。父母長上の教へが、自然に幼兒の心に植ゑつけられてゆくのは、愛の作用に基づく。他言を以てすれば、同情性或は模倣性に基づく。或は共感共鳴性といつてもよい。人類意識と



か社会意識とかいふのも、この心作用を紐帯として成り立つ。子供は一人が笑へば必ず他が笑ふ。一人が泣けばおのづから他も泣く。これは夫人のやうに、人の心を思ひやつて同情同感するのではないが、自然に情から情に移りゆく性質が備つてゐるのである。これは心理的な同情であり、心理的な愛である。人と人との間には、いはゞ感染力がある。いひかへれば、模倣性であり、即ちまた同情性である。これは社会成立の根源である、孟子は惻隱の心は仁の端であるといつたが、惻隱の心とは忍びられない心であるといふ。即ち何とも我慢の出来ない、じつとしてゐられない心である。その例としては、幼児が井戸に落ち入らうとするのを見た人は、何としても我慢が出来ず、耐らなくなつて、おのづとそこに走り出で、これを救ふことに努める。これを惻隱の心といひ、道徳的な意味での仁の心は、こゝにその端を發するといふ。當然の解釋である。

かやうに社会生活成立の根源として、愛または同情性が認められ、それが良心作用の根柢となり、良心の社会性を示し、社会に道徳的制裁も行はれ得る様になるのであるが、この性質が人の根本性として具備されてゐるとすれば、それから幾多の人事現象が發すると考察され得べきである。

かの審美的感情といふが如きは、この心に關係する。藝術觀賞には色々の解釋もあるが、自然美などについては、自然を、いはゞ人間化して、私の思ひを、それに投げ入れることである。感情移

入論といふが如きは、それを説くものである。鳶の空高く、ゆつくり自在に舞つてゐる姿に見とれて、これを美しく快よく感ずるのは、その舞ひの姿に我心を移し入れて、なめらかに自在にゆつくりした心持を感ずるからである。いはゞ鳶と情を同じうするものである。朝日夕日に輝く富士の雪峯を見て、崇高の美感を感ずるのは、その雄麗な姿に我が思ひを投げ入れるからである。限りなく打ち開く青海原に眼を注いで、平靜にして偉大な力強さを味ふのは、我が情を大海に投げ入れて感じてゐるからである。藝術の世界は、理想そのものでもないが、現實そのものでもない。現實を遊離した假感の世界である。即ち人と物との融合一體の世界である。物心一如の世界ともいつてよいが、とにかく色々の思ひまたは情で、色々に塗りつぶされた世界である。すべてを「あなた」として「私」の心に融合せしめてゐる世界である。かやうに人が愛または同情の存在であるといふことから、美意識をも説明することが出来る。

なほ科學さへ即ち知識さへ、その方面から解釋することも出来る。もとより正面の解釋としては、一切の知識は人が眞を求める心があることに基づくのであるが、他面には自然の事物を愛するといふ心がなければ、研究心も起るまい。研究には、興味が必要だといはれるが、これは眞實を好む心である。即ち眞理を愛する心でもある。好きこそ物の上手なれといふ言葉もあるが、物を好



愛する心がなければ、その物を理解することは出来ない。草木を愛するものは、草木の性質を知り、動物を愛するものは動物の性質を知る。その心は物的現象に、深い深い注意の眼を見張るので、自然に物の性質や性能を理解する。勿論、下手の横好きといふこともあるが、自分の取扱ふ事を好愛するのでなければ、その物の真相を見究めることが出来ないのは、當然である。この意味において、人の心に存する愛の情は、科學的な知識研究にも、内面的な關係を持つといふべきである。

なほ、人生現象の究極的なものとして、宗教意識について考察しても、先に自由要求の心が神佛の現れ方に、一種の關係があつた如く、こゝにも愛の心が神佛の性質を語らしめる。神は愛であり、佛は慈悲であるといふことは、それぞれの宗教家の常に口にするとところであるが、これは人間の愛情を絶對的に擴大したものである。その愛は無限の愛であり、その慈悲は宏大な慈悲である。悪人も愚人も、悉くその懐に入れ得る無限の愛である。人は、この愛や慈悲の中に包まれて安心し往生する。これも、人が愛の存在であるところから、その愛を絶對化して考へられたのが、神佛であることを意味する。

かやうに愛の心を本として、人文の諸現象を心理學的に説明して來たが、この心が倫理的な愛ま

たは同情として發達してゆくには、幼兒に見るやうな自然的な愛、または大人の心にも、色々の場合に自然に感ずる心理的な愛情のまゝでは、倫理的な價値をもつことは出来ない。もとよりこの心を缺いては、道徳的良心は發達し得ないが、そのまゝだけでは、單に自然的なものであつて、必ずしも常に善行となることは出来ない。それ自身が悪をなすものとはいへないが、場合によつては、先にも述べた如く、依怙ひいきとなり、溺愛となり、場合によつては、人を飼物視することになり、眞に倫理的な愛情を示すことが出来ない場合がある。犯罪の裏には性愛があるといはるゝが如く、心理的な愛情は、自己を求め心、眞を求むる心に照らされ結ばれて、その愛情を道徳的に醇化するものでなければ、倫理的な意味における高き愛とはいへない。故に、愛にも、單に心理的なものと、倫理的なものがあるので、前者は後者の姿に段々と修養されてゆかねばならない。この自覺が社會の人々の間に深まるに従つて、社會的結合は堅實となり、眞の協同一致も遂げられ得る。内面的に愛の社會を作ること、深い自覺を置かなければ、國民生活を善美にすることは難い。猜忌や鬭争心が社會生活の原理でないことは、いふまでもない。故に國民の總力を發揚しなければならぬ、民意を盛ならしめねばならないと稱しても、互に愛する心を強く美しく涵養してゆくのでなければ、空念佛に終る他はない。社會の聯帶意識を必要とするデモクラシーの國民生活は、人と人と



を結合する愛に立脚しなければならない。

### ハ、眞

以上、自由と愛とが、人の性質に内在することを述べたが、更に眞を求める性質が、本來人の心に存することを語りたい。眞理を求めるとか、眞實を探すとかいへば、極めて高尚な意味に解せられるかも知れないが、こゝには、先に自由や愛について述べた如く、原始的な、その意味で根源的な姿において、これを解釋したい。眞を求めるとは、通俗の言葉を以てすれば、本當を求める心である。それは誰の心にもある。少年は常に本當を求める。嘘を好み嘘を求むるものは、本來ないはずである。時に、まゝごとをしようと、冗談をいふとか、空言を語るとかいふことは、子供にもあることであるが、それは本當に嘘を好むからいふのではない。一種、智慧の遊戯ともいふべき心が働いてゐるのである。もし人間が本當に嘘を好むとすれば、人生は成り立たない。本當に嘘をいふとすれば、それが本當であるといふ論議にもなるが、何れにしても、どこか最終の立場において、本當の事實に立つといふことでなければ、何が嘘やら、本當やら、それも判らない。嘘を語るのも、本當を土臺としての事柄である。勿論、理窟をいふと、色々のことが出てくる。抑々本當とは何であるか、眞理とは結局何であるかなどと問ひつめられると、頗る惑はざるを得ない。人智の

進歩があり、研究の發達がある限り、いづこに最後の眞理がつきとめられるかは、測り知られぬことであるが、現に眼の當り事實と見られ考へられることは、事實として認めておく他はない。それ以上の深い事實が發見されたとすれば、その時に訂正すればよい。それまでは、正直に本當と思はれる限りにおいて、本當として、そこに足場を置いて出發しなければならぬ。

この種の論議はさておき、人は本當を求める存在であることは、心理的な事實である。即ち本當である。子供が、「それは本當か」と質問するのは、この心を示してゐる。本當であると答へられれば、それ以上、尋ねることもない。本當とか眞實とかは、最後の土臺であるからである。勿論、折り返して、更に、それが本當に本當であるかなどと追究することは出来るが、結局、本當であるといふ答に納まれば、それ以上致し方ないことである。人は眞實の世界にぶつかつて満足する。眞實は知識追究の終止符である。然し、それがいつ究められるとは知れず、限りなく尋ねてゆくところに、人生の知的進歩があるのであるが、これは人間にとつて、止みがたき追究である。各種各様の學問の發達は、この心の原動力に基づいてゐる。偉大な發明發見を遂げた學者は、この心の最も深く強き者であることは、いふまでもない。

世の中には嘘も澤山ある。慾の世の中であると同時に澤山の空言がある。かく嘘のあることも、



本當といへるわけであるが、嘘と知りつゝ、その嘘を本當と語り傳へて楽しむ者は少い。尤も何かの動機があつて、或たくみ事をするために、嘘をつき、人を欺く者はあるが、單に嘘の世界に住むことを好む者はあるまい。他人を嘘の世界に迷はすことを好む者があつたとしても、自ら嘘偽の上で生活することを好む者はあるまい。自分は、何か動きなき本當の事實の上に立つてゐる積りである。従つて、嘘に圍まれてゐるやうな社會生活であつても、その中核をなすものは、常に眞實でなければならぬ。勿論、嘘には、わざと造られた嘘もあるが、嘘とは知らず、社會に傳へられてゐる幾多の嘘がある。これは知識の不足に由ることである。誤解・誤傳に基づくことである。人智の不完全なるために生ずる止むを得ざる現象であるが、人が眞實を求める存在であることを否定するものではない。

學問の發達が眞實を求むる心に出發することはいふまでもないが、宗教の世界も人間がこの心を有する存在であることに基つくと解釋される。全智全能の神といひ、神通力の佛などといはれるのは、眞理の絶對性を神佛が保有し顯現してゐることを語るものである。神智・佛慧といはれるのは、本當を求める心が絶對的に達成された境地を意味する。愛や自由の姿において、神佛を解すると同様、玲瓏透徹の知的絶對境として、眞理の究極世界として、神佛の實在が語られるのは、この意味

である。

125

眞實を求める心が、人の内性に横はつて、それが人間生活の各種の現象に、中核的要素として現はれてゐるのは、かくの如くであるが、治國の道においても、この眞實性は常に求められなければならない。眞實性を缺いた生活は、決して堅實の生活であり得ない。戦時中において、我が政治がいかに眞實を失ひ、虚偽の開幕にとざされてゐたかは、さきに指摘したことであり、國民上下の、今日、周知するところであるが、その結果が、いかに悲惨の状態になつたかは、私達の徹底的に體驗してゐるところである。それ故に、いかなる時代においても、場合においても、國民のいはば指導的地位に立つ役柄のものは、常に眞實を語り、これを國民に周知せしめ、國民の自發的奮發心を、それ自身に呼び起さしめて、その總意に基づいて施政方針を立てるやうに心がけねばならない。國民に眞實を知らしめては、困ることがあると思ふのは、その施政に疚しいところがあるからである。また、國民が眞實性を知ると、驚き悲んで、なすところを失ふやうになるといふ如き精神の持主であるとするれば、到底獨立自治の國民生活を遂げる資格はない。政治は人心の眞相に觸れ、その心に聴き、偽らざる事實に立つて行はれなければ、眞の政治といふことはできない。その點に、正直にして勇敢の心を有するものでなければ、眞の政治家と稱することはできない。それには、局に



當る政治家その人が、自ら眞實に立ち眞實に生きる修養工夫をなす人物でなければならぬ。能辯にして、人をあやなすことだけを知り、奸智にして、權勢を弄することだけを心得るやうな人物では、國民にとつては迷惑至極の代物である。昔、プラトンが哲人政治を主張したのも、この道理を唱へたものに外ならない。

しかし、國家は一人に依つて治められ得べきものではない。國民が皆眞實の心に坐して、その心して協力しなければならぬ。そしてこれは、でき得ることである。人の本質に眞を求める心が内在する以上は、それが出来ねばならぬはずである。けれども、それが出来ないのは、眞を求める心がないからでなく、その心にしつかりと立つことが出来ない程に、他の心理作用が働くからである。即ち、よい子になりたいとか、見榮の心に囚はれるとか、便乗して上手に働かうとか、或は金錢慾にとらはれ、名譽心に促されて、承知しながらも、眞實に徹底することが出来ないのである。これは性格の弱さを示す。常に人の顔を見て卑屈の振舞をなす者は、當座の場面上手に取りつゝろつて行くことは出来るであらうが、一生を立派に過すことは出来ない。かゝる人によつて成り立つ社會生活が、上調子の變轉常なき姿になるのは、當然である。

私は終戦前より今日にかけての國民思想乃至態度の變化が、それ自身にいかにも根據がなく、た

だその場限りのお體裁氣分で動かされてゐるやうな姿を見て、秘かに痛嘆せざるを得ない。性格の強さは意志の強さであるが、同時に眞實なるものを握つて、その上に立つて行かうといふ良心的な心構への強さでなければならぬ。我が國民が、本來さういふ性格の弱き持主であるかは判斷出来ないが、最近の精神生活の現象から照らして、或はさうでないかを恐れざるを得ない。輕率の態度は、同時に卑屈の態度と交はるものであるが、「物言へば唇寒し秋の風」といふ様な言論壓迫の封建時代を過ぎること遠からず、しかも過去十數年にわたつて、軍閥・官僚の壓迫政治が、個人の良心的人格をつぶし、この心理状態をかもしたかもしれない。従つて時の官憲の指圖に従つて、思想的な便乘的な卑屈な態度からなされた國民教育の實際が、今日の國民の思想態度に、大なる悪影響を與へたことも事實に相違ない。それでは、良心的に各個人の自覺に成る朗らかな民意の發揚を力強く遂げ、民主主義の政治を實現することは、不可能であらう。

#### 四 三要素の結合と良心

以上、良心作用の起源を尋ね、社會的意識の起る根源を解剖し、自由と愛と眞とが、その要素であることを述べた。これは、發生的には、極めて素朴的な、または原始的な自然的な心理作用とい



ふべくして、それ自身には直ちに善であるともいへず、さりとて悪ともいへないが、この三要素が統一的に發達するところに、良心作用の成り立ち、社會的活動が自覺的に營まれることを見る。先に心理的自由は、本能的衝動的なものであつて、それ自身の姿においては、我が儘勝手な行動ともなり、放埒の行動ともなり、他人の自由を犯して、社會に騷亂を起すことも有り得るが、それが自覺的倫理的に向上發達するにおいては、自由自律の責任ある行爲をなす、立派な人格となり得ることを述べた。いかにして、かくなり得るかといへば、人と人との關係に、おのづから存してゐる愛の心が、相互の自由活動に掣肘を加へ、互に相犯さず、相和して、社會生活を營ましめるからである。かつ、また眞を求める心が、そこに常に働いてゐて、いかなる自由が眞の自由であるかを反省せしめるからである。かくの如くして、心理的な自由は、向上發展して立派な倫理的な自由活動となる。これは即ち良心の自律性である。

これは愛の心について述べても、同様である。原始的な心理的な愛は、それ自身に倫理的な善となつてゐるとはいへず、時には愛故に惡を犯すに至ることもあるが、愛は自由と結んで、人の自由意志的存在たる面目を發揮せしめ向上せしめることが、眞の愛である。いひかへれば、人を飼物の如く見做して、これを愛するのではなく、即ち我がものとして所有するが如く、これを愛するのでな

く、即ち愛に私情を挟んで、人を飼物視するのではなく、人が自由意志的活動の存在なる本質を尊重し、それを發揮せしめて、立派に一人前に自立自營することが出来る様に、心をかけるのが、眞の愛である。即ちそこには、眞を求める心が、共に働いて、何をか眞の愛といふかを反省せしめて、愛が不純にならぬ様に、偏頗にならぬ様に、心を用ひしめる。即ち眞の愛は、人の自律自由性を發揮せしめるやうに、心をつくすことであると心得ることを得て、倫理的な良心的な愛情となり同情となる。

また眞を求むる心についても、さういひ得る。眞又は本當といふことには、二様の場合がある。いはゞ低いのと高いのとある。いひかへれば、事實眞と理想眞と、或は部分眞と全體眞とがある。世の中に、けんかや泥棒があるといふのは、事實眞である。それは偽りのない社會的事實である。然し、それが眞に然るべき事柄であるかといへば、それは倫理的に困つた事實である。それが無いのが、本當の人生社會である。即ち不平や不和や衝突混亂のないのが、理想的な人生社會でなければならぬ。これは理想眞である。理想眞の世界に達することは難しく、また理想を内容的に追求して行けば、それからそれへと、際限なく、いはゞ理想の理想化ともいはるべきことが、絶えず行はれねばならないが、とにかく、事實・現實の世界を、高い方向に進めてゆくことに努力するところ



に、人間生活の使命がある。また、例へば、太陽が東から昇つてゐるといへば、疑ひなき事實である。然し、地球が自轉公轉するので、太陽が動く様に眼に見えるといふのが、それ以上に本當の事實である。前者は部分眞であるといふならば、後者は全體眞である。

これは知識の進歩があることを意味するので、人は知識を求め眞理を求めるが、その眞には、單に眼のあたりの、單に部分的の眞があると同時に、永遠のまた全體的の眞があることを示すものである。いひかへれば、本當といふことにも、ただの本當と本當の本當がある。ただの本當とは、いはば、その場限りの偽りなき事柄や考へといふのであつて、本當の本當とは、それを更に審に出来るだけ究めた揚句に、見出された本當である。私達は一應ただの本當の世界に住んでゐる。そしてそれを正直に認めなければならぬ。然しながら、それだけでは、心理的自然主義ともなる。倫理的に向上生活を營むには、常に心を前途に向けて、進歩的に精進實行することに、努めなければならぬ。即ち心理的な自由から倫理的な自由へ、自然的な愛から倫理的な愛へ、同時にまた、ただの本當から本當の本當へ、或はまた事實眞から理想眞へ、或は部分眞から全體眞へと、向上發展することとでなければならぬ。こゝに良心の起源と發達があり、社會的自覺の向上發達がある。

今、自由や愛や眞を分析的に三つの要素として、人の本性に内在することを述べたが、もとより

別々に獨立的に働いてゐる心ではない。結局、人間の具體的な一つの心を、三方面から分析的に見たのであつて、結局は自由と愛とを内容として、眞を形式とする様な姿において、渾一的に發達してゆく所に、具體的に良心の成長發達がある。そして、この三つの要素は、恰も意と情と智の三作用に相當する心であつて、意は即ち自由意志活動にあり、情は即ち愛または同情の働きにあり、智は即ち眞を求むる心にあるといふわけである。そして前にも述べた如く、自由の意志活動を人の本質といふ時は、一個の我として、我はいかなる存在であるか、我は我のために、何を求めるかといふに答へて、その自由活潑の活動を求めるにありといふのである。愛乃至同情も、また人の本質であるといふ場合には、人は人に對して、或は我は他人に對して、いかなる關係位置を根本に持つかといへば、愛の作用であるといふのである。そして自由意志的存在としての人々が、互に愛し合つてゆくのが、人生社會の眞であつて、その眞は、さし當りの事實眞から理想眞へ、ただの本當を認めることから、本當の本當を認めることに進まねばならぬといふのである。そこに同時に、心理的な自由や愛から、倫理的な自由や愛へ進まねばならないといふのである。これが良心作用の活動であり、社會的自覺に立つて、世の中に處することである。この自覺作用を根底として、始めて人格の尊き意義が發揮され、國家社會生活は、かくの如き成員を基礎として成り立つといふのである。



即ち民意を本とし輿論の聲に従つて、國家社會生活が營まれるべきを、デモクラシー政治であるとするれば、國家社會の粒としての個人が、悉く、かくの如き人格者としての自覺的活動を營まねばならぬといふ次第である。

## 五 輿論と人格的基礎

人格の意味と、良心の根源とその成立發達とを述べて來たが、この問題は輿論尊重の意義を明にする基礎でなければならぬ。國家社會生活は、その成員たる人々の團體生活であり、従つて國家社會の意志は、その成員たる人々の總意に基づいて成立つのであるから、そこに現れた民意即ち輿論が尊重されなければならないのは當然である。輿論を基礎とし輿論の赴くところに従つて政治が行はるべきは、デモクラシー本來の道である。ところが、その輿論なり民意なるものは、これを生み出す人々の人格の高下大小、即ち、また教養識見のいかんによつて、その性質内容が決定されて來るのは、論を俟たない。低級にして識見もなく、國家社會生活に關する理解も乏しく、蔑の髓から天井を覗くやうな考で語られた意見が集つて、輿論をなすとすれば、極めて貧弱・低級・輕薄なも

のであることは、必然である。その團體生活が立派に行はれないのも明白である。結局、國民各自の人格に應じて、その國民生活の全貌は型どられて來る。低級の人々の集りには、低級の社會生活が型どられるより外はない。そこで、時には一人二人の傑出した人物によつて、かくの如き愚衆を統率することが必要とされる場合もあるが、かゝる人物がないとすれば、愚なるまゝの低級の團體生活を遂ぐる外に道はない。そして、今日は、一人二人の專斷に俟つよりは、國民全員の總意の赴く大勢に従つて、政治が營まれなければならない時代であるから、徒に一人二人の大人物の出現を待つてゐるよりは、各自がそれぞれの職域・立場において、その業務を通して、國家社會を雙肩に背負ふ覺悟を以て、その意見を發表し、その行動を公正にしなければならない。こゝにおいて各人が社會我としての自覺を深め、その良心作用を益々鋭敏にして行かねばならない。

何故に、輿論が尊ばるべきかといふことは、その國家社會を成す人々の心であり、聲であるからではあるが、單に分量的に多數の意見であるからであるといふに止るべきではない。更に性質的にその人々が、我の心の中に國家社會を取入れ、國を憂ひ、社會を思ふ心掛を以て、自覺的に自己の言論に責任を懷き、これを口にし、それを行にするからである。いかに多數の聲であるからといつて、その時折りの思ひ／＼で、勝手に唱へ、流行的に雷同的に成立つやうな言論であつたならば、



國家社會生活は健全に動き得ないことは當然である。かゝる輿論が實行されることになれば、反つて、各人の生活は不安定になり、危殆に陥ることゝ避け難い。いはゞ身から出たさびともいふべきで、その身相應の果報と諦らめねばなるまい。しかし、これは客觀的考察から批評することであつて、その國を成す國民各自の實踐的建前からいへば、各人が自ら反省し、廣く社會生活の狀態を察し、眞劍の態度を以て改善向上の工夫をしなければならぬ。それは、各自が社會的人格の自覺に深くめざめねばならないことである。かゝる自覺的な人々の良心的な聲によつてのみ、輿論が堅實に成立し得る。かゝる輿論こそ、眞に尊ばれるべきである。それ故に、輿論尊重の基礎は、人格者としての自覺にあるといはねばならない。かゝる人々の多數の聲に成立つことによつて、性質的に輿論の價値が高まるのである。

輿論とは、單に多數の聲であるといふことだけを知つて、それが各人の人格的基礎の上に深く立つべきことを辨へず、各自が修養を積むことを努めなければ、デモクラシーの政治は衆愚の政治と化し、國民生活は混亂に陥るばかりである。かゝる人格的自覺的基礎のない輿論は、色々の場合に色々の方向に、いかに盛に唱へられても、結局、實質的には、どこにも歸する所はない。それが、たまく、實行されようとするやうな場合には、また、いつか他の方向に輿論が移轉して、常に輕薄な空騒ぎ

と、無駄論議に終る外はない。結局は、かゝる輿論が益々盛であるにつれて、責任轉嫁の風は、愈々多くなる情勢に赴くばかりである。各人に責任の基礎なき輿論は、空中樓閣的の輿論であり、具體的には社會の進歩改善を決して促すことは出来ない。輿論にしつかりした根據があるといふのは、各人の人格に根據があるといふより外にはない。民主主義といふ政治論も、表面的に多數人の聲の動きだけを認めることであつて、その聲の發する内面的基礎である人格尊重の價値意識が、國民の間に明瞭に自覺されなければ、それを謳歌するに足りない。

## 六 人格的自覺と選舉

この問題は選舉行爲に、深い關係をもつ。選舉は議員を選出し、議會を構成せしめ、國民輿論の發表場たらしむることであるが、それは各人が自覺的に、これと思ふ良き候補者に投票することである。その投票意志を決定するに當つては、他人の意見に誘はれ、その指圖に従ひ、或は私人的な因縁情實に驅られ、或は黃白に惑はされてなすべきでなく、國運の發展に寄與し得るやうな人物であるや否やを見極めて、投票しなければならぬ。勿論、候補者の言論思想を知ることが大切なのは



いふまでもなく、他人の批評や世間の風評をも聴取して、参考にすることは必要であるが、結局は自己の良心的判断に基づいて、正しき投票をなすべきを本分とする。もし、選挙民がその自律的良心的判断に基づいて、投票意志を決定するのでなく、他人の誘ひに委せ、世の風評に従つて、その投票行為を決定し、何等その行為に責任を感じる態度を持たなければ、成程一票は一票の數に加はるであらうが、結局、その人は一個の人格者として、性質的に思想的に、堅實な國家社會意志の成立に寄與するところはないのである。單に、紙を一票多く投するだけであつて、自己の精神的存在を空しうして、他人の投票に重ねただけである。かゝる態度が、誰も彼もの投票に行はれるならば、結局、國民各自の内心には基礎を持たない、即ち、責任を持たない、浮雲のやうな世論の一次的起伏が頻繁に行はれるだけである。泡沫の如き政治社會を生ずるのは必然である。従來の我國における選挙行為を観察すると、かくの如き輕薄な態度が極めて多い。

一體、我國民は、従來、國政参加といふ重大な選挙に無關心であつた觀がある。いざ總選挙といふ場合は、相當新聞紙上にも記事が華々しく取上げられ、人々の話もそれに關して、色々の取沙汰がされてゐるが、何となくお祭騒ぎの如く、一種の興行事件の如く思はれる。選挙民の語る所は、いかなる人がどう運動し、どう策謀してゐるか、誰が勝つか負けるか、警官がどちらに味方してゐ

るか、誰々がどの黨派を擔いでゐるか、あの村はどう動いてゐるかなどといふ種類の話であつて、眞剣に國政を憂ふるための甲論乙駁の話ではない。一種、賭事か勝負事を興味づくで見つてゐるやうな姿である。また、候補者も、眞剣な眞面目な論議を聴衆の前になすのでなく、いはゆる巧い事を言つて、氣嫌取りの題目を並べ立て、敵黨を非難攻撃するに口を極め、あら探しや惡口を言ふに、巧妙なものが拍手を呼ぶといふやうな状態である。これを、面白がつて聞く聴衆は、何か入場料無し政治的な落語を聞くやうな有様にある。勿論、眞剣な候補者も、眞面目な聴衆もないではないが、大體は、かくの如き、輕薄な、その場騒ぎの行事に過ぎない感がある。總選挙がある毎に、政治に對する國民の眞面目さは消え去つて行つた。一種の興味は消える事はないが、選挙が國民生活の運命に關する重大問題である、といふ眞面目な社會的意識は段々薄らいで行つた。國民は一面から面白がりながら、他面からは選挙を輕視して行く傾向にあつた。かくして、前にもいつた如く、選挙は腐敗し、議會は泥試合の壇場となり、遂に軍閥・官僚の手に政權を全く委ねるに至つたのである。いかに國民が選挙に對して不眞面目であつたかを物語るものである。國民の政治生活に關する自覺は、極めて低級であつた。公民道德乃至社會道德は極めて薄弱であつた。それに関する教育教化の道は充分に講ぜられなかつた。否、時には、公民道德乃至道德は外國流の思想であつ



て、我國には唯一特殊の皇民道徳があるなどと唱へられた。

一般國民が選舉に對して、眞面目でないばかりでなく、知識階級といはれる人々も、選舉に極めて不熱心であつた。良質の議員を議會に送るに誠意はなかつた。總じて我が國民は、議會をもつて成る立憲政治に不熱心であり、無自覺であつたといへる。それであるから、或程度まで、政黨政治は行はれるに至つたが、非常時局となるに及んで、忽ち國民の思想は一變して、議會政治は我國體に合はないなどといふ論議も生ずるに至つたのである。それ故に今日急にデモクラシーが唱へられるに至つても、その内面の態度に、いかなる基礎が用意されてゐるかは怪まざるを得ない。今日一般に國民が選舉について熱がないのは、深刻な生活事情にもよることであるが。他面には、眞剣な反省をなさねばならない時代であるので、過去の浮いた調子の選舉行爲を、自ら反省して、自ら失望し、生き／＼した元氣も出て來得ないのではないかと觀察される。

とにかく、選舉行爲は、國家社會の一員としての自覺的な意志を、國政に反映せしめることである。その自覺が乏しいとすれば、民主主義を成立たしむる國民ではない。自己の一票は斷じて曲げではならない。買ふことも、賣ることもしてはならない。國を思ひ君を想ふ公の立場において、その一票に忠誠の誠を捧げねばならない。一票の善は即ち國家社會の公善を作るためであることを自覺

しなければならぬ。一票を汚すことは、君國を汚すことである。邪なる一票を投ずることは、それだけ國家意志を亂るものである。眞面目な一票づつの意志が綜合されて、議員を選出し、民意を組立てるのであるから、他人の誘ひや、世の風評に従つて、我が投票意志を決すべきでないのは、明白である。我の中に國家社會を有するといふ自覺に醒むれば、一票の中に國の總意を妊んでゐると稱して差支へない。投票は、人格者としての良心的行爲でなければならぬ。ところが、前にもいつたやうに、不眞面目な動機によつて、心を動かし、何のための選舉行爲であるかを辨へないやうな心理状態にあることは、甚だ悲しむべきことである。投票を以て、個人的な恩義に報ゆる私情的行爲と見たり、或は商品券や株券の如く相場をつけて考へたり、或は世間の風評を聞いて、あの候補者は地盤も靴もあり、看板もあるので、當選しさうであるから、いかに立派な人物であつても、當選の見込みのない人よりは、當選しさうな人に投票した方が、投票しがひがあると考へたり、或はその地方區域の利益のためをのみ考へて、國會議員の選舉に投票するとか、すべて國家社會全體の立場から考へて行動しないのは、公民的良心の缺けてゐることを示すものである。

我國民道徳には、前に述べたが、君民上下の關係が強く力説されてゐる。殊に戰時には上御一人のために、一命を賭すべきことが力強く唱へられ、また、それを物語る勇敢な行爲もあつた。それだ



けでは足りないが、それを是認するとすれば、平時中においても、その見地から考察される。即ち選挙は、國民の總意を君國に捧げるのであるといふ意味において、左様な態度がとられて然るべきはすである。投票は國民各自の眞面目な意志を一票に託して、國家の意志を成立せしめ、君意に翼賛し奉る道であるとすれば、軍人が一身を君國のために捧ずるといふ意味と同じ立場において、その一票を高潔にし、偽りなき良心の誠を捧げなければならないはずである。然るに、投票は候補者と選挙民との私的行爲であり、いはゆる忠君愛國には關係のない事項であり、國政の消長には無關係であるが如き有様に心得られて、選挙のある度毎に、國民の政治的意識は、却つて墮落して行く有様であつた。これは、立憲國民としての國家に奉ずる道でないのは、いふまでもない。上下關係の道德のみが、唯一のものであるべきでなく、横の關係の道德が極めて必要であることは、堅實な輿論をつくり、國運を開拓するに極めて必要であるが、それにしても、上下の君臣關係の道德意識が、獨り軍事的のみとられ、立憲政治的に涵養されてゐないのは、當を得てゐない。たゞ、軍國の場合においてのみ、忠君愛國が叫ばれ、政治の根幹としての選挙において、一票の消き投票を行ふことが、國民各自の意志を集積して、天皇に奉ずる道であることを辨へないのは、甚だ心得違ひである。然るに、この方面の注意が、朝野を擧げてされてゐなかつたことは、いかに偏頗な道德意識で

あるかを知る。今日、天皇制の問題も彼是といはれてゐるが、とにかく、君主とか主權者とかいふ位置に立つ人の統治意志に、國民としての眞心を送り捧げて、國家の施政方針を樹立せしめるやうに努力するのなければ、忠君も愛國も、即ちまた國家社會への奉仕もないわけである。我が國體は、その成立の大筋において、家族的な情意關係に成立つと認むべきであるが、常に左様に語られ、左様に思ふことが眞實であるならば、選挙の際においても、自己の投票行爲が、いかに大君の赤子を思はれる御心に副ひ奉るべきであるか、國父としての天皇の御心を安んじ奉るべきであるかといふことに、心を用ふべきである。然るに、この大切の民族的情意關係の態度を眞面目にとるべき場合において、そこには少しも氣が附かずに、候補者と自己との金錢や情實の私的人情關係において、投票を行はうとするのは、いかに立憲國民としての無自覺であるかを示すものである。いはゞ、國民としての大人情に思ひを致さずして、身邊の小人情に囚はれてゐる。そして、君民の情意關係の意識が軍事關係にのみ着色されてゐることは、封建的な時代からの影響が取去られない上に、この十數年の軍國的心構へが、その方面に忠君愛國の精神を奪ひ去つたものといふべきであらう。

とにかく、選挙は國民各自が、いかに國家社會を思ふかの念慮に立ち、その一票が必ず國政に關



係を有するものと信じ、自覺と責任とを以つて選舉權を行使するのでなければ、眞の民意に立つ議會政治を成立たしむることは出来ない。そして、それは結局、各人が社會我としての人格的自覺に基づき、良心生活の深き奥底から、國家社會に奉仕する覺悟を持たねばならないことである。

## 六 デモクラシーと君主國體

### 一 デモクラシーの定義

前に國家社會生活は、いかなる國體乃至政體をとるか、即ち、その形態はいかにあるかといふことは、その國家社會を作る成員の總意によつて定まると述べた。従つて君主乃至主權者をも、國民乃至人民或は人的團體員といふ中に含めて考へる以上は、結局、その成員の總意に成立つことは、何れの形態においても、變りのないことである。こゝに國家社會意志の成立する根本原理があると述べた。これを民主的原理といふことは語弊もあるが、民といふ意味を君主に對立して、これを排除するといふ意味にとらずに、團體社會生活をなす人々、即ち國家の構成分子と解すれば、いかなる

國家も、かゝる原則の上に成立つと稱してよい。正しくいへば、國家の根本要素たる人的團體の總意に基づくといふべきである。これをいはゆる民主的といふ意味に解釋することは、通用の民主的といふことを廣める意味にもなるので、用語上、注意しなければならぬが、大づかみにいへば、いはゆる民主主義的傾向にある解釋であると認めて差支へない。従つて、昔からの君主政體は昔ながらに、その國民の總意に基づいて成立つてゐるといへるが、時代の進むに従ひ、國民の文化が發達するにつれて、獨裁的ならぬ民主的傾向を帯びて來てゐることは、どここの君主國においても見られる状態である。これは、民主政體の形態をとる國家が、近代において、漸く多くなつて來た理由である。我國も、明治維新以來、その傾向を議會政治と共に明白に進めて來たのであるが、昭和の時代に、非常時局に入ると共に、軍國主義的傾向を促し、こゝに大敗戦といふ苦杯をなめることになつた。終戦と共に、再び民主的思想が復活強化され、今や、古き日本が、いかに新しい日本として再建され得るかの大問題に直面するに至つてゐる。國民將來の運命を決する、千古未曾有の大時局である。こゝに、實際上、改造處理すべき幾多の大問題があるが、私達一般國民としては、いかなる考で立直らなければならぬかは、互に眞劍に考究して、正しき道を見出し、慎重に改革の歩みを踏まなければならぬ時である。



いはゆるデモクラシーとは、いかなる意味であるかは、前に、私の述べた原則の中に含めて理解され得るが、昔、その言葉が提唱されてから、いかなる経路をとつて發達して來たか、その政治的解釋は、いか様に成されて來たかは、政治學上の歴史的問題であつて、こゝに、介入すべきにも當るまい。昔の君主乃至寡頭政治時代、または哲人・賢者・聖人の専ら尊重されてゐた時代には、民衆の意志を基として行はれる政治といふ意味は、必ずしも良いことゝは解されなかつた。段々人智が發達し、文化が進むにつれ、奴隸や農奴や商工人の解放が叫ばれるゝと共に、民意を尊び輿論に由る民主主義の政治は主張されるに至つた。そして近代は君主制の下にも、なほデモクラシー政治が尊重されてきてゐるのであるから、民主制の概念も、純粹に君權を排し、君意を斥けての民主制ともいへない趣もある。しかし、その場合においては、デモクラシー的精神といふべくして、純粹な反君主的なデモクラシーとはいへないであらう。要するに、みんなの心を尊び、みんなして、協力決議して、國の政治を行つてゆかうといふやうな思想態度と稱してよからう。私は、政治學上の門外漢であるので、その邊の論議を審かにすることは出來ないが、最も通俗の見解としては、アメリカの建國に重要な位置を占めてゐるリンカーン大統領の定義がある、それは、デモクラシーとは、人民のために、人民による、人民の政治といふことである。この定義は、最も純粹に民主主義を説明したもので、君主制の句は全く拭はれてゐる。

## 二 「人民のため」と君主制

さて、この見解を解剖して考察すると、「人民のため」といふことは、いかなる國體乃至政體においても、通有の見解と認めてよろしからう。國の政治方針が、その國民のためを計らないといふはずはないからである。君主政治、寡頭政治においても、その國民の利害休戚を念頭に置かない政治はあり得ない。尤も、歴史上には暴虐の君主もあつて、國家國民を全く私有視し、自分の勝手に取扱ひ得るものゝ如き態度をとつた権力者もないわけではないが、それにしても、本當に少しも國民のためを思はないといふ事は有り得ない。結局、程度の差であるであらう。その極端に走るものは、遂に人民によつて殺害されるに至つてゐることは、史上幾多の例のあることである。特殊の場合も別として、概括的にいへば、一國の政治が人民のためであるといふことを無視してゐるところは無いはずである。

隣邦支那は、今日の中華民國をなすに至るまで、四千年の間も君主政治であつた。そして支那國



民の中軸思想をなしてゐる儒教の精神は、政治は、國利民福のために行はるべきことを、主張するにあつた。孟子は、君を輕しとなし、社稷を次となし、民を重しとなすと唱へ、民を本として、政治方針が採らるべきが、君主の道であり、王道であると力説してゐる。これは、即ち、民本主義といはれるものである。古來、支那民族の精神には、天を尊ぶ考がある。拜天思想とも敬天思想ともいつてよいが、四書五經を通じて遍く語られる思想である。それは、一種の宗教的氣分をも取入れ、てゐるもので、神や佛の如く、あざやかに人格化されてはゐないが、天といふ自然界と一如的に解釋されて、有心的實在として人間を支配し、その運命を決定するが如く考へられてゐる。そして、その思想に基づいて、いかなる人が君主となるか、即ち天子となるかは、天の思召によると考へられてゐる。支那には、古代から有徳者君主論といふべき考へ方がある。天子となる者は、徳望があるるので、天がその人に、人民を支配する帝位を與へるのであると見る。その人に徳が備はつて來るのも、天の思召であるが、その人は天に代つて、人民を統治し、人民の幸福を進めることが出來るので、君位が與へられるといふのである。故に、君主となるものは、人民の幸福を進め、人心を安んずべき使命と責任を持つてゐるのであるが、さりとて、決して人民によつて選舉されたものではない。然し、人民は君主に悦服して、その君徳を謳歌するのである。結局においては、君意と民意

とは完全に一致してゐると理解されるのである。人民の選舉によるのではないから、いはゆる主權在民のデモクラシーではないが、人民のために、人民の意志を尊重すべき君主政治であることは明白である。そのことを人民が悦んでゐるとすれば、道徳的人情的には、君意は民意の中に結合包含されてゐると稱してよい。

我が國においても、支那と同様の考へ方に立つものである。支那と異り有徳者君主論ではない。太古から大和民族のいはば宗家として、民族の社會的生活の大黒柱のやうにあげられてゐる皇室の血統に、君位は繼承されることになつてゐる。上下それを不思議に思つてゐなかつたのが、我が國情である。古事記や日本書紀にある古代の神話を、そのままに、歴史的事實として解釋することは出來ないが、古代の祖先が考へてゐた氣持は、そこに表現されてゐる。君位を永遠にその子孫に繼承させて行きたいといふ念願は、どここの君主國にもあることで、西洋において、ジョージ第一世、第二世などといひ、支那において始皇帝といふが如きは、その考である。我國においては、それがいつ定められたといふのでもなく、太古のいはば酋長時代から、自然發生的に發達して來たのであつて、それは權力關係だけから成立つのでなく、血族情愛の關係に深い基礎をおいてゐる。

勿論、考古學的には大和民族の本土轉住以前にゐた諸民族を征服したとか、その後、渡來した民



族を従へたとかいふことは、あるに相違ないが、永い年月の間に、かゝる勢力争奪の意識は消去つて、いはゞ一家の如き人情を主とした姿において、今日まで發達して來たのである。仔細に考察すれば、色々の異説もあるであらうが、現在までに至る歴史的回顧においては、左様に解釋され、左様に信じられてゐる。その成り立ちや、経路において、もとより權力關係の意識は認められ得るのであるが、それが唯一の根據でなく、義においては君臣、情においては父子といふ情愛觀が、歴史的に國民の間の通念となつてゐる。どこの國の歴史にも修飾といふことは免れ得ないとしても、國民大衆が久しく左様に信じてゐたことは、歴史的・社會心理的に偽りない事實であつて、これが我が國體乃至國民生活の特色であると認めらるべきである。

そこで支那流の有徳者君主論と違つて、堯舜の如く一代君主制が行はれず、徳望の有無による禪讓放伐の道が許されない。いはゆる神代からの皇統を繼ぐ子孫が、君位を繼承するといふことになつてゐる。家族的國家觀である。武力を以て主とするのではなく、或理窟を以て建國の理念とするのではなく、自然に一家の家督相續は、その血族の子孫がすると定まつてゐるやうに、皇位繼承が定まつてゐる。憲法には成文的に皇太子相續の方法が規定されてゐるが、これは何等の法的成文なしに、大和民族の社會心理的信念として、古から行はれて來た事實を、明治時代に成文にしたま

でのことである。

かゝる君位繼承の願は、他の君主國にもあつたのであるが、それが、無事に自然に行はれて來てゐるのが、我國の國風である。こゝに國體の特色がある。これは、久しきに互つて他民族の渡來乃至侵略を受けずに、いはゞ水入らずの島國生活をなして來たといふ環境的理由もあるに相違ないが、とにかく、かやうな國柄として生長して來たことを、我國の特色と自認してゐることは、我が國民の偽らざる歴史的告白である。今日、無條件降服といふ大敗戦を受けて以來、聯合軍の勢力は力強く浸透し、國民の思想態度また気分にも、大なる衝撃を與へてゐるので、これまでと全然違つた觀點から、色々に思ひ廻らすものもあるであらうが、幾千年來、相承け相繼いで、國の隅々に至るまで即ち、農民も漁民も商人も、いはゆる眼に一丁字も知らぬ匹夫野人といはれるやうな人々まで、何も疑はずに、左様に信じて來た傳統的な感情信念は、容易に動かされないと信ずる。しかし今後、内面的には、いふにいはれぬ苦悶の状態を打越えて行かねばならないのは當然であらう。

これは、從來我が國體觀として常に語られてゐるので、こゝに繰返して述べる必要もないが、この立場から、天皇の政治が人民のためにする政治であることは無論である。國家といふ大家族員たる赤子のために、その心を知らし、それを愛でいつくしみ給ふ政治であることは、常に語られると



ころである。他國の君主のやうに、天皇が自ら手を下し、權力を以て人民を壓迫し、君民の間に衝突を起し、叛亂をかもすが如きことは、殆ど認め得られないところである。尤も、香しからぬ事件が種々あつたことは、日本書紀の中にも認めてあるが、それを今日の思想意識を以て批判することは時代錯誤であらう。とにかく大觀して他の君主國の歴史と趣を頗る異にすることは事實である。そこで、儒教を輸入しても、それから禪讓放伐の思想は受取らなかつたが、民を以て本とする民意尊重の民本思想は、我が國體觀の中に、何の問題もなく、充分に受取られた。尤も今日のやうな自覺的思想を以て民意を本として、政治をするといふことが實行されてゐたかは、批判の餘地はあるが、とにかく君民の間に權力對抗の意識が乏しいことは、我が國民の間に流れてゐる自然の意識であり、理解である。その間に介在して、朝臣が權力を握り、或は武家が權勢をほしいままにしたことは、我が歴史につきもののやうな状態であるが、彼等も君位を侵すやうな念慮は、寸毫もなく、勢力消長の歴史を辿つて來たのである。こゝに權力意識と君民意識との間に、特殊の解釋を用ふべき點があるが、それは後に説くこととして、こゝに總括して語り得べきことは、政治は「人民のために」するものであるといふ民主主義の第一條は、いかなる國にも取入り得べき原則であつて、君主制においても、人民のために計るといふ建前がなければ、その體制を維持することの出來

ないのは必然である。もとより、實際問題としては個々の政策方針が、悉く然ることを得てゐるかは、疑問である。君主國においては勿論のこと、民主國においても、ゆがめられた多數のためといふことは、屢々起り得ることである。それは、その國民生活の間における勢力關係の片寄ることによつて生ずる。しかし原則上には「人民のため」といふことは、どこの國にもあらねばならない政治原理である。

### 三 「人民による」政治と君主制

次の問題は「人民による」政治といふことであるが、これはいはゞ民主政治の方法論である。いかにして民意が發揚され得べきか、いかにして多數の意志を認定すべきか等の問題で、これは投票とか、討論とか、會議とか、多數決とかいふ方法によることである。場合によつては、國民全體の總投票によつて、政治の大綱のみならず、巨細の方針が決定される場合もある。それは、ギリシャの昔における小邦に行はれた方法であり、また今日も、小國において、或事項に限つて採られる方法である。しかし、巨細の施政方針を國民全體の論議投票によつて、直接に決定することは至難で



あるので、どの國でも、一定数の議員を國民の代表者として選出し、その調査と研究と意見の集結のよつて、民意が決定され、それがその國家の施政方針と定められることになつてゐる。いはゆる代議制の施政方針である。何れにしても、國民の意志は國民の自由討議の會議法によつて決定されるのであつて、全會一致を望まじきこととするが、それは容易に望まれないことであるので、多数決の裁決法が採られることになつてゐる。各種の意見が四方八方から起り、國民の創造的な意志が募つて來れば、いきほひ多数決によつて定めるより外に方法はあまるまい。ここに妥協の必要がある。妥協とは、ややもすると、いふべきことをいはず、態度を曖昧にして、袖の下で理由明白でない、闇的な談合が行はれるといふ意味に解釋されるが、眞の妥協とは、決してさういふものではない。互に眞剣に自己の意見を味露して、その納まるるところを知らないので、議事進行の必要上、互に或點に議論を折合はせて會議のまとまりをつけることである。妥協が即ち議論の眞を得たことではないが、互に自己の意見を主張すると共に、他人の意見をも尊重して、適當の論點に譲り合つて終結するのである。その間には、堂々たる態度がなければならぬ。これは議會政治のつきものであつて、これを單に卑屈の意味においての方法と見るのは、間違ひである。

かやうに、人民に依る政治とは、政治の方法が人民の相談會議によつて行はれるといふことであ

つて、議會制といふことである。そして、その決まつた事項を實行するものも、人民から選出されるものであることは、もちろんである。尤も、そこに一定の採用方法をきめておけば、その事務の長と選ばれた人が、その意見に本づいて、任意に役員となる人を選定することもできる。この方法は、いづこの國においても、今日とはとられてゐるので、君主國においても、人民によるといふ政治の方針は採られ得るのであり、採られてゐるのである。我が國においても、明治維新以來、廣く會議を興し萬機公論に決するといふ大方針のもとに、立憲政治となり、民選議會による議會政治の方法はとられて來たのである。それが、非常時局中、頗る曲げられた形となり、その當然の機能を發揮することの出來ない姿にあつたが、とにかく、この方法は君主制のもとに採り入れられてゐる。故に、この問題は必ずしも君主制と正面的に衝突するものではない。

#### 四 「人民の政治」と君主制

また第三の「人民の政治」についても、君主制と矛盾しないと考へるが、ここにも註釋を要する。人民とは、國民であり、國家の全構成員であると解すれば、同時に君主制の政治でもあり得るが、



君主といふ觀念とは相容れないものとして對角線的に考へ、君民對抗の權力意識をのみ本として解した時には、勢ひ、人民の政治とは君主を除いた意味での主權在民の政治となる。即ち人民の政治といふことは、人民のもつてゐる政治であり、人民の主人となつてゐる政治であり、君主といふ意味は、少しも容れられてない國家生活といふことである。尤も、「人民による政治」といふ意味からも、これを徹底的に考察して行けば、君主の存在は考へ得られないにしても、それでも、君主が人民の總意に聽き、その決議に任せて民主的な政治をすることはあり得るのである、けれども、「人民の政治」と文法上の所有格によつて定義された時は、國家の主人が人民であることは自明である。大統領とか委員とかいふ主役をつとめる人々はあるが、それは人民によつて選ばれた人々であり、一定期間、一定の方針に本づき、一定の權限が托されて、人民の代表者となつてゐるだけである。尤も、場合によつては、一定の期間を超え、一定の方針を超え、絶大の權限をもつやうになることもある。これも、結局は、人民の承認するところであるが、時には世襲の君主以上の獨裁權を用ひることもある。さういふ觀點からみれば、君主は世襲の大統領の如くでもあつて、それほど働かぬやうなものでもある。故に君主が一國の主人の位置にあるといふことは、その成立つてゐる限りは、廣い意味では、先きにいつたやうに、その國民の社會心理的に是認してゐるところとい

へるが、形式的・方法的には、人民の周期的な選舉によるのではないから、大統領とはちがふ。しかし單に獨裁者といふ立場からみると、大統領も、君主も變りがないといへる。場合によつては、自己の權限を極大的に發揮して、人民の思ひまうけぬ程度や方向に執政して行くこともある。それも、それが行はれる限りは、人民の承認したところといはねばならないが、人民が我慢の出来ないやうに專横になれば、殺害といふが如き不祥事件を起すこともある。

それ故に、獨裁者としての君主と大統領との間には、判然とした境界も立たず、時には主客顛倒するやうな權力上の姿を呈することもあらうが、形式上の成立ちには、相容れない觀念に立つてゐることは明白である。一方は、定規的に選舉を土臺とするが、他方はさうではない。その意味で、形式的には、選舉に依て大統領を立てる民主國體と、選舉によらないで君主を戴く君主國體とは違ふが、實質的には、何れもその國體を作る全成員の納得是認してゐるところとすれば、それほど異なるともいへない。故に君主の政治であつても、國民の總意を盛上げて行けば、君民一如のデモクラシーは成立つ。結局は、日本國民全部が十分に納得出来るやうに、即ち大和民族の成員の總意で、和やかにまとまつて行くやうに、互に過去の祖先を思ひ、將來の子孫を察し、情義をつくし、公平に慎重に考察して、未曾有の大難局を克服して行かなければならない。一人二人の學者の問題で



なく、すべての日本國民の眞劍の問題でなければならぬ。

イ 權力觀と我が國體

ここに留意しなければならぬ事柄は、以上の民主主義についての定義は、國家權力觀よりするものであつた。主權在民といふ風に、國家は權力服従の關係に成る團體といふ意味である。法律學は權利義務の關係を考察する學問であるので、その見地から、人の團體としての國家生活を解釋した時、主權者または統治者と被統治者との權力服従の關係として、考察されるのは當然である。そこで、君主國體乃至政體とか、民主國體乃至政體とかの別が語られるが、權力の所有とか行使とかいふ政治上の觀點からみられたものであることは明白である。時には、政體とちがつて、國體といふ言葉が用ひられ、政體は、政治運営の形式であつて、專制とか代議制とかの區別であるが、國體とは、主權がどこに在るかの觀點から見られたものであるといふやうな説があるが、ここには特に區別して説く必要もあるまい。ただ、ここに問題として新に考究すべきことは、我が國體觀は、權力團體としての國家觀に立つてのみ解釋し、了ることができるといふことである。

もちろん、我が國も、外國と同様、一つの國家として權力服従の關係になつてゐることは、たしかである。殊に明治維新以來、憲法も成文法として制定されるに至つては、明白に天皇の大權と

か、臣民の權利義務とかが規定されて、外國の國家形態と同じやうな姿を示してゐる。この點においては、他の君主國と異なるところはないといつてよい。即ち法律家のいふ如く、強行力をもつた權力團體としての國家である。國體乃至政體といふことを、この意味にのみ解すれば、我が君民關係の昔からの意識は、頗る異なつたものといはなければならない。むしろ、國柄とか國風とかいつた方が適切であらう。法制的な權力觀に立たずに、全く社會心理學的に或は民族心理學的に、我が民族生活の心情とか信念とかと解さるべきものである。即ち國法學の問題であるよりは、社會學の對象である。その意味において、我が國體即ち國柄乃至國風を考へた時には、權力意識を以て説明することは當を得ないのである。さきに法制上の國家生活は、内容的實質的にはその民族乃至國民の社會生活を土臺として成立つと説明したが、從來私達日本人が思つてをり信じてゐる、我が國體とは、さういふ社會心理學的な生活内容である。君主といひ人民といへば、法學的には、主權者とか被治者とか、君權とか民權とか、その對立關係とかが聯想されるが、我がいはゆる國體觀念においては、むしろ君民間の情意的結合關係において意識される。義においては君臣であるが、情においては父子であるといはれ、天皇陛下とか天子様とかいふ呼稱に、尊敬や愛情の念が心の底から溢れ出る感のあるのは、そのためである。尤もその内容は、時勢の變化につれてちがつてくるであ



らうが、とにかく、我が國體觀を、權力意識を以て解釋することは不適當である。この故に、天皇の大權や臣民の權利義務を規定する憲法は、國法學的に國體を説明するものであるが、民族の社會生活のあり方としての國柄即ち國體を説明するものではない。しかし、かゝる社會的な情意的な結合關係に基づいて、法制的に權力關係を描き出すことはできるのである。そこで、明治維新以來、西洋列國と相交るに至つて、西洋流の國家生活の體制を整へるために、西洋の權力觀を採入れて、新に憲法を制定したのであるが、我が國體はこの憲法によつて定められたのではない。要するに、我が君民關係の意識は權力觀を最後のものとなしてゐるのではない。即ち、我が國體は、家族的な情愛本位の意識を中心として成立してゐる。これは、我が國民の歴史的生活を通ずる信念である。殆ど日本民族そのものの生命觀ともなつてゐる。そこに特質がある。

もちろん、今日はあらはに天皇制を論議するものも出て來、天皇制打倒といふ主張さへ、日本國民の間に起つて來てゐるのであるから、建國以來の天皇を國民生活の中心となし、皇室を宗家として、日本民族は大きな家族の如く生活するといふ信念または考へには、どこかに誤解もあり虚構もあつたのではないかといふ疑問は起る。さても世の中は、これほど變るものか、變れば變る世の中と、ただあきれる外のないのは、大體において、一般日本國民の驚愕の情であると信ずるが、とに

かく、これが、今日私達の前に現はれてゐる思想的事實であることは蔽ひかくすことはできない。私達は、この事實を正直に認めなければならぬ。そして、從來の國體觀乃至天皇制に、いかなる誤りがあつたかを反省しなければならぬ。しかし、結局は、過去を顧み將來を察し、國家の構成員たる國民の總意によつて、古き日本を新しく建直し、眞個の民主主義の精神を實現すべきである。

#### ロ 反天皇制思想の原因

かゝる論議の現はれるに至つた理由の第一は、いふまでもなく、ポツダム宣言を無條件的に受諾しなければならなくなつた、大敗戦の結果である。宣言には、自由主義・個人主義の力説と共に、デモクラシーの復活強化が、我が國政の革新に要求されてゐる。それ故に我が國民は何としても、その方向に轉化して行かねばならぬ、いはば運命におかれてゐる。好むと好まざるとに拘らず、民主主義的思想實行を、我が國の中に取り入れねばならないのである。そこで、千古傳統の我が君主制と、それをいかに調和し得べきか、または從來の天皇制を政治形態の上に、どう變革すべきかが、問題とされねばならなくなつたのである。從來の天皇觀・國體觀そのまゝでは、どうしても、この大難關を抜けることのできないことは、國民全部の焦慮してゐるところである。終戦前のいはゆる天皇觀・國體觀には、不純のもの、上塗りのもの、副次的なもの、虚構のものも混在してゐるので、それを



拭ひ去つて、うぶな自然的な歴史的な中核を明かにし、かつて、印度や支那の思想文化を攝收した如く、新興のデモクラシー思想と實行とを、はつきりと受入れるには、いかに反省し考察すべきかが、祖先傳來の精神生命を繼承してゐる私達としての、大なる使命と覺悟せねばならぬところである。従つて、中には、いつそ天皇制廢止に進むべきであるといふ論者の起るのも、已むを得ないことである。結局、私達日本國民が互に心から、考へ合せ、思ひ抜いて、偽りなく、大勢の歸するところに歸着せしめなければならぬ。それについては、大勢は、我の外に動いてゐると見、その波に乗つて行くといふ態度でなく、各人が、我から大勢を作るといふ如き眞劍の覺悟を以て、正直に考へ、眞面目に論じ、異論をも冷靜に聴き、公正に判斷し、然る上に、自分として曲ぐることを出来ない意見があれば、それを明かに主張し、かくて民意・輿論の歸するところを見出さねばならない。これが民主主義を受入れるについての、民主主義的態度であり、方法でなければならぬ。互に私的個人的な感情や行きがかりになづんで、揚足取りの論議を交換するだけで、各自の人格を尊重して論議が行はれないやうでは、先づ原則的にデモクラシーを成立たしめることは、不可能である。こゝに積極的解釋に入ることはおき、外國の大壓力に本づいて、天皇制に關する論議も起るに至つたことは明白である。何人も痛感する如く、終戦前においては、殆んど全く言論の自由はなかつた

のであるが、敗戦の幕開きと同時に、聯合軍司令部から、言論の自由は與へられたのである。日本國民として、國內において、自發的にこれを味ひ得るのでなく、外からの壓迫によつて内部の壓迫が除かれたといふ如きは、まことに悲痛の思想的事件であるが、事實は全くその通りである。そこで各種の批判論議が活潑に行はれ、日本國民が夢にも思はなかつたやうな、天皇制についての論議も、平氣に行はれ得るに至つたことは、東西南北の方角を見失つたやうな感もある。とにかく、言論の自由が與へられたことは喜ぶべきことであるが、私達日本國民の自力によつて國內的に得たのでなく、外國からの指令によつて得たのであるから、欲しきものを得たことについては、供與者に感謝すべきであらうが、進んでは、日本國民の自覺的な輿論によつて、いかなる政治形態をとるかは決めらるべきである。かの宣言は、日本國民を奴隸的に取扱はうとするものではない、軍國主義精神を拭ひ去つて、自主的な平和國民としての立直りを期待するといふのであるから、私達は落付いて過去を反省し、將來を洞察して、天皇制と民主主義との關係を、いかにすべきかを検討し案出しなければならぬ。徒に過去の思想になづんで舊弊に陥るべきではないが、外國の指令下にあることをよいことにして、ただ排舊主義になることも、慎むべきことである。正直に眞實性をたづねて、古今と東西とに通じ得るやうに考へるのでなければ、聯合國も心から承認することはできな



いであらうし、また、あまりに先輩や過去の人々を頭ごなしにのみけなしつけてしまふことは、將來の子孫への訓へともならないであらう。軍國主義旺盛の時は、そんなはずではあるまいと思はれる人々さへ、その御先棒をもつやうになつたが、民主主義勃興の今日に、良心的に考慮せず、事大主義的に追従し雷同し便乗して、これらに唱和するやうになると、根柢をもたないデモクラシーにならざるを得ない。さきに述べたやうに、人格に基礎のない阿附的思想では、デモクラシーそのものの敵でもある。ここに、私は我が國民に思想的・道徳的性格の堅實性を深く望むものである。

とにかく、今日は言論は自由の時代である。また言論は常に自由なるべきが、健全な國家社會生活である。それはまた國民各自の人格的修養と比例する。何れにしても、一國がいかに成長し、いかに變革さるべきかは、結局は、國民全體の思想感情に基づくことであるから、自由な論戰の幕の開かれた今日においては、天皇制の問題も、さきにも述べたやうに、我が國家社會の成員たる人々の總意の決するところであるべきである。各自の意見は、確然ともたねばならないが、互に眞面目に討論し、意見を交換して、國民總意の決するところを明かにすべきは、當然である。故に天皇制に關する論議の赤裸々に行はれるのも、結構である。時に従來の傳統的な民族感情には、甚しく不快に思はれるものもあつても、それも一説として、忍耐して聴取され、冷靜に批判されて、凡百の論議が

いひ盡されて、民族の總意の安定するところに國體は護持されなければならない。これが最も公明な萬機公論に決するといふ、デモクラシー的方法である。

次ぎには、過去における共產主義思想の壓迫である。これは過去における思想犯檢舉の事實である。殊に第一次大戰以後、大正の半頃から、我が國にもマルキシズムの研究と宣傳とが行はれるに至つて、當局者から烈しく否認壓迫された。非常時にはいつてからは、國家主義思想が全面的に漲り、右翼的な色彩を帯びた共產主義も起り、皇室中心共產主義などといふ呼稱も生じ、共產主義は軍部と結託してゐるなどと語られるに至つて、その容貌は不透明のものとなり、表面的には問題とされぬか見え、下火になつた状態であつた。しかし、下燃えには燃えてゐたことは事實である。殊に理論的解釋なしに、ただ共產思想は國體に反するとかかりで、青年學徒を甚しく壓迫した。かくして檢舉され拘引され、拷問によつて強迫的に一種の白狀と誓言とを強ひられ、心は怏々として樂しまなかつた心境を持ちながら、釋放されたものは、無數にのぼるので、そこで言論の自由になつた今日、共產主義思想は、にはかに擡頭するに至つたのである。

共產主義が、一種の經濟生活を基底とした思想として、論理上必然に我が國體問題に反するものであるかは、簡單に論定はできない。それが立つといふ唯物的史觀は正當であるか、そこに終止符



をもつた辨證論は正當であるか、また、それを以て悉く、人間の精神生活乃至情意生活をも解釋しつくすことができるかなどは、もとより疑問であるが、とにかく、一個の人生觀乃至生活觀として考究に値することはいふまでもない。然るを、ただ我が國體に反するといふだけの理由を以て、その研究をも禁じ、それに關する一切の著述を沒收するに至つては、茶の焚書と似たやうなものである。危険であるとしても、これを取扱ふにあまり心が小さい。或は原子爆彈のやうに危険視されたものであらうが、原子については研究の結果において、その性能の危険性をもつてゐることは證明されてゐる。然るにマルキシズム思想については、殆ど何等の研究は許されずに、頭から讀書研究は相ならぬとされた。研究心の盛な青年學徒に逆効果を呈してゐたことは、たしかである。

教學官の或者の如きは、共產主義學説は難解にして高遠の理論を持つてゐる、それ故に青年に讀ましてはならぬといふやうな見解をもつてゐた。何故に悪いか、偽りであるか、また國體觀とどの點において背反するか、などは、少しも示されずに、頭の良い青年がこれを讀むと、その内に引込まれ易いから危険である、それ故に發禁するといふやうな態度である。何故か非常に一種の思想的魔物の如く嫌はれた。そこに何か國體を破壊するやうな眞理が伏在してゐるが如く恐れられた。もしそれが絶対の眞理であつて、國體觀の道理は、それにとつても及ばぬとすれば、どうも致方ないことであ

る。いつまでも隠し切れ、防ぎ切れるものではないが、こはいものは見ぬがよい、といふ工合に取扱はれた。究理心に富んだ青年學徒を満足せしめ得ないのは、當然である。それ故に共產主義思想に關する徹底的な批判は、殆どこれまで行はれずに、ただ下積みにされて、今日まで續いて來たのである。デモクラシー思想は、先年一應免疫されたといはれたほど、相當の論議はつくされたのである。が、共產主義の思想は、むやみと危険視されて、その眞相は解らずに、ここまで來たのである。諸外國におけるその取扱ひとは、頗る異なり、極めて臆病に取扱はれた。我が國民の究理心に乏しく、自力を以て創造的に論理を回轉させる思索力が薄弱なことを示すものであるかも知れない。

多少、新思想の流行を追ふといふ我が國民性の癖もあるが、共產主義に關する紹介著述は一時、本屋の店頭に溢れるやうな形勢にあり、これを讀まぬものは新人でないやうに考へられた時期もあつたが、それはたちまちに禁遏された。學説としての共產主義の評論討議も盡くされずに、國體に背くといふ一點張り、即ち、學理よりは、國體といふ觀念を以て、これを否認し壓迫する論據とされた。國體は、私達日本人の歴史的生活上の情意的信念といふことはできて、これを、個の理論體系と認むべきではないのに、それ以後、國體は理論的・學的原則とされ、國體學などといはれ、一切の學術思想は、この理念的大前提のもとに、眞偽や可否が決定さるべきやうに唱へられて來



た。これが皇國の道といふことであり、學校教科のあらゆる第一頁には、先づこれを學的原理前提として遵奉すべきものとされるに至つた。ここにおいて、あらゆる學術思想は、すべて日本的といふ固有の冠稱をもたねばならぬやうになつた。いはば、眞理はここに一定されて、遂に眞理の研究は進んでできないことになり、國民の生活は、眞實性を尋ねることから遠ざかるに至つた。これは終戦前までの我が國思想界の實情である。

かくの如くして、理不盡に壓迫された共產主義者、または、その同情者や、研究者から、反動的に國體に關する懷疑説が現はれ、天皇制廢止の説の出るのも、心理的にうなづかれることである。尤もロシアの共產黨本部から、我が國體を倒せといふ指令を受けたものがあるとも傳へられてゐたので、政府當局者が、それに十分の警戒をしたのは當然であるが、學術上の思想研究まで、ただ國體に危険であるといふだけで禁止したのは、いかにも懐の小さく、我が國體の根強さをも却つて疑はしめるかに見えた。そこで、今日、共產主義者の方面から、天皇制に關する論議が、はげしく大びらに語り出されてゐるのは、一つの皮動現象としてうなづかれることである。そして、それが、いかに結果し來るか、全く國民全體の正直な良心的判斷にまつ外はない。

三には、過去における自由・個人・民主思想の壓迫である。共產主義思想壓迫の後に來るものは、

自由主義・個人主義・民主主義の壓迫であつた。もとより軍國主義強烈の時には、民主主義を語り出す者などは、全く無かつたのであるが、それらの學説は最も我が國體に反對するものとして考へられてゐた。殊に敵國であつたアメリカはデモクラシーの本場であるといふので、極端に攻撃され、我が國には道義的精神があるが、アメリカ人は鬼畜同様の國民として、風上に置けない野蠻の生活をなしてゐるかの如く宣傳された。そして當時においては、國內には、議會人も極めて意氣地がなく、專制の軍閥政治に屈服して、いふべきこともいはすにゐたので、デモクラシー的の論議は秘められてゐた。時には、下から盛り上げる力とか、民意の發揚などといはれたこともあるが、これは上司から訓令的に説かれた言葉であつて、本當に民間から出た叫びではなかつた。何れにしても、民主主義思想は當面の問題とはされてゐなかつたが、共產主義の思想の後に睨まれたのは、自由主義・個人主義の思想であつた。

これは、先にもふれたことであるが、少しも正當に理解されずに、自由主義は我が儘勝手主義であり、個人主義は利己的な我利々々主義である様に考へられて迫害された。實際、そんな主義を抱く者はないので、結局、何の主義思想もなく、本能的に利己的に無教養の國民として言動してゐた民衆が、惡口言はれたに過ぎなかつた。そして國民もまた何等の自覺反省もなく、お互に現代は我



儘勝手の自由主義であり、個人主義であるといつて、他事の様にお互に世の中を攻撃してゐた。これは結局、たらひの水を棒でかき廻す様なもので、無駄な叱言を言合つてゐた様な始末であるが、最も被害を受けた者は、本當の人格的自覺に基づき、言論の自由を尊重して、眞面目にその意見を吐露する者であつた。かくして官憲や上司の言論を批判して、一家言をなす者があると、忽ちその人は自由主義者、個人主義者と貼札を附けられた。國家社會のために、誠意を以て一言なかるべからざる時に、少しでも自説を唱へると、非國民的な自由主義者、個人主義者と目せられては、まことに立つ瀬はないのである。それがために、眞面目の學者・思想家の中には、警告や拘引や檢舉の憂目を見た者も少からずあるが、遂には餘りの馬鹿の目に合ふことを嫌つて、口を緘する者が多くなり、軍閥官憲の人々は、時を得顔に我が世振りの態度を發揮してゐる有様であつた。かくの如くして、我が國民思想は極めて貧弱になつた。それと共に、學術思想の研究も加速度的に衰へて來た。種々の外的條件に基づくことでもあるが、言論思想の壓迫が、この結果をもたらしたことは明白である。なほこの壓迫は、いはゆる防諜と唱へて、私的會合の席上、友人同志の談話をも探知されて、國の秘密をもらす者とか、或は、國策を過まる流言蜚語の傳達者として、拘留される者も、多數あるに至つた。

かゝる思想の壓迫は、結局、國體の護持を計らぬ、いはゞ亂臣賤子の言動として取扱はれた形に

あるので、この思想乃至言論についての取扱ひ方が、今日急に一變するに至つては、その當時かく取扱はれた人々から、乃至それを知つて同情し、國體を笠に着ての官憲の處置に、痛憤してゐた人から、反動的に國體問題について、疑義の點のあることを語り出すのも、無理もないことである。殊に新聞紙上に表れてゐるが如く、檢舉拘引の取扱ひ方や、刑務所における取扱ひ方が、天皇の御名において行はれるといふ立場から、苛責極まりない處置がとられ、天皇の赤子たるべき人民が、思ひまうけぬ残忍の取扱ひを受くるに至つては、自由に物のいへる時代になつて、國體や天皇制について、とかくの論議の生ずるのも、必然であると稱してよい。然し、それが明らかに示され、正直に語られてからの後は、結局、國民の大反省と大考慮とに由る總意によつて判定されなければならぬのは、いふをまたない。

四には、以上の思想言論に對する壓迫と聯關して、天皇の位置を、軍閥官憲が利用したことである。利用といふ言葉を善用といふ意味にとれば、聖旨を奉戴して、國民の間に遍からしめ、國政を善美ならしむるのは、當路に立つ者の責任であるといふべきであるが、こゝでいふ利用とは、文字通り、自己の職權を、天皇の御名にかこつけ、聖旨を笠に着て、私意的に亂用することである。これは先にも述べたが、我が國民の間に、官尊民卑の幾久しき陋風があるので、かゝる態度を軍閥・



官僚の人に取り易からしむる傾向もあるが、かゝる人々が、眞に我が國體のいかにあるべきかを悟らないからである。赤子の聲は民意であり、民意を尊重するのは、聖旨に副ひ奉る當然の方法であることを辨へなかつた。天皇は主権者として、権力意識を以て國民にのぞむ者とのみ考へ、慈父の心を以て民意に傾聴するのが、行政上當然の方法であるべきことを氣付かなかつた。上から下に命令的に臨みさへすれば、それで自分の任務は終るとし、何もかにもが、お上の命令である、これをきかないのは、不義不忠であると見做して、國民に對しておしつけて來た。これは天皇を利用するものであり、國體觀については、権力主義の立場を取り、實行においては、天皇の大權を振りかざして、人民を命令し叱咤するに急であつた。これは、非常時局中、殊にあらはに見えてゐた軍閥・官憲の態度であつた。口には家族的情愛本位の國家觀が唱へられ、情においては父子、義においては君臣と事毎に唱へられて來たが、實際においては、慈父でない様に、天皇を國民の間に印象づけた。勿論、國民は、かかる官憲の政治的取扱ひの以外においては、天皇をいはゆる権力者としての主権者などといふ考へを以て見ず、歴史的傳統的に昔からのいはゆる天子様として、何となく有り難く、目出度く、極めてうぶな心で仰いでゐたのであるが、かやうな壓迫的な取扱ひを、軍閥・官憲の仕方を通して受けた人々は、そこに一種の反感を生ぜざるを得ないのは、當然である。これは、天皇

の御意志であると思ふ者はないが、大政に翼賛し天皇の政治を輔弼し奉る人々が、いかに我が國體觀を曲げ、政治をあやまつてゐたかを思はざるを得ないのである。そこで、現在の憲法が、餘りに大權發動の箇條が多く、國務と統帥權は分離され、國民全體の總意を以て國父たる天皇を助け奉るといふよりは、権力者として、國民を壓迫すると思はれる幾多の箇條のあるのに、思ひ付かざるを得ざるに至つたのである。これが憲法改正論の聲となつて現はれ、従つて天皇制はいかにあるべきかとの検討の事項とも、なつてゐるのである。

五には、虚構の歴史的解釋である。どこまで歴史研究は眞實をつかみ得るものであるか、また事實通り記載されたとする歴史が、いか程その當時の國民心理を表示してゐるものであるかなどは、かなり大きい問題である。今日の新聞記事さへ、直接關係してゐる事柄を見ると、多くの部分は、事柄自體においても、心理解釋においても、かなりの過まりのあることを發見する位であるから、過去の記述にして、眼の當り證據立てられない、いはゆる歴史的事實については、相當主觀的な解釋を加へざるを得まい。一人の歴史家の主觀にもよることであるが、總じては國民の主觀による他はないであらう。そこで、歴史はさかさまに讀まれるものだともいはれる。結局は、國民の傳統的な感情信念を土臺として解する他はないであらう。かういつて了へば、餘りに埒が早くつくことであ



るが、他面においては、出来るだけ、多方面にわたつて零細な事實を汲み取り、種々の方面から考察することを必要とするのは勿論である。もつとも、その考察も、時代時代の社會心理によつて、影響されるので、一つの事柄が、或時代に良く解釋され、或時代には悪しく解釋されることもある。歴史上の一人の人物が、時に善人といはれ、時に悪人と批評されて、時代の推移によつて位置を轉倒して考察されるのは、歴史的解釋において、屢々ある所である。

それであるから、歴史上の事柄について、どこまで真相であるかと、徹底的に論斷することは難しいが、どう考へても餘りに虚構と思はれることは、明かに指摘されねばならない。もとより虚構的な事實解釋をなした人も、敢へて承知して、さうしたのでなく、一つの事實と思はれることを擴大して、これを他方向に適用したものであらうが、何かの計畫的必要があつて、時に或程度まで承知しながら、虚構な記述をなすものもあるに相違ない。その點から考察して、我が國體觀について幾多の上滑りの御體裁的な論議があつたことを思はざるを得ない。殊に國家非常時に際しては、國民の意志を、出来るだけ一元的に緊張させようといふ様な希望から、我が國體を絶體神聖の神國日本といふまでに祭り擧げた。そして天皇は現人神として、我が民族の上に君臨し給ふのみならず、世界の上に八紘爲宇の皇道を發揮すべき使命を持つてゐると宣傳された。かくもあることが出来た

ならば結構のことで、どこの民族にも、さういふ神秘的な願望は昔はあつたのである。丁度、子供が偉い人になつて、一人天下の夢を見る様なものである。

心理的には、幼稚な原始的な願望として、どこにもあり得ることであるが、やうやく長ずるに及んでは、有力なる他人の存在することを知り、自分天下となることも出来ないので、協力して生活しなければならぬ道理を辨へて來るのである。それと同様、國民においても、人智の聞くに及んで、他國の有力なる存在を認めるに至つては、自國自讚の態度の宜しくないのを自覺するに至るのである。もとより一國民として存在するには、何かの特色があり、その長所を發揮するに精進すべきは、當然であるが、それほどこの國から聞かれても、恥しからぬ態度でなければならぬ。然るに、獨り自慢の子供の様に、我が國のみが神國であつて、他國は禽獸の國である様に見えるのは、いかにも虚構の説といはねばならない。然し、この種の考へは古代にあつて、古事記、日本書紀の編纂の時代においては、かやうに昔から言ひ傳へ、語り傳へられて來たのである。神話時代にある通りに信ずれば、我が國は神ながらの國であつて、他の國と全く選を異にするといふべきである。然し、今日文化の開け科學の進み、諸民族・諸國家の成立と發達の經過を考へ、それらの民族の傳説や神話等を承知した時に、我が國だけが、文字通りに神國であると認め難いのは、言ふまでもない。



それをそのまま、今日國民の間に偽り無き事實として宣傳され、教育教化の大方針と立てられることになる、國民は半信半疑の間に、さ迷ふ者が多くあるのは、當然である。

勿論、或意味においては、解釋し直して、神話時代を適當に一種の事實として、承認することは出来る。それは、太古の我が祖先民族は、かやうな傳説を信じ、かやうな心持で生活して來たであらうといふことである。太古の祖先にとつては、それは偽り無き事實であると信じてゐたであらうといふことである。その心持、その考へを私達は尊重することは出来る。原始時代の私達の祖先達は、かやうに考へてゐたであらうとは、推察し得ることである。これは私達の祖先敬愛の心であらねばならない。いづこの國民にも、さういふ場合のあり得ることを推察し得る。それ故に、祖先の心を心として考へた時には、神話をそのまま、事實であると思つてゐたらうといふことは、今日の我々も心理的に理解し得ることである。然し、これは社會心理學的立場で推察的にいふことであつて、現在の我々の立場や考へを表明することではない。今日の科學的知識から見れば、その通りが事實であると思ふ者はない。人間が天から降つて來るとか、日の神が天の岩戸に隠れるとかいふことは、科學的事實として、誰にも受け取れないことは、いふまでもない。かゝる架空的な記述を、そのまま、科學的事實として信ずることは出来ないが、これを通して、古人の心や思ひ方が、どうで

あつたかを推察することは出来る。故に、古事記や日本書紀の記事は、神話的記述として、我が民族の理想や、風俗習慣や、人生觀や、宇宙觀を見取ることには出来る。そこに非常な興味がある。以前には、古事記や日本書紀の記事は自然神話であるとか、或種の世界觀の表現であるとか、色々論議されたことがあつたが、それは當然のことである。

故に、神勅の如きは、科學的に歴史的事實と認めることは出来ないが、日本民族の理想を明示してゐるものであることは推察出来る。その精神をとつて、我が國體觀の淵源となすことは、當然である。それが今日まで行はれて來たのである。けれども神話時代の記事を以て、そのまま文字通りの事實となし、これを教育教化の表道具となす如きは、國民の知識の進むに従つて、反つて疑惑の種子となり、國民思想に危険性をはらましむる原因と認めなければならぬ。明治時代には古事記や日本書紀は、今日の様に事實として尊重されて、教育の用には使はれなかつた。私の經驗からいつても、軍國主義時代程に神話が重大視された世相を見たことはない。それでも忠君愛國の思想については缺くるところなく、むしろ明治時代に教育を受けた人々の方が、純な、虚構の無い姿で國體を思ひ、國民としての義務を考へてゐたと信ずる。それに比べると、今日の方が、かゝる天降りの御説教が非常に多いのに、反つて國民に誠意ある愛國的精神の乏しいのは、國體に關する記



述が餘りに虚構に走つたからではないかと思ふ。餘りに有り難い、もつたいたい、現人神で天皇はあらせられる、陛下といふ言葉をきいても、ドイツ流に教室で足もみをしなければならぬと教へられ、それ、御眞影の安置殿に一々敬禮せよ、電車の中からも宮城に敬禮せよと、ただ厳しく怖ろしくあらせられる上御一人であるといふ印象を植ゑつけるに甚しかつた。天皇は親しく、なつかしく、國民の愛情を傾けても盡し得ない慈父の如き御方と思ひ得るやうに、教育されなかつた青年達に、今日、ややもすると、一種の反感を抱いてゐる様な傾向のあるのは、虚構の歴史教育に由る逆効果である。ここからも天皇制に關する疑義の論を生ぜしむるに至つた原因がある。

もとより、かゝる科學的には受け取り難い、獨り自慢の國家觀を造り上げて、國民に注込まうとした官憲も、その主觀的な動機においては、必ずしも馬鹿と説明しようとするものではあるまい。何かの眼目をつかまへて、國民統一の精神を天皇中心に置き、國體護持の方法を確立しようとしたものであらう。然し、それについては科學的、批評的な精神の眼を掩はず、その態度をも容れ得て、然る上に、我が國體の無比であり、私達國民の存在にとつては、代へ難き生命的存在であることを説く方法もあつたのである。そして、それが當り前のことである。少くとも、古事記の如きは先に述べた様に、社會心理的に民族の思想や心情を、神話的に表現するものとして、取扱ふとす

れば、民心を不合理化する様なことにもならなかつたであらう。然るに、非常時局のために、ただだ國民の心を統一し、これを指揮し易からしむるために、國民の批評眼をも盲にして、ひたすらに神がかり的に、有り難い、もつたいたい、おそれ多い、それ従へとばかり、眞しぐらに、一途に、この道をかけてゆけばよいと、指圖指導叱咤する様になつたものと推察される。この馬車馬的、神がかり的、無反省的、無批評的、盲信的、誇大妄想的な思想態度が、遂にこの大敗戦を招くに至らしめた原因であることは、明白である。

これを語る者も、太古の記事そのものが事實であると受け取つてゐるのではあるまいと思ふが、かやうに思はせることが出来たならば、神代からそのまま續いた神國日本の國民として、戰意のいはゆる昂揚も出来ると思つたのであらう。まことに愚なことであつた。國を思ふといふ主觀的動機において、眞實の心といふことも出来ようが、一面には國民をだます様な心持も働いて、國民を導かうとしたことは、あまりに智恵のないことである。結局、常路の責任者が大處高處から、眞實に立つて、國民を導くことが出来なかつたことを示すものである。こゝにも思想的・道徳的性格の弱さを認めざるを得ない。もとより、どこからどこまで、絶對の眞實であるかをつきとめることはむづかしいが、自己の良心的な態度において、これは眞と認めることは、常にあり得るのである。や



がて、それを改めねばならないことがあるのを氣付くにしても、それは、眞實の段階を、だん／＼より高く上つてゆくことを意味するものであつて、手段的に、一時の方便として國民の眼を掩うて、これを盲目的に誘導しようとするものではない。

以上、五つの觀點から、終戦後において、その以前には決して見ることでできない社會的現象として、國體乃至天皇制に關する論議が生ずるやうになつた原因について述べたが、實に、現代は將來の國運が、いかに展開されるのかの國民自身の大試練の時期である。

#### ハ 誤れる二つの國體觀

この思想問題を解剖すると、國體觀について二つの誤つた考へ方が混在してゐると觀察され得る。一は國體または天皇を神祕化して、いはゆる神がかり式に考へることであり、他の一つは天皇を單なる權力主義的主權者と見ることである。前者は、古來から我が國體觀に含められてゐた思想であるが、それが最近に至つて、極度に高められ、國體そのものの眞の中核をなすやうに説かれるに至つた。後者は、明治以來、西洋の公法學的國體乃至政體觀から、受け入れられた思想であつて、人民に對して權力對抗の意識を中心として成立つてゐる君主國體觀である。これも或程度においては、あたり前の考へであるが、非常時局に入るに及んで、その意識が甚しく強められ、君意を

奉戴して、その職責を遂行する官憲の指圖命令に従はないものは、悉く亂臣であり非國民であるやうに見下して、國民を驅使するやうになつたのである。

かくの如くして、舊來の國體護持論者は、我が國を文字通り神國と誇つて、他民族國家を蔑視し、國際的な協同意識を、國民に失はしむると共に、他國民の反感を増長せしめ、我が國家を全く孤立の状態におかした。この思想は、常識的には、決して健全な國體意識をなすものではないが、非常時局におびやかされて、神經興奮的な解釋をとらしむるに至つたのである。科學的な近代精神に逆つて、太古の原始的宗教意識を高壓的に注ぎこまんとしたものであるが、その注人的態度の中には不思議にも、知らず識らずの間に、近代の西洋法學的國家觀が混入するに至つてゐる。即ち、天皇を權力者意識においてのみ解釋してゐる。それは、學理的に意識して解釋してゐるとは見えないが、官憲が、國民に對して、天皇の大權を振りかざしてのぞんだ時には、強力な壓制的な主權者として現はされてゐる。しかも、法理的解釋以上に、神秘的な絶對的な權力者といふ神がかり式の面影を以て、國民の前に示されてゐる。かかる新舊思想の不思議な混合によつて、國體が解釋されて國民の正常な精神を却つて混亂せしめ、思想問題をいやが上に悪化せしめてゐる。

これに反して、天皇制打破論に傾くものは、主權者としての天皇制に反對してゐる。我が現憲法



は、たしかにこの方面の姿を明記してゐるものであつて、法制的に天皇を人民に對せしめた時は、從來かくの如き立場において説かれてゐる。かゝる國體論が、民主主義と兩立し得ざるものであるのは、明白である。この意味において、民主主義に傾倒するものが、天皇制廢止論に赴くのは、論理上當然である。しかも實際上、天皇の名において、有司によつて、長くむごい取扱ひを受けた經驗者としては、感情的に深刻の反感をもつに至るのも、心理的に、うたづかれることである。しかし、我が國體を、血族情愛の人情關係において、少しも意識するところなく、ひとり權力關係においてのみ成立するとすれば、特色ある國體をなす能はざるはもろろん、幾千年の長日月を経て今日に至ることはできなかつたはずである。尤も、今に至つて、初めてそれが疑惑問題となつたといはれる譯であるが、結局は國民の心情において、千古のこの情愛意識を内藏し存續することができないとすれば、いかんとも致方ないのである。これのなきもの、これを失へるものに、これを持つことを命令することはできない。情は情を以て導くより外にはない。情は感染し融け合ふものであるが、國體についての情緒が昔より今に至るまで、相受け相繼いで來たやうに、今日より將來に向つて、祖孫相承けて、傳統的感情的紐帶を保持することが出來なければ、我が國體の中核は失はれて行くと思ふべきであらう。我が國民には、多かれ少かれ、かゝる感情はあるものと思ふが、こ

れは命令や抽象理論によつて養成することはできない。親子の情や、宗教的感情に似て、理論を聽いて、初めて家族的情愛や宗教的感情を生ずることのできないと同様である。神秘主義と權力主義とをませ合せた天皇觀に對して、民主主義の立場から反對する論議は了解し得るが、情愛意識に祖先傳統の一種の家族的・民族的統一的な生命を内感することができれば、必然に天皇制を否定する理由もあるまいと信ずる。ただ今日は、その意識に立つて、いかに新に民主主義思想を包容攝收し得るやうに、政治形態を樹立し得るかの問題である。

以上、我が國體觀について、神秘的な神聖觀や、權力主義の君主觀を述べて、それぞれ當を得ないものであることを語つて來た。従つて、神がかりの神國でもなく、軍閥・官僚の權力國體でもないことはいふまでもない。そこで我國體はいかなる姿にあるかといへば、私は、從來極めて通俗的に平凡に、いかなる人々にも通有的に承認されてゐる思ひ方に、國民全體の信念があると思ふ。即ち我國體は、血統人情の情愛本位の君臣關係に成立つてゐるといふ事である。昔から説かれてゐるやうに、皇室は、大和民族の宗家として、國民生活の中心生命を成し、義においては君臣であるか、情においては父子である、といふ心持になつてゐるといふ國體である。それ故に、皇位の繼承は、有徳者本位でも權力者本位でもなく、家督相續的に成長し發展して來てゐる。これは幾千年にわた



つて國民の信念に少しも變りはなかつた。これはいつ定められたといふ史的事實は明かでなく、自然發生的に國民のいはゞ信仰となり事實となつて來てゐる。尤も太古において神勅によつて、萬世一系の皇位が無窮に繼續せられるべきことが宣言されてゐるが、前にもいつた如く、これを史實的に幾年幾月と決定することは出來ない。結局、太古から引續いてきた國民的信念であり、感情であつたと認むべきである。これは上下を通じての國民全體の信念であつた。皇位が、かやうに血統的に繼續され、大和民族の中心生命を成し、我が國家社會生活の統一力を保持してゐるといふことは、いひかへれば、大和民族のいはゞ宗家としての皇室を、國民は取巻いて、一大家族の如き心持ちで生活を遂げて來たといふことである。これはまことに平凡な月並な國體觀であつて、むづかしい理窟も解釋もない。

支那における如く、有徳者君主論であるならば、常に天皇が文武兩道に優れた有徳者であることはいはれないであらう。有徳者は臣民の間に澤山あつたであらう。しかし、皇位を視ふものは殆どなかつたといふことは、血統による皇位繼承であるといふ信念が、國民の間に遍かつたからである。また權力者君主論が行はれてゐたならば、皇室を凌ぐやうな外戚もあり、武家もあつたので、到底一系を成すことが出來ず、外國の如き状態を呈したであらう。然るに、皇位の神聖は皇族直系以

外のものの侵すべきものでないことを承知してゐるので、太政大臣とか征夷大將軍として納つてゐるのである。權力が人間生活の最高位に位するものであるとすれば、彼等は皇室以上の存在であるといふべきであらうが、權力は必ずしも人間生活の最高位を占めるものでないので、いかに權勢は飛ぶ鳥を落すやうなことがあつても、天日を仰ぐが如く、敬愛と信賴と尊敬とを以て彼等を見ることは出來なかつた。

もし、一個人として、智慧があるとか、徳望があるとか、腕力があるとか、權力があるとかといふ條件を以て、天皇の性格に、一々當てはめて考へたときには、その尺度からは、何故に天皇を尊しとすべきであるかの理由は、判然としない。天皇の個人的性能については、或は文學に通ぜられるとか、或は科學に長ぜられるとか、特長はあらせられるとしても、それは我が民族の至尊としての天皇であるとか、或は國民の心情には差別を生じないのである。歴代の皇統をつがせられる天皇は、常に人民の幸福を念じ給ふ祖宗の遺業を恥かしめないやうにと志され、人民は、その祖先が敬愛し奉公し協力して來た皇統の繼承者としての天皇に仕へ、總力を以て御代を立派に作り上げて行かうとしたのである。今日は、未曾有の衝撃を受け、世界的意識にもめざめ、總親和・總努力を以て、新運を開拓すべき時になつたのであるが、君民一如、祖孫一體の觀念に基づく。故に天皇に徳望があるといへ



ば、その折りの上御一人のそれではなく、萬世一系の皇統を継ぎ、歴代の皇位を表現し給ふ御方として、大和民族の中軸となり、統一をなしてゐるところに、大なる徳望があるのである。即ち、民族の中心生命を表現し給ふといふ意味においての徳望である。また天皇に権力があるといつても、それはその折りの上御一人の意志による権力でなくして、即ち個人的な意志による権勢でなくして、傳統的に歴代繼承して、國を治め給ふ天皇として有し給ふ権力である。いはゆる御稜威なるものは、それである。最近、上御一人といふ言葉が、濫發されてゐた感があるが、他國流に一人の有徳者・権力者としての上御一人と思ふことは、我が國體に關する考へを却つて狹隘にするものである。歴史的な國民生活の信念を忘れて、天皇を見奉ることは、恩怨の情を一時に湧き立たしめ、祖孫の民族生命を力強く培ふものではない。實に我が國體の特質はこゝにあるとすれば、萬國無比といつてもよい。しかし、それだからといつて、常になされるやうに、他國に誇るべき理由はない。もし、これが唯一・絶對・最上の國民生活であると、世界列國の人類が認めてほめてくれるならば、敢て誇つて差支へないことであらうが、國家の成立事情によつて、各國には、歴史的にそれぞれ特色があり、それぞれ異なつた國體の生活をなしてゐることはいふまでもない。従つて、それぞれの國家形體を尊重し、これを護持し發展するに努力すべきは勿論である。我が國民も我が國體に特質あることを自覺

し、その光輝ある發展を希ふべきは當然であるが、我が國の尺度を以て、他の國家國民の生活態度を測り、輕々しく優劣高下の論をなすべきでないのは、自明である。

然るに、かくの如き平凡の解釋ではをさまらず、その上に、勿體づけられた説明が加へられて、我が國は神國として八紘爲宇の精神を發揮し、諸民族を天皇の統制の下におくべきであるといふ誇大思想を起し、反つて列國の反感を招き、この大敗戦を見るに至つたのである。もし世界民族を我が國民生活の中に取入れて、大日本國家を形成するとすれば、その時は、血統人情本位の國體觀でなく、いはゆる帝國主義的國體觀に變化するのは明白である。尤も、諸他の民族も、大和民族の分流であるとか、同族であるとか説明され、世界民族は盡く我が民族と血統を同じうしてゐるものも我も信じ、彼等も信じ得ることが出来たとすれば、そこに一種の大きな理論も成立つかも知れないが、それが空想であることはいふまでもない。

なほ、かゝる平明な國體觀の上に極端な天皇神聖觀が加へられて、それがために國內においては天皇と臣民との間を霄壤の如く隔離するに至つた。長多いとか、かしこくもとか、勿體なくもとかいふ文字が事々に使はれ、天皇は見ることも仰ぐことも出来ない、全く臣民とかげはなれた御方として描かれた。情愛人情の本質に成立つ天皇であるならば、勿論、一面には尊ぶべく敬すべき



は、この上ないとしても、他面においては親しみのある、人情味たつぷりの心持が、十二分に表されるやうな關係にあらねばならない。明治維新以後、段々この種の君民隔離の考は強められて、天皇の御奉送迎時の取締りは益々嚴重になるばかりでなく、行幸記事にも敬語が事々しく用ひられて、親しみを以て、それを讀むことはできなくなつた。従来も、出来るだけ、赤子をして龍顏に近づけ奉り得るやうに取扱へといふ説もあつたが、何かその間に信頼がおけず、危惧の念を懐くやうな態度を以て取扱はれた。國民をして私達の天皇として思はしめず、單に嚴めしく、國民を超越して存在する御方の如く思はしめた。この事は、軍部とか官僚とか、天皇に近接し得る人々をして、天皇を守護するのは、その人々の任務であるが如く思はしめてゐたのである。軍人は大元帥陛下の股肱として、直接に天皇を守護する立場にあり、官僚は、國民の前に範を示すといふやうな態度で、國政は全くその手に握られてゐるが如く考へてゐた。本來の我が國體は、軍閥國體でも官僚國體でもなく、いはゞ赤子國體乃至國民國體ともいふべく、或は君民一如の人情國體ともいふべきであるのに、明治以後、憲法の制定が、權力主義國家觀を大いに加味したので、人民に對して、軍閥・官僚が天皇の大權を振りかざし、高壓的に上より民衆に望むに至つた。これは、今日各方面から、軍閥・官僚の罪惡が暴露され攻撃される理由である。要するに、君民の間の親愛の情を妨げるやうな形式におい

て、取扱はれることは、決して我が國體の本質を明瞭にするものではない。

以上の解釋は、情愛本位の國體觀がいかによけられて、解釋され、國體の威嚴を増さうとして、反つて虚構の姿を呈するに至つたかを述べたのであるが、この平凡な常識的解釋については、幾多の疑もある。皇室を宗家としての日本民族の發展といふのも、どこまで歴史的事實の上に證明することが出来るか、義においては君臣、情においては父子といはれるが、さういふ態度は歴代の一々の天皇が、その通りに考へられて居られたことであるか、いつの時代においても、國民はこれを自明な眞理として、國土の隅々に至るまで承知してゐたのであるかなどといふ事を詮議立てすると、一は事實固めをすることは難しいであらう。そして、かゝる説明は、古來學者の殆どすべてを通して行はれて來たのであるが、これも我國體を修飾する方便論であらうなどの批評もあり得る。しかし、以上の解釋は、大體から認められるのであつて、そこに多少の作り事があつたとしても、いつの時代にも、いかなる人々も、國體觀を考へ得るやうなものは、左様に思つて來たといふ大きな事實を肯定し得れば足りる。強ひて疑へば、種々の事柄はあるであらうが、幾千年の間、この國體生活をして來たといふ大きな事實は、そこに國民の間に祖孫相承けて通有する信念のあつたことを證明するに、十分である。